

國民精神總動員

人口問題研究

第一卷第九號

昭和十五年十二月刊行

研究

婚姻統計概説……………岡崎文規(一)

資料

人口都市集中の地域的形態に關する一資料——
——都市人口の出生地別構成……………館田正夫(一四)

獨逸の厚生事業と人口政策……………大月照江(三四)

紹介

トムソン「支那に於ける人口動態統計調査の経験」(北岡)……………(四四)

パール稿「老いゆく人口」(島村)……………(四八)

彙報

第五回國勢調査の結果表章に用ふべき産業分類の決定——拓務省分課規程の一部

改正——厚生省社會局の優良多子家庭表彰に關する附帶調査の發表——醫藥制度

改善方策の厚生大臣諮問に對する醫藥制度調査會の答申——勞働者年金保險制度

要綱に對する保險制度調査會の修正並に希望決議——外務省の在南洋地方在住本

邦内地人職業別人口調——昭和十五年米第二回豫想收穫高の發表——昭和十五年

北海道並全國麥實收高の發表——財團法人人口問題研究會主催紀元二千六百年記

念第四回人口問題全國協議會の開催——水産食糧問題協議會の成立——戰時下獨

逸の人口動態——ボヘミア・モラビア兩獨逸保護領に於ける最近の人口動態——

ナチスの新離婚法と一九三八年の離婚統計

文獻

邦文人口問題關係文獻(八)——外國雜誌人口問題關係文獻(八)

厚生省

人口問題研究會

人口問題研究

第一卷 第九號

研究

婚姻統計概説

岡崎 文規

一、婚姻の研究の重要性

現代に於て一般に見られる如き一夫一婦制の婚姻は、社會共同生活體の最小單位としての家族を永續させ、また發展せしむる目的の下になされる男女二人格の結合であると見ることが出来る。婚姻は、その當事者に取つてはもちろんのこと、社會に取つても重大なる意義を有つてゐる。婚姻の社會的意義は多くの觀點から問題になるであらうが、いま、婚姻と人口との關係について見るに、婚姻率と出生率とは必ずしも常に平行關係を保つものとは限つてゐないけれども、婚姻は一社會に於ける出生力と極めて密接なる關係あることは明らかである。普通、出生の事實は現に配偶關係を持続してゐる夫婦に専ら期待しなければならぬのであるが、夫婦の妊孕力は婚姻持續期間の経過に伴つて低下すると共に、離婚又は死別によつて解消

婚姻統計概説

する夫婦の一定數を考慮に入れるならば、斯くの如くにして失はれ行く出生力は新たに婚姻する夫婦の出生力によつて補充されなければならない。婚姻こそは實に出生力を保持する唯一の源泉であつて、他の條件にして同一であるならば、婚姻率が持続的に低下する場合、これに對應して出生率も亦低下せざるを得ない。また假りに婚姻率そのものは不變的であつても、婚姻年齢が上昇の傾向を辿る場合には、妊孕可能期間はそれだけ短縮されることになるから、従つて出生率も低下することになるであらう。言ふ迄もなく、婚姻及び婚姻年齢は、個人の社會的・經濟的或は心理的動機によつて、それと、任意的に決定されるものであるが、人口に及ぼす社會的影響は頗る重大であるから、人口問題に關心する者は、婚姻率の推移並に婚姻年齢の變動に對しても絶えず細心の注意を拂ひ、必要に應じて、適正なる對策を攻究しなければならぬ。婚姻及び婚姻年齢は個人の自由意志によつて決定せられるものであると斷ずる場合、政策的に之を左右する餘地は有り得ないではないかと言ふ異見が出るかも知れない。なるほど、如何に強力なる政策をもつてしても、直接的に個人の自由意志を支配することは不可能であるが、實は婚姻及び婚姻年齢を決定する個人の自由意志なるものも一定の社會状態と全然無關係に存在し得るものではない。例へば好況期に婚姻率は上昇し、之と反對に戰時に於て婚姻率の低下する事實は、社會状態の變化が、各個の個人に取つては依然として存在してゐる筈の自

由意志を社會的に支配する作用あることを物語つてゐる。一定の社會状態が持續する場合、婚姻率が略ぼ恒同的であり、また社會状態が變化する場合、それに應じて婚姻率も變化することは、婚姻に對する個人の自由意志はそれ／＼の社會状態と密接なる關聯ある證左でなければならぬ。個々の婚姻は一應個人の自由意志によつて決定せられるものと見なければならぬが、しかし婚姻率が低下の傾向を示す場合には、社會状態の變化が各個の個人の婚姻癖を平均的に弱める作用をなしてゐるに違ひない。従つてその社會状態を修正し得る如き何等かの對策は、個人の自由意志を直接的に左右し得ないとしても、婚姻癖を強めることによつて婚姻率の低下傾向を阻止することは可能である。婚姻政策そのものは固より經濟界の不況を轉じて好況を招來する如き任務に耐へ得るものではないが、しかし婚姻適齡者の經濟的地位が一般に婚姻を躊躇せしむるが如き状態に置かれてある場合、婚姻を助成する各種の經濟的方策を講ずることが出来るであらう。

二、婚姻の研究方法

婚姻の研究は、それ自體に於て學問的價值あるばかりではなく、更に政策的目的から言つても重要な意義を有つてゐる。蓋し婚姻政策を樹立し、その實績を測定するには、婚姻に關し信頼するに足る基本資料が提供されなければならぬからである。

婚姻の研究に當つて、先づ第一に問題になる點は、婚姻の本質は之を如何にして捉へるかと言ふことである。もし人類社會に於ける婚姻が純然たる自然現象であるならば、その本質を明らかにすることは極めて簡單である。自然現象に在つては、精密なる個別觀察によつて、その本質を明らかにす

ることが出来る。例へば水の本質は之を化學的に分析することによつて明らかにすることが出来るのであつて、その結果はいづれの水についても當嵌まるのである。また地球から太陽への距離は、觀測器及び觀測者の眼が絶對に精確であるならば、たゞ一面の觀測で確定し得る筈である。然るにその觀測を幾回も繰返すのは觀測誤差を修正する必要があるからである。要するに各個の自然現象には殆んど全く歴史的發展性がなく、典型的であるために、その本質は精密なる個別觀察によつて之を明らかにすることが出来るのである。

之に反して人類の思ひ思ひの行動及び行動の結果を社會現象と名付けるならば、この社會現象は、同一種類に屬してゐると看做されるものであつても、それ／＼の個性を有ち、従つて非典型的である。何故かならば、人類は感情及び理性を有つてゐる自然物にして、しかも動機に従つて行動し、そしてその行動に對して責任を負ふ所の個性を有つてゐるからである。そして婚姻は確かに一種の社會現象である。婚姻は、陽春四月に會つて自然に開き咲く櫻の花とはその趣を全く異になし、生理的條件のみによつて支配されるものではないのであつて、複雑なる社會環境の下で、自己の行動及び行動の結果に對して責任を負ふ個人の自由意志によつて行はれるものである。従つて婚姻の季節、婚姻年齢或は夫妻の婚姻年齢の組合せ等について見るも、それは常に非典型的である。社會現象としての婚姻は、斯くの如く非典型的のものであるから、自然現象の場合に於けるが如く、個別觀察によつてその本質を明らかにすることは出来ない。例へばある一個人の婚姻年齢を個別觀察しても、それはその個人に特有なる婚姻年齢に過ぎないのであつて、人類社會に於ける婚姻年齢の本質を代表してゐるものと見

ることは出来ない。各個の個人について婚姻年齢を個別的に観察すれば、ある者は極めて早婚であり、ある者は極めて晩婚であり、またある者は獨身で終るであらう。これ等それらの婚姻年齢は、人類社會に於ける婚姻年齢のあり得べき状態即ちその典型を代表するに足らぬものであることは明白である。⁽⁴⁾ 個々の婚姻年齢は、多種多様の個人的事情、條件及び状態等によつて、恒同的原因に特殊的・偶然的原因の加はつてゐる原因複合に基いて個別的に決定されるものであるから、特殊的・偶然的のものに過ぎない。

婚姻現象に限らず凡ての社會現象には、恒同的原因の他に偶然的原因が複合作用してゐるから、個別観察では、その多様性を追求するに止まり、その本質を捉へることは出来ないのである。そこで原因複合の中から、偶然的要素を除去して、恒同的要素を抽出する研究方法が必要であつて、この要望に應へ得る唯一の研究方法は即ち統計的観察である。統計的観察は、個別観察とは異なつてゐて、同一種類に屬してゐる社會現象の大量観察である。大量観察の理論的根據をなすものは、言ふ迄もなく、大數法則である。こゝでは、この大數法則に關する教科書的な説明をなすことを差控へるが、大量観察によつて偶然的原因の作用する部分が互に相殺され、社會現象の有り得べき状態即ちその典型を見出し得ることは、大數法則の理論が確立される以前に於て、既に明敏なる研究者によつて洞察されてゐる。例へば Süssmich は、一七四一年に、「少數では凡てのものには不秩序に行はれるやうに見える。…蔽はれてゐる秩序の規律を見出さんとするには、先づ第一に各個の事例を多數に集め、そして數年に亘り且つ全地域に亘つて観察しなければならぬ。」と述べ、各種の人口現象と共に、大量觀察法

によつて婚姻の統計的研究を試みてゐる。これは婚姻の統計的研究として最も古きものゝ一つであると信ぜられる。周知の如く、統計的研究は人口統計の領域に於て最も早く發達した關係上、社會現象としての婚姻に關しても幾多の統計的研究が遂げられ來たつたのである。

婚姻は明らかに社會現象であるから、その本質を究明するには、大量觀察法によらなければならないが、婚姻の形式は歴史的に發展し、また地域的に異なつてゐる關係上、その特質も亦問題になるのであつて、かゝる婚姻の形式の特殊性を研究するのは歴史學の範圍に屬してゐる、また婚姻は常に社會制度或は社會慣習として現はれるものであるから、法律學の範圍に於ても研究されることを附言して置き度い。

三、婚姻の統計的常例の性質

大量觀察法によつて確め得た婚姻の本質を、いま、婚姻の統計的常例と名付けることにするが、その性質については、從來、多くの學者によつて議論せられ、異なる意見の對立が見られるのである。以下、婚姻の統計的常例の性質に關する各種の見解を叙述し、若干の批判を試みることとす。

婚姻の統計的常例の性質に關する Süssmich の神學的説明は姑く問題外として、近世統計學の建設者たる Quetelet の見解を先づ第一に取上げることとしよう。Quetelet は多くの論著の中で婚姻の統計的常例の性質について論じてゐるが、一八六九年に公刊せる著書 *Physique sociale, ou Essai sur le développement des facultés de l'homme* 中、第二卷第四章第三節「婚姻」の項について、彼の意見を窺ふのが最も適切であらうと思ふ。その理由は一八三六年及び一八四二年に著書 *Sur l'homme et le*

développement de ses facultés, ou essai de physique sociale を公刊して以來、この婚姻統計にも新材料を加へ、推敲を重ねたる後には出來上つたものが一八六九年に公刊せる著書であるからである。しかしこれよりも前即ち一八六七年に、Drobisch が其著 Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit の中、この問題に關する Quetelet の意見を反駁するために引用してゐるのは、一八四八年に彼の發表せる論文 Sur la statistique morale etc. Mémoires de l'Académie de Belgique T. XXI. の中、さき Drobisch のこの著書の内容についても考へて見度と思ふから、Quetelet の該論文も併せて問題にする必要がある。しかしこの原文は手元にならぬから、Drobisch の右の著書に引用せられてゐる所によつて、その概要を窺ふ他はなし。

Drobisch によれば、Quetelet は右の論文で次の如くに叙述してゐる。即ち一八四〇年より一八四五年に至る五年間に、ベルギーの諸都市に於ける二十五歳乃至三十歳の男子婚姻者数は平均二六五二であつて、いづれの年に於ける婚姻數も、この平均婚姻數と殆んど變動がない、そして當時、二十五歳乃至三十歳の男子人口は約三〇、〇〇〇であるから、婚姻蓋然率は $\frac{2652}{30000} = 0.0884$ である。同様の方法で三十歳乃至三十五歳の男子婚姻蓋然率は $\frac{1554}{16708} = 0.0930$ である。そしてこの二個の婚姻蓋然率の比は一九對二〇であつて、三十歳乃至三十五歳の男子の婚姻蓋然率の方が稍大きいのである。Quetelet は、この婚姻蓋然率をもつてそれ／＼の年齢階級に於ける婚姻癖を示すものであると言ひ、またこの婚姻癖を質的のものとの外見的なもの (tendance an mariage réelle et apparente) とを區別し、各種の事情がこの質的婚姻癖の實現に好都合に作用することもある

れば、また不都合に作用することもあるに違ひないが、しかし大量の婚姻現象を観察して、そこに一定の恒同性を發見し得る場合、彼の諸事情は偶然的原因と看做され、そしてかゝる偶然的原因の作用は相互に相殺され、従つて全體として見る時には、全く無影響のものとなり、結局、質的婚姻癖と外見的婚姻癖とは合致するものであると言ふのである。

Quetelet は、前の論文ではベルギーの諸都市に於ける五年間の婚姻統計を基礎にして議論を進めてゐるが、Physique sociale では、觀察範圍も觀察期間も擴大して、歐洲の主要なる諸國に於ける約十年間の婚姻統計を基礎にして議論してゐる。Quetelet は、先づ第一は各國に於ける年々の婚姻率はその平均婚姻率と比較して極く僅かな差異があるばかりではなく、また各國の婚姻率をその平均婚姻率と比較しても、各個の國民間に認め得べき偶然的原因に基く僅少なる差等を度外視すれば、殆んど變化がな⁽⁷⁾と言ふのである。更に Quetelet は、婚姻率の殆んど變動なきことは實に驚ろくべきことであるが、それ以上に、長き期間に亙る觀察の結果、人間の最も自由なる行動の一つであつて、一見、必然的に最も變動の激しかるべく思はれる婚姻當事者の年齢並に婚姻の季節についても、意外に大なる恒同性が發見せられるのであつて、之は驚ろくべき事實であると言つてゐ⁽⁸⁾。また彼は、かゝる意見を基礎付けるために、幾多の統計的事實を擧げ、觀察數が増加するに伴れて、個人的・道徳的特性は次第に消滅し、そして社會の存續及び維持が據つてもつて立つてゐる一般的事實を益々明らかにすることが出來ると言ひ、更にまた同一結果の反覆されるのは原因の恒同性によるものであると言へ、時の推移によつて社會狀態が變化し、婚姻に作用する狀態も變代し得るものである、しかし現に六十歳以上の婦人と

婚姻する三十歳未満の男子は、疑ひもなく、天命や盲目的熱情に駆られてこの婚姻を執行するのではなく、理性的に十分の熟慮をなし、また完全に自由意志を働かせ得る地位にあり乍ら、吾々が國庫に納める租税よりもより規則的に、かゝる種類の婚姻に對しても租税を納めてゐる、人間は萬物の靈長であると自負し、自由意志に従つて行動してゐると信じながら、知らず識らず、自然の如何なるものよりも強く法則にしばられてゐると主張してゐるのである。

要するに Quetelet の見解によれば、婚姻の統計的常例は、偶然的原因による僅かな變動を不問に附するならば、時間的にも場所的にも、更にまた事物的にも常に恒同的であつて、この統計的常例が變化する場合があるとしても、それは社會狀態の變化に原因するものであつて、個人の自由意志はこの統計的常例に對して殆んど全く無力であると言ふのである。後段に於て説明する如く、Drobisch は既に早く Quetelet の見解に對して反對の意見を發表してゐたのであるが、この反對意見に耳を傾ける機會がなかつた爲めか、或は之を全く無視した爲めか、つづれにしても Drobisch の反對論に一言も觸れることをせずして、Quetelet は自己の所信を率直に主張したのであつた。

Quetelet の見解に對する多くの賛成者の中で特に有名な學者は Wagner である。一八六四年に公刊せる著書 *Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen* の第一部第三節に於て Wagner は婚姻の統計的常例の性質を論じて、Quetelet と殆んど同一の見解を述べてゐるからその概要を摘記しよう。

凡ゆる社會現象の中で、婚姻現象ほど人間の意欲と偶然性とに支配され

婚姻統計概説

るものはなからうと考へる傾向があるが、それにも拘らず、この婚姻現象に於ても全く特殊な統計的常例があり、それは全く偶然性とか個人的影響とかによるものではなくして、一般的原因に依據してゐるものである。一社會に於ける年々の婚姻總數に於て、婚姻當事者の自分關係に於て、婚姻年齢に於て、夫婦の年齢組合せに於て、或はその他の多くの點に於て、恒同的均一性あることを發見する。婚姻總數は、大多數の國に於て、死亡總數の如く、年々、動搖するものではない。長期間に互つて觀察しても、多くの國に於ては、その期間内の平均婚姻數を各年次に於ける極大及び極小の婚姻數との差異は、死亡數の場合の如く大ではないと Wagner は述べて、歐洲諸國に於ける多くの婚姻統計觀察に基き、自説に對する實證的根據を與へたのである。そして最後に彼は次の如く結論してゐる。即ち一見最も偶然的にして、他面、最大の熟慮の後、自由意志によつて決行せるかに考へられる婚姻に於ても、大量觀察の結果、そこに恒同性が嚴然として存在してゐる。婚姻當事者は、自由意志に従つて婚姻すると信じてゐるにも拘らず、結局「宿命」に支配せられ、或は法則に束縛せられ、この法則の實現に役立つ構成員に過ぎないと言ふのである。

Quetelet の見解に對して、自由意志辯護論者の間から猛烈な反駁意見が現はれ、その代表者の一人として Drobisch を擧げることが出来る。Drobisch は、一八六七年に公刊せる著書 *Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit* に於て、Quetelet の *Sur la statistique morale* etc. 中で取扱はれてゐる婚姻の統計的常例の性質に關する問題を取上げて次の如く反駁したのである。即ち Quetelet は、既に叙説せる如く、大量觀察の結果によれば、實有的婚姻癖と外見的婚姻癖とは合致する

ものであつて、各年齢階級に於ける婚姻蓋然率は各年齢階級に於ける婚姻癖の態度を示すものであると言つたが、Drobischは先づこの點を反撃して、二十五歳乃至三十歳の若き男子に於ける婚姻蓋然率が一割以下である場合、これがその婚姻癖の態度を示すものであるとは信ぜられないのであつて、かゝる若き年齢階級に於ける實際の婚姻癖はもつと大なるものであるに違ひない。婚姻蓋然率は只だ單にどれだけの程度で婚姻癖が實現するものであるかを示してゐるものに過ぎないと述べ、また婚姻に好都合に作用する事情と不都合に作用する事情とは成立せる婚姻に於て相互に相殺されるものではなくして、婚姻を遂げたる者にはいづれも好都合の事情が作用して居り、婚姻癖を有しながら、婚姻し得ざる者にはいづれも不都合な事情が作用し、兩者共に個人に取つては偶然的原因であると述べてゐる。⁽¹³⁾

Drobischは、第二は、婚姻數が、年々、略ぼ同數であるのは、一部分、自然的狀態に、大部分、相當に長期間に互つて變動せざる社會狀態に歸すべきものであると述べ、歐洲諸國の婚姻統計に基いて次の如く説明してゐる。即ち女子に比較して成熟期が遅く、成熟期に達して後に婚姻に關心を有つ男子は一般に自分よりも若き女子を選択することは十分に理解し得るところであり、また之が普通である。また女子は成熟期に達すれば婚姻能力あるに拘らず、その平均婚姻年齢が豫想外に高いが、これは男子の平均婚姻年齢との關聯に於て定まるからであると言ひ、第三に、歐洲諸國の婚姻率を比較して、婚姻率は場所的に大なる差異あることを指摘し、自然的婚姻癖の實現は文化程度、國民的慣習、法律制度等によつて著しく左右せられるものであるから、婚姻に於ける「自然の家計」又は到る所で均一に作用する如き一般的法則ありと言ふは不當であると主張してゐる。⁽¹⁴⁾

Drobischは婚姻統計のみならず、犯罪統計及び自殺統計にも論及してゐる結果、その結論は道德統計一般に於ける統計的常例の性質に關するものであるが、その概要は次の如くである。

一、任意なる人間行爲に於ける道德統計の示す凡ゆる常例は運命的法則又は宿命に由來するものではなくして、安定的ではあるが、しかし變更し得る原因の產物である。

二、道德統計の示すこの常例は任意なる人間行爲のある範圍のみに交渉あるものであり、特にかゝる行爲をなし得る人々の一小部分のみに關係するものである。

三、道德統計に於て取扱はれる行爲の能力性は一部は人間の本性に、一部は個人の社會的地位に基くものである。

四、この能力性が實現されるか否か、また實現される場合の程度は行爲に對する誘因の態度及び實行の機會の程度に依存するものである。

五、統計數字の不變性は、大なる社會共同體に於て、行爲に對する誘因及び機會が、年々略ぼ均一に再發すると言ふこと並に人口數は全體として略ぼ同一であると言ふことを指示してゐる。

六、かゝる行爲に對する誘因及び機會は、相當に長期間に互つて持續する社會關係及び社會狀態に於ては、大いに安定的であるが、しかし決して不變のものではない。そしてこの誘因及び機會は異なる地域及び異なる時に於て相違あるものであるから、問題たる行爲の頻繁率は決して一般に恒同的ではなく、場所により、また時によつて差異を示すものである。

七、社會組織及びその構成は靜止的でなく、變化するものであるから、國民の知的並に道德的教養及び行爲もそれに應じて變化するものである。

八、任意なる行爲を單なる意欲の作用であると解するならば、道德統計は、かゝる行爲の實質的存在を否定し、單なる外見の任意性のみを説明するものである。そして道德統計は行爲に對する動機を見出すものである。故に動機なき意志を自由意志と考へる場合、道德統計はこの意味に於ける自由意志の存在を斷然否定するものである。

九、しかし道德統計は、人間の理性が常に人間の意志及び行爲に對してその進むべき方向を指示する力ありや否やの問題を解決するものではなく、また行爲の心理的動機に深く立ち入つて之を研究するものでもない⁽¹⁶⁾。

婚姻の統計的常例の性質に關する對立的な二つの見解を紹介したが、Queteletは、婚姻の統計的常例について、時間的、場所的及び事物的恒同性を主張するに止まらず、個人の自由意志をも否定するに至つたために、議論は頗る紛糾することとなつたのである。

Queteletが、婚姻の統計的常例は時間的にも、場所的にも、また事物的にも恒同性あることを主張し、この主張を基礎付けるために、各種の統計的事實を擧げたのであるが、實はかゝる主張をなすについては、その後それに相應する思想的根據をもつてゐたことを見逃してはならない。Physique sociale は Sus l'homme の改訂版とも見らるべきものであつて、Quetelet 自身が、一八七一年に公刊せる Anthropometrie ou mesure des différentes facultés de l'homme に於て告白してゐる如く、この Sur l'homme は Goethe の原型理念 (Urtypusidee) の暗示によつて書かれたと言ふことである。John⁽¹⁷⁾によれば、一八二九年八月に、Quetelet がワイマールに Goethe を訪問した際に、Goethe は彼の植物形態學に於ける原型理念を説明したに違ひないと言ふのである。と言ふのは、その際、

數多き著作の中から特に一八二〇年に公刊せる Zur Naturwissenschaft überhaupt, besonders zur Morphologie を贈り、しかも "Zur geneigtem Andenken des 28. August 1829 — Der höchst erfreulichen Unterhaltungen nicht zu vergessen" と自署してゐるほどである。その會談の中心は恐らく Goethe の原型理念にあつたと想像することが出来る。また John の説明に従へば、時に芽となり、時に莖となり、また時に花となる植物の具體的、個別的多様性は歸するところ一元に發してゐると言ふ Goethe の原型理念と Quetelet の平均値の概念とは合致するものであつて、Goethe に於ける典型は Quetelet に於ける平均人である。また Goethe に於ける典型は普遍的法則である如く、Quetelet に於ける偶然原因の法則も亦普遍的法則である。かゝる思想的根據に立脚する以上、Quetelet は、凡ゆる統計的研究の結果について、統計的常例の恒同性を主張したことを正に當然のこととしなければならぬ。Quetelet は自然的及び社會的狀態の變化に伴れて婚姻の統計的常例の變化することを認め得るが、これは、彼に在つては、婚姻に於ける典型よりの一發展又は一變態に過ぎないのであつて、その窮極目的は依然として婚姻の統計的常例に恒同性あることを信じてゐたに違ひない。ただ彼が取扱へる觀察材料は、時間的にも場所的にも狭き範圍に限られてゐるから、かゝる乏しき觀察材料に基いて婚姻の統計的常例の恒同性を主張することは稍々大膽であると同時に結論を求めるに餘り急であるとの感を懐かしむるのである。Drobisch は、婚姻の統計的常例には相對的恒同性あるに過ぎないことを主張したが、何人も婚姻に關する個々の統計的研究の結果に基いて議論を進めるならば、恐らくこれと同一の結論に到達するであらう。現在の研究方法

をもつてしては、婚姻の統計的常例の相對的恒同性を實證し得るに過ぎないと言ふことは、その統計的常例の絕對的恒同性を完全に否定し去る根據たり得るものではない。婚姻統計研究の最終目的として、典型理念に指導せられつゝ、個別的に研められたる婚姻の統計的常例中より普遍に適應すべき一般的恒同性を抽出し來たることは最も望ましいに違ひない。ただ婚姻は錯雜せる各種の原因複合に作用せられてゐるから、かゝる最終目的に到達することは頗る困難であつて、現在の研究方法をもつてしては尙この階段に到達してゐないのである。Mayrは、時間的及び場所的關係に於ける社會現象の統計的研究が重要な意味を有つてゐることを指摘すると共に、時處を超越せる統計的平均値は近世統計學の出發點であると言つてゐる。統計的研究の最終目的は斯くの如きものでなければならぬと思はれるが、現在の研究方法では、かゝる最終目的に研究の歩を進めることは全く、或は當分の間斷念しなければならぬのであつて、今日可能なる研究としては、狭く限られたる觀察範圍内に於て時間的及び場所的に相對的性質を帯びてゐる統計的常例の發見に努力してゐる状態である。従つてその後に於ける幾多の婚姻統計研究も、殆んど凡ての場合、婚姻に於ける統計的常例の相對的安定性並にこの統計的常例の變化に關聯せる因果態の洞察に向ひつゝあるのであつて、Zizekは、社會統計の領域に於ては、この安定性の一般的法則を發見することは出來ないと言つてゐる。統計的研究は今なほこの程度の發達階段に達してゐるに過ぎないし、Quetelet自身の實證的研究の結果も統計的常例の絕對的恒同性を主張には不十分のものであるから、現實の問題としては、Drobischの反駁意見を承認する外はなからうと思はれる。しかし統計的研究方法が更に一般の發達を遂げた曉に

は、Queteletの見解にも動かすべからざる真理あることが實證されるかも知れない。

尙、DrobischはQueteletの見解を誤解してゐる點があると思はれるので、そのことを書き添へて置き度い。即ちDrobischは婚姻癡に關するQueteletの見解に反對して、婚姻蓋然率によつて婚姻癡を測定し得ないと言つてゐるが、これは社會的婚姻癡と自然的婚姻希望とを混同せるものである。もし婚姻蓋然率を自然的婚姻希望の烈度と解する場合には、Drobischの言へる如く、若き年齢階級に於ける婚姻蓋然率が餘りにも小さいのに驚ろかなければならないが、Queteletは婚姻蓋然率をもつて婚姻の諸障礙に打ち勝てる度合を示すものと解し、之を婚姻癡と稱して、各年齢階級に於ける婚姻癡の差異を比較研究したものと見るべきであらう。

次に統計的常例と個人の自由意志との關係に關する問題であるが、Queteletは、既に述べた如く、婚姻當事者が自由意志に従つて婚姻を執行してゐると信じてゐるにも拘らず、大量觀察の結果、常に恒同的なる統計的常例を發見し得る爲めに、この統計的常例の前には個人の自由意志は全く無力であると主張したのであつた。しかしかゝる主張は倫理學及び心理學の基本原則と衝突すると言ふ理由から、自由意志の辯護者達の間から猛烈なる反對論が起つて來たのである。既に説明せる如く、Drobischは個人の自由意志の存在を主張し、しかも婚姻の統計的常例が比較的に安定であるのは、自由意志によつて決行せられる個人の行爲がある動機によつて誘導せられるものであつて、そして個人の行動に對する動機は、社會共同體に於ては、年々、略ぼ均一に現はれることに原因してゐると言つたのである。Drobischは、個人倫理觀に基く動機説を取つたのであるが、Quetelet

(11) Ingen は、社會倫理觀に基く動機説から、統計的常例と自由意志との關係を論じ、自由意志の存在を主張してゐる。また Rümelin⁽¹²⁾ も、統計的常例殊に純粹の社會法則は個人の自由意志を拘束する力なきことを強調し、もし統計が、次年度に於ける私の死亡危険は四十九中一の蓋然率をもつてゐると言ふならば、私は之を肯定しなければならぬが、私の犯罪危険が四十九中一の蓋然率をもつてゐると言ふに於ては、私は斷然之に反對する」と述べてゐる。

個々の社會現象を大量觀察することによつて、一つの統計的常例を發見することが出来るが、個々の社會現象は各個の個人の自由意志によつて決行されたる具體的事實であるに反して、統計的常例は抽象概念に過ぎない。かゝる抽象概念は、具體的な個々の社會現象を生起せしめてゐる原因複合の中から、偶然的諸原因を除去して、恒同的原因のみを抽出し、この恒同的原因によつて生起すべき、有り得べき社會現象の状態を示してゐるに過ぎない。故にかゝる抽象概念である統計的常例は具體的な個々の社會現象に對して何等の拘束力をも有たないことは當然である。またこの統計的常例に恒同性あるは、同一社會状態の下では、同一行爲を誘發する動機が安定的であることに原因してゐて、個人に自由意志ありや否やは全く別個の問題に屬してゐる。従つて社會状態が變化し、各人の意志決定の誘因たる動機が變化すれば、統計的常例も變動するものである。

要するに婚姻の統計的常例に相對的恒同性あるは、個人の自由意志とは無關係に、同一社會状態の下に於ては、その行爲を誘發する社會的動機も亦相對的安定性を有つてゐるからであり、またこの動機は、異なる社會状態或は社會状態の變化に伴つて變化するものであるから、婚姻の統計的常

例は相對的にして、且つ歴史的であり、決して自然法則と同一視すべきものではない。Wagner は、婚姻の統計的常例をもつて自然法則視し得べき一論據として、連年に互る婚姻率が死亡率よりも安定であることを擧げてゐるが、この議論は必らずしも正當ではない。死亡率は、多くの場合、婚姻率よりも大なる變動を示してゐることは事實であるが、しかし死亡率は、普通に考へられてゐる如く、ただ單に自然的原因によつてのみ支配せられるものではなく、一社會に於ける經濟状態或は衛生施設等の變化に最も強く支配せられるものであるに反して、他方、婚姻率は經濟状態の變動のみによつて、死亡率の如く大なる影響を受けるものではない。即ち死亡率は經濟状態の變動に應じて敏感に動搖するが、婚姻率は、固より經濟状態の變動によつて影響は受けるも、しかしその影響をある程度まで阻止するより、強き力として、經濟的動機以外の動機、例へば婚姻に關する社會的習慣の如きものがある爲めに、普通、死亡率よりは大なる安定性を有つてゐるのである。

四、婚姻調査の困難性

社會現象としての婚姻を大量觀察するには、婚姻に關する正確なる統計資料を必要とするのであるが、この婚姻を如何にして調査するかは決して容易な問題ではない。婚姻調査に於て先づ第一に問題になるのは婚姻の概念の決定であるが、この婚姻の概念は決して一義的ではない。

婚姻の起源及び婚姻形式の發展に關する婚姻史家の諸學説については、こゝで紹介する餘裕はないのであつて、婚姻を第一に規定せられたる性的關係であり、同時に一つの經濟的制度であると考へるならば、現代に於て

一般に見られる一夫一婦制の婚姻は、社會共同體の最小單位としての家族を永續せしめ、發展せしむる目的の下になされる男女二人格の結合であると見ることが出来るであらう。尤も婚姻は、その形式の如何を問はず、人類社會に特有の現象であり、社會的存在たり得る爲めには、社會の慣習又は法律の要求する條件に従つて社會的承認を得なければならぬ。法律婚主義に従へば、我が國の民法に於ても見られる如く、婚姻の成立には、法律上の實質的要件と形式的要件とが備はつてゐることを必要とするであらうが、しかし婚姻そのものは、元來、人の性情に基いて自生した法律以前のからの習俗的な關係であるから、現代に在つても、社會の慣習によつて承認されてゐる謂ゆる内縁關係も亦、法律によつて創造される法律婚と共に、事實上の婚姻と看做すことが出来るであらう。さりながら、重婚的關係の如きものは社會の慣習も之を事實上の婚姻と認めないことは言ふ迄もない。公序良俗に反するからである。

しかし社會の慣習が承認してゐる内縁關係には、いづれも法律上の實質的要件が備はつてゐるのであるが、形式的要件が缺けてゐるに過ぎないと見ることが出来ないのであつて、寧ろ實質的要件を缺いてゐる爲めに、形式的要件の履行を阻止されてゐる場合も少くはない。内縁關係の發生原因に關する中島博士の實證的研究に従へば、事實的偶然的内縁と見るべきもの三四%、故意的選擇的内縁と見るべきもの一七%、法律的必然的内縁と見るべきもの四九%である。この中で、法律的必然的内縁關係は殆んど凡て法律上の實質的要件を缺いてゐる爲めに形式的要件の履行を阻止されてゐるものと見ることが出来るが、それにも拘らず社會の慣習は之を事實上の婚姻と認めてゐるのである。従つて法律が要求する婚姻の實質的要件

と社會の慣習が承認する事實婚又は内縁關係の條件とは必らずしも常に一致してゐるとは限らないのである。中島博士の調査の結果によれば、「法律必然的内縁と見らるべきもの」の中で、「男女双方が戸主又は相續人なるが爲めに入籍不能のもの」は全體の約六五%にも達してゐると言ふことであるが、戸主又は法定の推定家督相續人は、「家」の廢絶を防止せんとする法律によつて、家を去るべき婚姻を禁止せられてゐるから、法律上の婚姻を斷念して、現實的な婚姻生活に甘んじてゐるのである。

次に「事實的偶然的内縁と見るべきもの」及び「故意的選擇的内縁と見るべきもの」に在つては、法律上の實質的要件は備はつて居りながら、前者は無智或は怠慢によつて、後者は「子の生れるまで入籍を待つ」と言ふが如き古風な思想によつて、形式的要件の履行をなさない場合である。婚姻は、婚姻の形式的要件を履行することによつて初めて成立するのであるから、婚姻の實質的要件が備はつてゐて、しかも現實に夫婦生活を營んでゐても、形式的要件を履行しない限り、單なる内縁關係でしかない。

斯くの如く婚姻には法律上の婚姻と事實上の婚姻の二種類があるが、法律婚主義に徹して、法律上の婚姻のみを婚姻と認め、事實上の婚姻を除外せんとすることは必らずしも穩當でないと思はれる。出生届或は死亡届は出生又は死亡の事實發生後の期日になされるのであるが、婚姻届は其の届出の日が同時に婚姻成立の日であるから、締結された婚姻の實質が同一であつても、婚姻の届出があると法律上の婚姻となり、婚姻の届出がないといつまでも事實上の婚姻として残るのである。締結された婚姻の實質が同一であるものを、只だ單に婚姻届の有無のみによつて、一方を婚姻と認め、他方を婚姻に非ずとすることは餘りにも形式に捕はれ過ぎてゐると言はざる

を得ない。また男女双方が戸主又は相續人の場合には、婚姻の届出をなし得ざる立場に置かれてゐるが、現實には婚姻が締結せられてゐて、しかも社會の慣習が之を承認してゐるとすれば、之をも亦婚姻と看做しても一向差支へないであらう。現代に於ける一夫一婦制に基く婚姻を斯くの如く解釋することは、後段に於て説明する如く、婚姻に關する統計資料を編成するに當つて、極めて困難なる問題に當面することになるのであるが、法律學の立場からは兎も角として、少くとも社會學的觀點からすれば、妥當のことと考へられるのである。

既に述べた如く、婚姻を社會學的に解釋すれば、法律婚と社會的に承認されてゐる事實婚とは共に婚姻の概念中に入れなければならない。もし事實上の婚姻が成立すると同時に、その凡てが法律的手續を経て法律上の婚姻となるならば、婚姻統計は完全性と信頼性とを有つのであるが、事實、さうなつてゐないから婚姻調査には困難なる問題が伴ふのである。⁽²⁷⁾

婚姻を法律現象としてではなく、社會現象として見る場合には、たゞ單に法律上の届出を缺いてゐると言ふ理由のみによつて、事實上の婚姻を統計調査から除外することは甚だ遺憾である。尙ほ之に加へて法律上に於ける婚姻の實質的要件を備へてゐない婚姻の中には即ち公序良俗に反するものもあらうが、かゝる好ましからざる事實上の婚姻も併せ調査することが出来るならば、道徳統計の研究上、特に多大の意義があることと信ぜられるのである。故に婚姻調査的の立場から言ふならば、各年度に於て現實に成立せる一切の婚姻を調査對象となすことは最も望ましいのである。しかしづれの國に於ても未だ嘗つてかゝる種類の婚姻調査が實施せられた例はないであらう。かゝる婚姻調査は、調査費用の問題を離れて、技術上、

殆んど不可能であるからである。法律上の婚姻届をさへも怠つてゐる者に對して、婚姻の申告を期待することは困難であるばかりではなく、殊に社會道徳に反してゐると考へられるやうな婚姻は、その當事者に於て努めて之を祕密にせんとするであらうから、その申告を期待する方が寧ろ無理であらう。それ故にかゝる種類の婚姻調査は、實際上、實施し得ざる多種の障礙あるために、之を斷念する外はないのである。それにも拘らず、歐洲諸國に於て、國勢調査に際して、婚姻を調査した實例がある。⁽²⁸⁾しかしその目的は、婚姻統計を編成するためではなくして、寧ろ家族統計を編成するにあつたのである。かゝる調査方法による場合には、故意に眞實の申告をなさない者もあらうし、また婚姻後、長き期間を經過してゐる夫婦は、誤れる記憶に基いて、不正の申告をなす危険も少くないであらう。アメリカに於けるこの種の調査結果は不良であつたと言はれてゐる。⁽²⁹⁾更にまた國勢調査は、毎年、實施し得る性質のものではないから、次の國勢調査まで、五年又は十年間に於ける婚姻は之を省みることなく放任しなければならぬことになる。これは婚姻統計の研究家には特に耐へ難き不便であるに違ひない。それ故に婚姻統計を編成する目的に關する限り、國勢調査に於て婚姻を調査することは満足なる効果を擧げ得るものではない。

婚姻當事者をして、現實に成立する婚姻を直接に申告させることが困難であるとするれば、婚姻調査は別個の方法によつて實施しなければならぬ。もし婚姻には必らず宗教上の儀式が伴ふものであるとするならば、神社又は寺院に於て一定の様式による婚姻記録を保有せしめ、之を調査對象とすることも一つの方法である。近來、宗教的儀式によるかゝる婚姻が次第に増加しつゝあるかに見えるが、届出による法律婚に比較してその件数が遙

かに多いか、或は婚姻が凡てこの宗教的儀式による場合にはじめて、かかる調査様式は大なる効果を収めることが出来る。しかし現在のところ、かかる調査様式に多くの期待をなすことは出来難いと思ふのである。たゞ宗教的儀式と同時に成立する事實上の婚姻は、法律上の婚姻に比較すれば、遙かに現實の状況に近いと思はれる。例へば法律婚による婚姻年齢は實際の婚姻年齢を示してゐない場合が少くないと思はれるが、この調査様式による婚姻年齢は實際の婚姻年齢に最も接近してゐるであらう。

斯くの如く考へ來たるならば、現在のところ、婚姻調査に於ては法律婚を調査することゝ満足しなればならない。既に説明せる如く、ある年度に於ける法律婚は、その數に於ても、またその構成内容に於ても、現實に成立せる事實上の婚姻とは決して一致するものではないが、それにも拘らず、現在、斯ぐの國に於ても、婚姻調査はこの法律婚を取扱つてゐるのである。これは恐らく戸籍法の改正等によつて特別の影響を受けなう限り、事實婚に對する法律婚の割合は、略ぼ一定の割合を維持してゐると思ふ。前掲のトになつてゐると思はれる。

- (1) Mayo-Smith, R., *Statistics and Sociology*. p 124
- (2) Mayr, G., *Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben*. s. 16.
Kaufmann, Al., *Theorie und Methoden der Statistik*, s. 16.
- (3) Lexis, W., *Abhandlungen zur Theorie der Bevölkerungs- und Mosalstatistik*. s. 233.
- (4) Mayr, G., a. a. O., s. 14.
- (5) Süsmilch, P., *Die göttliche Ordnung in den Veränderungen*

gen des menschlichen Gesellschafts aus der Geburt, dem Tode und der Fortpflanzung desselbn erwiesen. 4. Aufl s. 64.

- (6) Mayr, G., a. a. O., s. 9. Lexis, W., a. a. O., s. 233
- (7) Quetelet, Ad., *Soziale Physik oder Abhandlungen über die Entwicklung der Fähigkeit des Menschen*, Bd. I. s. 270
- (8) Quetelet, Ad., a. a. O., s. 279.
- (9) Uneletet, Ad., a. a. O., s. 281.
- (10) Quetelet, Ad., a. a. O., s. 292.
- (11) Wagner, A., *Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen*. s. 15 ff.
- (12) Wagner, A., a. a. O., s. 20 ff.
- (13) Drobisch, W., *Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit*. s. 26 ff.
- (14) Drobisch, W., a. a. O., s. 29.
- (15) Drobisch, W., a. a. O., s. 31 ff.
- (16) Drobisch, W., a. a. O., s. 53 ff.
- (17) John, Quetelet bei Goethe (*Festgabe für Conrad*. 1898. s. 311—334)
- (18) Mayr, G., *Die Gesetzmässigkeit in Gesellschaftsleben*. s. 22 ff.
- (19) 財部博士, *道德統計概説*. *經濟論叢*第十九卷第六號 五二頁.
- (20) 拙譯, *統計的中數値論*. 四四九頁.

- (21) Öttingen, A., Die Moralstatistik in ihres Bedeutung für eine Socialethik. s. 138 ff.
- (22) Rümelin, Über den Begriff eines socialen Gesetzes.
- (23) 青山道夫氏譯. ヲエースター著 「婚姻と離婚」 七頁.
- (24) 小石壽夫氏 「内縁」 (家族制度全集 法律篇 婚姻 一七六頁)
- (25) 中島玉吉博士 「内縁の夫婦に就て」 (親族相續法改造論)
- (26) Kucynski, R., Eheschliessungen, Geburten und Sterbefälle, Die Statistik in Deutschland. Bd. I. s. 407.
- (27) Mayr, G., Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. II. 2. Aufl. s. 653.
- (28) Hiess, F., Methodik der Volkszählungen. s. 231.
- (29) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. p. 120.

資料

人口都市集中の地域的形態に

關する一つの資料(概報)

—都市人口の出生地別構成—

館 上田 正夫 稔

人口都市集中は出生減退と共に近代人口現象の二大特徴であり、従つて又近代人口問題の二個の焦點とも云ふべきである。⁽¹⁾而して人口統計學の慣例に従へば、人口現象は靜態、動態二つの立場から觀察される。人口都市集中現象を動態的に觀察する場合には、之亦人口統計學の常例に據つて、自然的動態と社會的動態との二つの側面に分つて考察される。即ち、それ

は都市人口の増殖力と人口移動との研究に外ならない。都市人口増殖力に關する基礎的な資料の一を我々は既に本誌に於て發表した。⁽²⁾而して其の結果、都市人口の増殖力が常識的に想像してゐるよりも、遙かに複雑な要因によつて作用せられてゐることを知ると共に、問題の取扱ひに關して一、二の端緒を拾ひ上げることが出來た。既に指摘した通り、其の一は都市人

口増殖力が地域的特性を持つてゐると云ふことであつた。此の地域的特性は必しも單一要因によつて規定せられ、説明され得るとは考へない。然し、其の要因の一として、人口移動の距離的な制約が作用してゐるのではないかと疑ひ、別稿を以て、其の説明を試みてみた。⁽¹⁾そして、從來人口統計學が、兎角、切り離し勝ちであつた都市人口の自然的動態と社會的動態とを——其の成否は暫く別として——結び付けて見ようとしたのである。

而して之を結び付ける理論として二つの社會學的な考察に據つた。其の一は都市に於ける都鄙文化の抗争と其の二は所謂 Ravenstein の法則の適用であつた。然し、此の法則の證明は我々自身之を行ふことなしに用ひたのであつた。然し、此の法則の證明自體については我々はそれ程の興味を持たない。此の法則を通じて人口移動の距離的制約を明かにすることが人口移動の地域的形態を觀察する一つの前提であり、更に人口移動の地域的形態を明かにすることが極めて複雑な人口移動現象全體を理解する一つの階梯である點に重要な意義を見出すのである。又更に、現下喫緊の國策の一たる國土計畫の設定上、大都市の疏開、都市配置の重要な所以は此處に云ふ迄もないが、其の主要なる前提の一として、自由主義經濟下に於ける人口移動の地域的形態を明確に把握する必要があること之亦多言を要しないことと思ふ。

(1) 館 稔稿「國土計畫への關係に於て見たる都市人口増殖力に關する若干の問題」——雜誌「都市問題」第三卷第一號、昭・一六・一 參照。

(2) 館 稔・上田正夫稿「昭和一〇年内地一二七市標準化出生率、死亡率及自然增加率」——本誌第一卷第五號 昭・一五・八 參照。

人口都市集中の地域的形態を把握する第一階梯として、本稿に於て我々

出来る。

三

は差當り昭和五年の國勢調査の結果を利用して都市人口の出生地別構成を調べることにした。之には斷はらねばならぬことが二つある。其の一は靜態統計を利用したことについてである。それは全く人口移動に關する完全に近い動態統計がないことに因るに外ならない。其の二は昭和五年の「昔」について調べたことである。それは昭和一〇年の簡易調査の結果が利用出來ないことに外ならない。然し、考へ方によつては、昭和五年は不況の底であつて經濟靜態に近い状態と見て差支へない。然かも昭和六年には滿洲事變が勃發し、之を轉機として今日擴大せられて來た經濟構造の變化が漸次開始せられてゐる。かくて、昭和五年に於ける形態は、自由主義經濟下最近の人口移動の地域的形態に關する一個のシエーマであるといふことが

先づ、昭和五年國勢調査の結果に據つて、調査時に市制を布いてゐた一〇九市について各市の現在人口に對する(イ)自市出生の人口(ロ)市の所在する道府縣内にして當該市以外の出生の人口及(ハ)市の所在する道府縣外出生の人口の割合を算定して表示したものが第一表である。云ふ迄もなく、(イ)の自市出生の人口は、原則として、都市人口の第二世代以後の人口であり、爾餘の(ロ)及(ハ)は其の多くの部分が、原則として、農村に出生成育し、生産年齢人口として都市に流入した第一世代の都市人口であると推定することが出来る。

第1表 都市出生地別人口割合 (昭和5年) (總人口100に付)

地域別名	道府縣内		他府縣生	内地外生	地域別名	道府縣内		他府縣生	内地外生	地域別名	道府縣内		他府縣生	内地外生
	自市生	他市町村生				自市生	他市町村生				自市生	他市町村生		
全都市	62.08	20.73	16.26	0.93	全都市	56.93	28.32	14.16	0.59	全都市	47.98	27.64	24.04	0.33
國部部	44.17	19.55	34.44	1.83	國部部	52.13	23.66	23.44	0.77	國部部	45.98	20.51	33.09	0.42
67.72	21.10	10.53	0.65								29.10	27.15	0.43	
北海道區					關東區					北陸區				
札幌	34.16	30.25	34.95	0.64	盛岡	51.79	36.41	11.33	0.47	利生橋	49.61	27.54	22.55	0.30
旭川	31.19	31.44	36.70	0.68	山形	56.61	34.83	8.16	0.39	崎越	52.32	31.81	15.53	0.35
小樽	39.84	22.85	36.35	0.96	米澤	69.12	22.07	8.57	0.23	葉京子	41.39	32.92	25.09	0.59
函館	42.62	17.34	38.06	1.99	鶴岡	64.60	29.67	5.31	0.43	東京	41.24	4.57	52.97	1.22
室蘭	38.29	19.84	41.02	0.84	長岡	41.90	36.28	21.45	0.37	王	45.22	26.40	27.95	0.43
釧路	35.77	22.84	40.71	0.68	新井	52.20	29.69	12.79	0.32	須賀	45.52	9.26	43.24	1.99
東北區					北陸區					北陸區				
青森	60.99	26.15	12.39	0.47	水戸	42.01	38.51	18.85	0.62	富山	59.88	30.40	9.13	0.60
前橋	49.63	36.88	13.12	0.37	宇都宮	48.88	32.90	17.89	0.33	山岡	66.83	24.55	8.21	0.41
八戸	68.69	20.28	10.87	0.16	都賀									

人口都市集中の地域的形態に關する一々の資料(毎報)

地域別名	自市生	道府縣内 他市町村 生	他府縣生	内地外生	地域別名	自市生	道府縣内 他市町村 生	他府縣生	内地外生	地域別名	自市生	道府縣内 他市町村 生	他府縣生	内地外生
東海區	56.95	27.95	14.24	0.86	和	49.22	22.89	25.12	2.78	九州區	47.24	42.12	9.88	0.76
長松上岐大	44.03	40.47	14.58	0.93	山治	42.09	45.19	11.60	1.12	福松(縣)	44.32	44.67	10.29	0.72
野木田草垣	50.38	32.11	17.00	0.51	宇高	38.59	49.45	11.11	0.85	福松(縣)	42.09	45.19	11.60	1.12
岡松津水屋	36.84	44.19	18.91	0.67	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	41.57	32.54	24.68	1.22	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	56.01	31.51	12.03	0.45	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	39.88	43.27	16.31	0.55	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	48.60	32.62	17.57	1.21	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	59.79	29.02	9.67	1.53	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	49.78	20.27	27.99	1.97	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	34.94	40.31	21.48	3.27	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	46.27	41.60	10.71	1.43	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	41.06	29.78	27.88	1.28	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	45.87	40.73	12.75	0.65	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	52.04	30.27	11.53	6.16	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	49.12	33.31	16.32	1.25	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	50.28	37.01	11.48	1.23	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	43.77	28.21	27.21	0.81	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	48.95	9.50	39.27	2.27	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	43.16	22.33	32.55	1.96	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	40.82	4.76	51.00	3.42	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72
豊田	47.65	20.00	29.70	2.65	山治	44.32	44.67	11.11	0.72	福松(縣)	44.32	44.67	11.11	0.72

自市出生の人口の割合に少く、市以外の地域出生の人口の割合の多い市

反対である。

は、云々迄もなく、都市の人口増殖力に對して人口吸引力の大なることを示してゐる。而して人口吸引力を大ならしめる要因は第一に工業、貿易等の産業上の要因であり、第二に政治、軍事、文化等の諸事情に存する。卑近に云へば、かかる市は或る意味に於て「發展的なる市」であるか又は「特殊都市」である。出生地別人口の割合が以上と逆なる場合は、事情は概ね

第一表について見るに、自市以外出生の割合多き市は、川崎、横須賀、大阪、京都、戸畑、門司、佐世保、尼崎、福岡縣若松、八幡、横濱、豊橋、神戸、西宮、室蘭、京都、釧路、函館等の市であつて、(イ)工業都市、就中、重工業都市(ロ)港湾都市(ハ)軍港都市及(ニ)植民地的性質を多分に持つ北海道都市(但し、工業都市、港湾都市等上記の都市の性格をも

兼ね備へてゐる)である。此處に算へなかつた市でも此の様な性格を持つものは概ね自市以外出生人口の割合が上位に位してゐる。

六大都市中名古屋市の自市出生人口の割合が比較的に多いのが注意を惹く。名古屋市が六大都市中最も優れた増殖力を持つてゐることも顧みられねばならぬし、工業化の程度と市の境域の關係をも考慮しなければなるま

四

第二表は、自市及市所在道府縣出生人口を除く人口總數に對する他道府縣出生人口、竝に内地外生人口の道府縣別の割合を算定して取纏めたものである。其の實數は國勢調査報告によつて容易に求め得るから我々の算定したる割合のみを表示することとした。

此の表は、社會學上有名な彼の Ravenstein の法則が我が國の事實に ついて適用し得るか否か、即ち、我が國の事實を以て此の法則を證明する一つの重要なデータに外ならぬ。

Ravenstein の法則については米林學士の詳細なる論文⁽⁴⁾に譲り、此處には Sorokin 及 Zimmerman に據つて七個の法則だけを掲げるに止めよう。即ち、

(一) 大部分の移住者は短距離を歩むに過ぎない。其の結果、都市化は人口の全面的なる移動又は交代を招來し、それは移住者を吸収する商工業の大中心に向ふ「移住者の流れ」をつくる。

(二) 移住者を吸収する過程は次の如くである。急速度に發達する都市を直接に圍繞する農村の住民は其の都市に蟄集する。かくて農村人口に生

人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料(概報)

じた間隙は更に一層遠方の地域から來る移住者によつて満たされ、遂には急速度に發達する都市の吸引力が漸次一國の最も僻遠なる地域にまで感ぜられるに至る。或る一つの移住者を吸収する中心都市に於て算へられる移住者は、之を供出する出生地の人口に對する距離に反比例して減少するであらう。

(三) 分散の過程は吸収の過程とは逆であり、類似の特色を示してゐる。

(四) 移住の主流は夫々相補償する反對流を生ずる。

(五) 一般に、長距離を進む移住者は、特に好んで商工業の大中心地の一

に向ふ。

(六) 都市出生の者は農村出生の者に比し移動性が少い(……我々は既に此の原理の眞ならざることを指摘した)。

(七) 女子は男子に比して移動性が大である。但し、極めて長距離なる場合、又は外國に移住する場合には、移住者中男子が多⁽⁵⁾。

(3) 米林富男稿「人口移動の距離的制約——ラヴェンシュタイン『移住法則』の新吟味——」『社會學』第五號、昭・八・四。

(4) Pitrim Sorokin and Carl C. Zimmerman, Principles of Rural-Urban Sociology, 1929, 五八四—五九七頁。

(5) Sorokin 及 Zimmerman 上掲書五八四—五頁。

以上の法則に對して第二表によつて云ひ得る限りの事項を列記すれば以下の如くである。

(一) 法則(一)及(二)は原則として第二表によつて概ね證明され得ると思はれる。

(二) 法則(四)は全面的に之を證明することは出來ないが、反對流の

北 區										
仙臺	秋田	山形	米澤	鶴岡	福島	若松	郡山	新潟	長岡	高田
96.82	96.03	95.39	97.34	92.58	98.31	97.52	97.82	95.63	94.18	95.61
5.35	9.03	5.99	3.48	11.43	2.86	3.10	2.86	9.71	4.80	2.85
3.51	8.90	3.10	2.49	2.54	1.30	1.41	1.36	1.83	0.58	0.86
17.60	4.93	2.97	2.97	1.63	3.46	1.33	3.72	0.90	1.24	0.96
—	5.66	12.24	8.83	6.40	21.41	7.92	9.75	2.95	2.87	6.07
4.27	—	10.98	7.31	11.99	2.92	2.22	3.32	4.11	2.89	1.34
10.12	14.62	—	—	—	23.48	7.52	12.57	5.96	4.58	2.47
17.98	5.03	13.84	24.67	6.30	—	—	—	9.30	6.20	10.01
2.27	1.89	2.16	1.70	1.12	2.92	2.09	4.35	1.54	1.41	1.20
2.21	1.58	2.25	2.49	1.58	4.25	3.75	8.87	2.29	2.29	1.51
0.81	0.98	1.20	1.12	0.97	1.31	0.91	1.34	2.20	4.82	2.78
1.10	1.41	1.53	1.24	0.86	1.16	0.80	1.55	1.30	2.21	1.95
1.21	1.24	1.44	1.24	1.27	0.95	0.89	0.90	1.49	1.85	1.27
8.54	10.16	12.18	7.69	12.35	6.52	7.99	7.77	14.64	18.22	15.53
1.85	1.56	1.49	1.50	1.63	1.25	1.13	1.82	2.63	2.45	1.71
5.76	6.14	4.66	18.30	14.48	12.79	45.39	23.67	—	—	—
0.63	1.29	1.31	0.48	1.47	0.42	0.82	0.72	2.93	3.20	3.02
0.66	0.58	1.05	0.33	1.22	0.34	0.72	0.48	2.42	1.60	3.57
0.47	0.66	0.63	0.46	0.61	0.34	0.49	0.54	0.97	1.41	0.86
0.50	0.71	0.66	0.30	0.81	0.47	0.56	0.66	0.91	1.10	1.34
1.31	1.51	1.79	0.89	0.81	1.49	1.17	2.89	5.46	6.86	20.51
0.41	0.50	0.57	0.46	0.61	0.35	0.33	0.54	1.06	1.49	0.58
0.96	1.59	1.79	0.96	0.81	0.92	0.87	2.02	1.86	1.79	0.99
1.00	1.99	1.25	1.07	0.86	1.02	0.77	1.76	0.76	2.21	2.19
0.39	0.61	0.74	0.23	0.36	0.30	0.16	0.35	0.95	1.13	0.65
0.43	0.53	0.44	0.23	0.41	0.65	0.30	0.32	0.55	1.07	0.86
0.63	1.01	0.85	0.99	1.27	0.37	0.63	0.47	1.27	1.76	1.44
0.83	1.21	0.81	1.14	1.12	0.50	0.54	0.34	1.96	2.01	1.17
0.78	1.13	0.81	0.53	1.12	0.42	0.38	0.36	1.74	1.19	1.34
0.31	0.38	0.64	0.18	1.42	0.26	0.28	0.22	0.34	0.36	0.27
0.22	0.38	0.14	0.36	—	0.16	0.07	0.15	0.28	0.99	0.21
0.20	0.38	0.13	0.10	0.41	0.23	0.23	0.41	0.46	0.47	0.17
0.20	0.25	0.31	0.18	0.20	0.11	0.17	0.12	0.62	0.55	0.14
0.53	0.73	0.59	0.13	0.20	0.41	0.23	0.14	0.88	0.72	0.65
0.55	0.83	0.50	0.58	0.56	0.37	0.38	0.39	1.28	1.19	0.48
0.43	0.81	0.61	0.33	0.76	0.21	0.21	0.29	0.96	1.46	0.48
0.17	0.23	0.37	0.23	0.25	0.17	0.09	0.11	0.38	0.33	0.48
0.23	0.40	0.39	0.20	0.25	0.12	0.12	0.11	0.70	0.55	0.75
0.33	0.80	0.35	0.18	0.20	0.26	0.14	0.11	0.71	0.80	0.82
0.26	0.37	0.28	0.20	0.20	0.25	0.10	0.25	0.45	0.11	0.17
0.50	1.28	0.63	0.51	0.71	0.42	0.37	0.49	1.03	1.13	0.45
0.27	0.51	0.24	0.30	0.36	0.20	0.10	0.11	0.43	0.50	0.31
0.23	0.58	0.22	0.15	0.56	0.15	0.31	0.08	0.55	0.36	0.24
0.28	0.51	0.50	0.18	—	0.24	0.19	0.13	0.36	0.36	0.45
0.17	0.41	0.22	0.25	0.10	0.11	0.07	0.12	0.37	0.50	0.24
0.07	0.10	0.15	0.03	0.15	0.09	0.10	0.12	0.23	0.19	0.10
0.27	0.55	0.39	0.10	0.20	0.26	0.17	0.14	0.82	0.36	0.17
0.04	0.05	—	0.05	—	0.04	—	0.05	0.12	0.06	—
3.18	3.97	4.61	2.66	7.42	1.69	2.48	2.18	4.37	5.82	4.39

第2表 都市道府縣外生人口出生地別

道府縣名	北海道區						東			
	札幌	旭川	小樽	函館	室蘭	釧路	弘前	青森	八戸	盛岡
總數*	98.20	98.18	97.43	95.04	97.99	98.35	96.32	97.28	98.54	95.99
1 北海道	—	—	—	—	—	—	13.56	21.25	8.79	7.59
2 青森	6.97	4.68	8.54	19.03	16.16	10.46	—	—	—	15.67
3 岩手	5.22	4.87	2.69	4.46	5.22	7.73	10.53	10.86	50.12	—
4 宮城	6.67	8.26	4.32	4.04	15.27	7.69	6.58	7.42	6.10	14.86
5 秋田	8.32	6.73	10.64	15.17	11.93	11.08	22.85	17.92	7.15	10.63
6 山形	7.30	6.81	7.37	5.47	5.53	3.85	9.20	4.34	1.61	5.37
7 福島	4.09	4.80	2.80	2.23	3.88	5.14	2.83	4.25	4.92	6.10
8 茨城	0.83	0.94	0.73	0.73	0.91	1.44	1.31	1.01	1.49	1.98
9 栃木	0.76	0.77	0.58	0.66	0.53	0.83	0.93	0.90	1.13	1.82
10 群馬	0.58	0.57	0.43	0.42	0.38	0.37	0.57	0.73	0.39	0.78
11 埼玉	0.63	0.65	0.39	0.36	0.30	0.43	0.56	0.59	0.41	1.14
12 千葉	0.65	0.68	0.55	0.65	0.51	0.66	1.20	0.70	0.93	1.22
13 東京都	4.30	2.83	3.05	2.45	2.25	1.59	6.98	5.15	3.68	6.98
14 神奈川	0.76	0.43	0.79	0.71	0.72	0.54	1.00	1.06	0.65	1.63
15 新潟	11.66	10.25	16.85	10.42	7.63	13.48	2.24	4.35	1.54	2.89
16 富山	8.03	12.33	7.97	3.39	2.51	10.51	0.56	1.51	0.24	0.52
17 石川	5.71	4.74	9.91	10.02	5.28	4.61	0.84	2.00	0.87	0.65
18 福井	5.30	3.18	4.37	3.83	2.32	1.41	0.48	0.65	0.41	0.45
19 山梨	0.64	0.99	0.51	0.28	0.59	0.54	0.50	0.39	0.21	0.41
20 長野	1.12	0.99	0.72	0.50	0.50	0.66	1.35	0.73	0.50	1.71
21 岐阜	1.04	1.52	0.54	0.41	0.45	0.76	0.47	0.46	0.33	0.42
22 静岡	0.73	0.74	0.53	0.53	0.68	0.93	0.91	0.74	0.53	1.80
23 愛知	1.13	1.30	0.88	0.72	0.56	0.93	1.22	0.90	0.45	0.81
24 三重	0.58	0.57	0.49	0.36	0.40	0.69	0.32	0.52	0.63	0.38
25 滋賀	0.76	1.17	1.40	0.79	0.33	0.47	0.57	0.41	0.19	0.54
26 京都	0.74	0.77	0.55	0.42	0.31	0.46	0.84	0.45	0.22	0.85
27 大阪	0.73	0.46	0.78	0.59	0.53	0.41	0.86	0.71	0.31	0.74
28 兵庫	1.11	1.12	1.03	0.73	1.05	0.75	1.00	0.81	0.41	0.89
29 奈良	0.42	0.77	0.19	0.24	0.13	0.34	0.23	0.29	0.21	0.35
30 和歌山	0.44	0.90	0.32	0.25	0.24	0.50	0.38	0.24	0.31	0.20
31 鳥取	0.97	1.04	0.69	0.22	0.83	1.03	0.23	0.32	0.02	0.23
32 島根	0.42	0.40	0.32	0.29	0.23	0.31	0.22	0.23	0.17	0.33
33 岡山	0.68	0.88	0.44	0.30	0.53	0.43	0.43	0.26	0.12	0.42
34 廣島	1.26	1.21	0.90	0.66	2.33	0.63	0.74	0.98	0.33	0.47
35 山口	0.76	0.64	0.52	0.40	0.54	0.49	0.61	0.50	0.22	0.76
36 徳島	1.68	2.84	0.78	0.37	0.80	1.05	0.18	0.31	0.07	0.24
37 香川	1.03	2.24	0.57	0.42	1.39	1.31	0.56	0.37	0.21	0.34
38 愛媛	0.93	1.69	0.69	0.38	0.84	0.38	0.47	0.53	0.45	0.44
39 高知	0.40	0.48	0.25	0.23	0.23	0.55	0.29	0.25	0.38	0.24
40 福岡	0.97	0.58	0.63	0.33	0.88	0.66	0.50	0.48	0.38	0.97
41 佐賀	0.26	0.27	0.24	0.17	0.42	0.31	0.14	0.25	0.14	0.24
42 長崎	0.26	0.15	0.27	0.34	0.48	0.24	0.18	0.27	0.31	0.29
43 熊本	0.49	0.28	0.25	0.21	0.38	0.37	0.34	0.17	0.24	0.51
44 大分	0.33	0.32	0.27	0.33	0.37	0.86	0.14	0.34	0.58	0.41
45 宮崎	0.08	0.08	0.08	0.05	0.05	0.07	0.07	0.17	—	0.23
46 鹿児島	0.46	0.28	0.58	0.47	0.57	0.37	0.32	0.47	0.19	0.44
47 沖縄	0.01	0.01	0.05	0.02	0.02	0.01	—	0.03	0.03	0.05
内地外生	1.80	1.82	2.57	4.96	2.01	1.65	3.68	2.72	1.46	4.01

* 總數は道府縣生(1—47)の合計、内地外生を含まず

人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料(概報)

區				北 陸 區				東 海 區			
橫 濱	橫 須 賀	川 崎	甲 府	富 山	高 岡	金 澤	福 井	長 野	松 本	上 田	
95.61	98.51	97.09	91.27	93.85	95.21	95.77	93.42	94.28	93.98	97.09	
1.57	2.31	1.66	1.59	4.70	4.70	2.96	3.13	1.25	1.05	0.78	1
0.78	2.07	1.21	0.50	0.30	0.25	0.40	0.25	0.42	0.21	0.16	2
0.75	2.91	1.09	0.40	0.42	0.34	0.23	0.07	0.39	0.35	0.41	3
2.84	6.65	4.24	1.08	0.71	0.54	0.58	0.41	0.90	0.69	0.59	4
1.51	2.79	3.31	1.76	0.63	0.54	0.36	0.37	0.65	0.76	0.36	5
1.65	3.51	1.84	0.77	0.63	0.43	0.52	0.58	0.82	0.94	1.00	6
3.48	6.55	4.34	1.26	1.07	0.31	0.71	0.51	1.34	1.47	1.74	7
3.56	5.23	5.02	2.38	0.92	0.36	0.32	0.36	1.25	1.12	1.01	8
2.95	3.22	4.84	1.70	1.07	0.58	0.66	1.08	1.29	1.57	1.67	9
3.09	3.35	5.38	2.30	1.34	1.21	0.56	0.89	3.65	3.83	9.40	10
3.49	3.86	4.52	2.44	0.77	0.58	0.28	0.51	1.44	1.90	2.28	11
7.75	7.76	6.48	2.38	0.89	0.76	0.59	0.46	1.31	1.48	0.72	12
15.90	9.06	19.79	20.55	11.28	8.00	4.96	6.81	11.26	11.18	10.31	13
—	—	—	6.19	2.15	1.52	1.10	1.29	1.50	1.75	1.48	14
4.74	5.70	5.87	4.75	5.02	5.06	2.64	1.94	41.28	24.89	40.60	15
1.53	0.80	1.74	1.31	—	—	41.95	7.46	3.27	6.02	6.44	16
1.57	1.01	0.85	0.87	20.26	31.15	—	24.90	1.60	1.66	1.76	17
1.01	0.59	0.68	0.49	3.60	4.37	8.76	—	0.78	0.84	0.59	18
4.34	3.45	2.73	—	0.77	0.65	0.25	0.26	1.67	4.66	1.51	19
2.65	3.79	2.07	14.60	2.42	2.22	1.22	1.18	—	—	—	20
1.25	0.56	0.53	1.79	7.41	2.33	2.72	3.00	1.94	10.48	3.30	21
8.47	8.81	5.15	6.92	1.30	1.03	0.76	1.07	1.48	1.96	1.20	22
3.41	2.53	1.42	3.56	2.53	3.25	2.25	3.69	3.29	5.98	3.07	23
1.85	1.35	0.77	0.85	1.10	1.08	0.86	1.54	0.98	1.05	0.75	24
0.64	0.42	0.42	1.03	1.14	1.12	1.77	5.37	1.01	0.95	0.83	25
0.76	0.80	0.41	0.68	2.07	3.02	3.31	6.28	0.59	0.63	0.39	26
1.11	0.38	0.80	0.86	5.85	4.75	4.03	6.05	1.05	0.81	0.63	27
1.88	0.55	0.70	0.93	3.04	3.25	2.80	3.37	0.86	0.89	0.59	28
0.23	0.15	0.16	0.43	0.47	0.81	0.45	0.80	0.24	0.36	0.37	29
0.43	0.27	0.19	0.37	0.94	0.92	0.64	0.71	0.23	0.27	0.07	30
0.26	0.19	0.13	0.38	0.53	0.56	0.38	0.27	0.22	0.17	0.08	31
0.33	0.24	0.22	0.22	0.22	0.38	0.37	0.41	0.29	0.18	0.16	32
0.71	0.44	0.41	0.73	0.93	0.72	0.68	0.88	1.03	0.64	0.41	33
1.23	1.48	0.85	0.64	1.12	1.16	0.85	0.94	0.78	0.53	0.33	34
0.62	0.69	0.60	0.52	1.01	1.01	0.46	0.65	0.49	0.33	0.15	35
0.35	0.18	0.15	0.28	0.90	0.54	0.61	0.57	0.30	0.11	0.28	36
0.39	0.29	0.20	0.33	0.53	0.49	0.44	0.48	0.23	0.13	0.21	37
0.65	0.44	0.44	0.33	0.51	1.10	0.49	0.87	0.38	0.28	0.11	38
0.29	0.23	0.28	0.25	0.37	0.63	0.39	0.44	0.19	0.21	0.15	39
0.95	0.65	1.06	0.51	0.85	0.85	0.65	1.19	0.92	0.43	0.10	40
0.54	0.47	0.44	0.29	0.29	0.81	0.22	0.27	0.17	0.11	0.13	41
1.26	0.83	0.82	0.37	0.31	0.56	0.39	0.39	0.17	0.21	0.08	42
0.52	0.57	0.46	0.43	0.40	0.29	0.34	0.42	0.38	0.22	0.24	43
0.43	0.39	0.39	0.41	0.37	0.36	0.27	0.47	0.43	0.28	0.20	44
0.20	0.25	0.16	0.15	0.12	0.22	0.21	0.09	0.11	0.14	0.13	45
0.93	0.73	0.71	0.59	0.56	0.40	0.34	0.66	0.43	0.24	0.28	46
0.75	0.03	1.58	0.10	0.03	0.02	0.03	0.06	0.03	0.04	0.10	47
4.39	1.49	2.91	8.73	6.15	4.79	4.23	6.58	5.72	6.02	2.91	

道府縣名	關 東										
	水 戸	宇都宮	足 利	前 橋	高 崎	桐 生	川 越	千 葉	東 京	八王子	
總 數	96.82	98.20	98.63	98.42	98.69	98.76	97.81	97.68	97.75	98.49	
1 北海道	1.67	1.58	0.55	0.72	0.88	0.58	1.23	1.81	1.75	0.71	
2 青森	0.63	1.01	0.19	0.26	0.26	0.19	0.81	0.76	0.79	0.29	
3 岩手	1.16	1.25	0.28	0.50	0.44	0.41	1.25	0.86	0.85	0.42	
4 宮城	2.93	3.60	1.32	0.88	1.04	1.37	2.95	2.00	1.84	0.98	
5 秋田	1.08	1.28	0.51	0.41	0.63	1.04	2.30	1.91	1.53	1.74	
6 山形	1.76	2.99	0.87	0.87	0.77	1.43	3.08	2.05	1.96	1.67	
7 福島	14.63	11.44	4.02	1.97	2.18	3.49	5.38	3.60	3.83	1.70	
8 茨城	—	17.83	7.04	2.77	2.72	5.17	4.88	7.12	6.75	2.92	
9 栃木	19.22	—	—	6.96	5.26	37.38	3.06	3.39	5.62	2.77	
10 群馬	2.71	6.07	40.63	—	—	—	7.31	2.69	3.98	4.36	
11 埼玉	3.75	4.81	10.62	9.44	12.99	5.83	—	4.76	8.72	9.13	
12 千葉	4.60	2.88	1.66	1.76	1.37	1.24	4.31	—	9.92	2.84	
13 東京都	16.93	14.66	11.02	8.82	11.14	7.11	29.34	27.96	—	—	
14 神奈川	3.11	2.27	1.20	1.61	2.00	1.41	3.79	4.25	5.10	32.33	
15 新潟	3.23	8.25	7.66	33.77	23.70	14.62	6.72	3.82	7.70	3.48	
16 富山	0.93	0.90	0.95	3.81	7.28	2.32	1.49	1.15	2.59	0.97	
17 石川	0.96	0.65	0.48	0.93	1.75	4.41	0.70	1.32	1.62	0.56	
18 福井	0.42	0.56	0.29	0.32	0.36	0.49	0.41	0.70	1.51	0.58	
19 山梨	1.06	0.98	0.50	2.35	2.37	0.56	4.40	1.67	2.21	15.60	
20 長野	2.51	2.68	1.42	2.27	12.53	1.61	2.78	3.81	4.61	3.77	
21 岐阜	0.56	0.63	0.43	0.72	0.86	0.51	0.53	0.75	1.45	0.88	
22 静岡	1.54	1.43	0.80	1.22	0.91	0.65	1.93	3.14	3.67	2.80	
23 愛知	1.32	1.52	0.53	0.86	1.12	0.80	1.33	2.36	3.12	1.20	
24 三重	0.45	0.52	0.99	0.33	0.34	0.39	0.26	0.70	1.63	0.56	
25 滋賀	0.37	1.21	1.16	0.83	1.86	1.13	0.64	0.54	1.00	1.28	
26 京都	0.57	0.49	0.72	0.34	0.38	1.26	0.63	0.76	1.07	0.65	
27 大阪	0.84	0.66	0.38	0.33	0.35	0.53	0.59	0.94	1.42	0.36	
28 兵庫	1.07	0.72	0.30	0.33	0.40	0.35	1.03	1.05	1.17	0.46	
29 奈良	0.40	0.22	0.25	0.17	0.16	0.14	0.26	0.28	0.32	0.16	
30 和歌山	0.22	0.26	0.49	0.11	0.21	0.20	0.35	0.29	0.50	0.13	
31 鳥取	0.19	0.32	0.08	0.08	0.09	0.10	0.13	0.48	0.32	0.13	
32 島根	0.29	0.20	0.04	0.12	0.06	0.03	0.17	0.65	0.40	0.16	
33 岡山	0.71	0.45	0.06	0.26	0.23	0.16	0.24	0.84	0.78	0.35	
34 広島	0.55	0.53	0.23	0.26	0.34	0.20	0.63	1.25	1.10	0.40	
35 山口	0.39	0.38	0.10	0.23	0.16	0.12	0.15	1.09	0.70	0.13	
36 徳島	0.19	0.14	0.05	0.07	0.14	0.10	0.28	0.43	0.40	0.22	
37 香川	0.34	0.11	0.07	0.06	0.15	0.12	0.33	0.50	0.44	0.20	
38 愛媛	0.41	0.22	0.09	0.16	0.17	0.15	0.22	0.63	0.66	0.19	
39 高知	0.17	0.13	0.07	0.12	0.15	0.11	0.09	0.39	0.36	0.19	
40 福岡	0.75	0.59	0.11	0.24	0.28	0.28	0.42	1.04	1.04	0.22	
41 佐賀	0.33	0.42	0.13	0.09	0.09	0.05	0.13	0.67	0.48	0.12	
42 長崎	0.32	0.13	0.08	0.14	0.07	0.14	0.37	0.46	0.62	0.22	
43 熊本	0.63	0.38	0.02	0.20	0.18	0.11	0.31	1.02	0.54	0.18	
44 大分	0.37	0.23	0.11	0.09	0.15	0.07	0.24	0.66	0.45	0.12	
45 宮崎	0.16	0.16	0.03	0.08	0.06	0.03	0.06	0.25	0.22	0.10	
46 鹿児島	0.34	0.42	0.07	0.35	0.12	0.06	0.28	0.82	0.85	0.41	
47 沖縄	0.03	0.02	0.04	0.19	0.01	0.32	0.04	0.04	0.16	0.03	
内地外生	3.18	1.80	1.37	1.58	1.31	1.24	2.19	2.32	2.25	1.51	

人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料(概報)

瀬戸	區			近畿區							神戸
	津	四日市	宇治山田	大津	京都	伏見	大阪	堺	岸和田		
65.18	95.17	92.88	90.33	97.09	94.53	94.33	93.71	91.81	90.04	93.19	
1.29	1.24	0.98	0.88	0.83	0.59	0.77	0.46	0.55	0.31	0.68	1
0.03	0.35	0.25	0.25	0.16	0.10	0.06	0.07	0.11	—	0.13	2
0.09	0.36	0.18	0.11	0.16	0.09	0.10	0.07	0.11	0.07	0.13	3
0.12	0.57	0.37	0.35	0.22	0.17	0.25	0.17	0.19	0.13	0.28	4
0.23	0.28	0.24	0.35	0.27	0.21	0.16	0.16	0.21	0.38	0.21	5
0.23	1.40	0.20	0.46	0.28	0.30	0.14	0.15	0.20	0.25	0.22	6
0.32	0.51	0.70	0.75	0.51	0.29	0.22	0.20	0.20	0.26	0.31	7
0.15	0.69	0.32	0.62	0.28	0.20	0.16	0.19	0.12	0.10	0.28	8
0.59	0.56	0.66	0.45	0.32	0.19	0.25	0.18	0.21	0.17	0.25	9
0.24	0.43	0.38	0.52	0.20	0.22	0.14	0.15	0.23	0.17	0.25	10
0.18	0.32	0.34	0.92	0.24	0.18	0.17	0.18	0.20	0.32	0.22	11
0.26	0.76	0.59	0.72	0.29	0.20	0.20	0.23	0.21	0.21	0.33	12
1.62	6.11	4.66	6.61	2.55	2.33	2.07	1.96	1.96	1.49	2.44	13
0.58	1.38	1.31	1.36	0.52	0.46	0.38	0.45	0.41	0.69	1.84	14
0.95	2.66	4.90	5.98	2.10	0.84	0.62	0.63	0.75	0.59	0.68	15
0.42	1.76	1.10	1.54	1.30	3.51	1.77	1.66	1.20	0.77	0.91	16
2.11	1.85	1.09	0.74	3.83	7.81	6.84	2.47	2.00	0.96	1.81	17
1.15	0.93	0.75	1.20	5.67	6.44	7.08	2.76	1.71	1.23	1.34	18
0.35	0.57	0.53	0.34	0.23	0.18	0.17	0.16	0.18	0.02	0.21	19
2.30	1.56	3.02	1.23	0.74	0.52	0.28	0.31	0.23	0.23	0.43	20
35.28	4.50	10.23	3.79	2.76	3.48	1.84	1.57	1.27	0.84	1.02	21
2.05	2.59	2.99	4.28	0.77	0.63	0.58	0.56	0.48	0.70	0.75	22
—	15.23	29.34	11.78	2.92	3.00	1.60	1.77	1.73	1.73	1.49	23
6.09	—	—	—	3.35	3.42	5.08	3.50	2.71	2.21	2.82	24
1.85	6.94	3.89	3.48	—	21.41	12.17	3.67	2.44	2.12	1.60	25
1.55	3.98	2.16	3.70	34.14	—	—	5.05	4.29	2.78	3.27	26
1.09	7.82	4.25	7.93	8.32	6.96	13.78	—	—	—	7.82	27
0.77	4.12	2.25	3.45	5.64	8.50	9.58	12.48	11.01	7.63	—	28
0.29	3.61	2.49	3.47	2.90	2.29	4.31	7.91	8.87	7.27	1.89	29
0.26	2.20	1.74	2.46	1.31	1.59	2.33	5.25	8.84	23.47	3.02	30
0.03	0.43	0.37	0.77	0.76	2.06	1.57	1.65	1.17	0.96	2.36	31
0.06	0.85	0.27	0.68	0.82	1.27	1.08	1.38	1.47	0.83	1.64	32
0.38	1.74	0.82	1.88	1.81	2.20	2.15	4.09	3.99	2.82	8.85	33
0.32	1.40	0.75	1.83	2.15	2.42	2.77	5.21	3.74	2.83	9.58	34
0.14	0.98	0.62	1.11	0.92	1.13	0.99	1.55	1.33	1.00	2.06	35
0.12	0.73	0.49	0.92	0.95	1.20	1.20	4.92	3.90	2.81	6.66	36
0.17	1.82	0.51	0.97	0.90	1.25	1.29	5.18	4.59	3.47	5.72	37
0.24	1.33	0.67	1.63	1.15	1.35	2.40	3.47	2.78	2.46	3.94	38
0.11	1.24	0.55	1.11	0.43	0.83	0.97	2.10	2.88	2.86	2.28	39
0.32	1.65	0.99	1.69	1.00	1.11	1.18	1.55	1.44	1.15	1.73	40
0.20	0.45	0.47	0.46	0.31	0.42	0.41	0.60	0.73	0.68	0.86	41
0.17	2.30	0.52	1.19	0.39	0.69	0.83	1.08	1.81	1.40	1.84	42
0.17	2.54	2.15	2.82	0.55	0.66	1.95	0.95	1.11	1.34	1.11	43
0.05	0.69	0.31	0.68	0.51	0.60	0.53	1.03	0.96	1.01	1.04	44
0.03	0.28	0.14	0.40	0.29	0.26	0.44	0.60	0.82	0.74	0.66	45
0.24	0.78	1.04	2.33	1.17	0.80	1.37	2.86	2.70	4.48	5.95	46
0.02	0.69	0.32	0.12	0.20	0.16	0.10	1.10	3.75	2.09	0.26	47
34.82	4.83	7.12	9.67	2.91	5.47	5.67	6.29	8.19	9.96	6.81	

道府縣名	東					海				
	岐阜	大垣	静岡	濱松	沼津	清水	名古屋	豊橋	岡崎	一宮
總數	96.47	95.30	96.42	96.75	93.57	86.36	93.43	86.77	88.20	95.62
1 北海道	1.82	0.90	1.74	1.06	1.54	2.70	1.00	0.85	0.83	0.47
2 青森	0.15	0.21	0.41	0.54	0.51	0.58	0.19	0.17	0.16	0.06
3 岩手	0.22	0.20	0.61	0.28	0.57	0.74	0.17	0.34	0.30	0.06
4 宮城	0.41	0.23	1.27	1.73	1.16	1.24	0.35	0.28	0.45	0.25
5 秋田	0.47	0.23	0.97	5.52	0.83	0.80	0.43	0.37	0.80	1.15
6 山形	0.39	0.41	0.89	0.93	0.77	0.80	0.40	0.32	0.50	0.16
7 福島	0.56	1.07	1.60	0.83	1.31	1.78	0.50	0.45	0.82	0.28
8 茨城	0.71	0.43	0.96	0.76	1.43	1.00	0.42	0.46	0.77	0.27
9 栃木	0.55	0.38	1.73	1.65	1.73	1.27	0.40	0.40	0.65	0.88
10 群馬	1.02	0.32	1.44	1.22	1.37	1.44	0.50	1.13	0.84	0.28
11 埼玉	0.57	0.36	1.53	1.27	1.68	1.77	0.43	0.89	0.77	0.32
12 千葉	0.60	0.47	1.82	1.14	2.43	2.49	0.43	0.74	0.58	0.23
13 東京都	5.14	3.41	17.39	9.44	16.73	13.88	3.92	3.56	7.87	2.27
14 神奈川県	1.25	0.86	8.81	3.03	12.84	10.01	1.23	1.23	1.94	0.56
15 新潟	5.11	19.24	2.89	1.84	3.95	1.80	3.19	1.48	2.55	3.74
16 富山	3.85	1.48	1.19	0.96	0.67	0.91	1.45	1.20	2.79	1.92
17 石川	1.23	1.77	0.99	0.77	0.88	0.96	1.55	0.44	1.21	0.71
18 福井	3.32	5.37	0.97	0.73	0.50	0.82	1.91	1.67	1.51	1.25
19 山梨	0.63	0.45	9.31	2.41	18.16	7.72	0.61	1.90	1.21	0.79
20 長野	3.89	3.25	3.15	2.40	3.91	2.28	3.04	2.87	5.68	6.64
21 岐阜	—	—	2.94	4.23	1.75	2.18	28.49	9.37	16.00	43.19
22 静岡	2.71	1.91	—	—	—	—	5.29	42.83	14.53	4.15
23 愛知	29.92	15.00	12.44	7.89	4.85	9.48	—	—	—	—
24 三重	6.23	5.62	2.37	2.74	1.33	2.31	18.04	4.61	6.57	8.84
25 滋賀	3.62	7.53	1.98	1.81	1.56	0.66	2.08	2.69	2.97	1.85
26 京都	2.99	2.53	1.41	1.04	1.11	1.08	1.71	0.57	1.56	1.11
27 大阪	3.30	4.14	1.97	1.59	1.33	1.75	2.42	1.03	2.34	1.94
28 兵庫	2.79	2.31	1.87	1.31	1.55	1.94	1.82	0.58	1.42	1.20
29 奈良	0.47	0.65	0.45	0.43	0.29	0.34	0.68	0.47	0.63	0.88
30 和歌山	0.81	0.57	0.63	0.68	0.34	0.66	0.80	0.42	0.91	1.03
31 鳥取	0.34	0.42	0.31	0.33	0.24	0.19	0.47	0.25	0.54	0.16
32 島根	0.44	2.13	0.37	0.21	0.22	0.47	0.48	0.13	0.57	0.13
33 岡山	0.77	0.84	0.81	0.60	0.57	0.72	0.86	0.33	1.16	0.66
34 廣島	0.85	1.05	0.98	0.78	0.53	1.27	1.28	0.49	1.09	0.50
35 山口	0.65	0.53	0.66	0.54	0.42	0.55	0.63	0.24	0.34	0.60
36 徳島	0.64	0.43	0.48	0.70	0.64	0.61	0.45	0.14	0.42	0.38
37 香川	0.46	0.99	0.61	0.25	0.34	0.37	0.40	0.16	0.42	0.24
38 愛媛	0.72	1.17	0.56	0.37	0.69	1.06	0.56	0.17	0.72	0.30
39 高知	0.46	0.23	0.60	0.26	0.25	0.47	0.37	0.14	0.31	0.13
40 福岡	0.89	0.80	0.87	0.68	0.52	1.32	0.77	0.45	0.73	0.38
41 佐賀	0.34	0.81	0.45	0.13	0.24	0.30	0.42	0.10	0.28	0.15
42 長崎	0.38	0.28	0.49	0.30	0.31	0.88	0.74	0.18	0.47	0.25
43 熊本	2.81	0.90	0.74	0.41	0.59	0.69	0.53	0.23	0.50	0.33
44 大分	0.26	0.52	0.46	0.35	0.27	0.77	0.32	0.11	0.35	0.10
45 宮崎	0.20	0.16	0.24	0.15	0.19	0.18	0.14	0.04	0.09	1.19
46 鹿児島	1.46	2.32	0.83	0.41	0.35	1.03	1.19	0.19	0.68	3.52
47 沖縄	0.06	0.39	1.23	0.05	0.04	0.11	0.39	0.11	0.39	0.11
内地外生	3.53	4.70	3.58	3.25	6.43	13.64	6.57	13.23	11.80	4.38

人口都市集中の地域的形態に関する一つの資料(概報)

國 區								四 國 區				
津山	廣島	吳	尾道	福山	宇部	下關	山口	德島	高松	丸龜	松山	
90.71	84.80	97.57	94.95	91.23	86.34	88.13	86.25	95.89	95.32	93.74	92.82	
0.74	0.81	0.43	0.51	0.50	0.19	0.33	0.49	1.88	1.45	0.84	0.98	1
0.14	0.19	0.10	0.10	0.14	0.01	0.07	0.20	0.27	0.15	0.12	0.18	2
0.04	0.13	0.09	0.08	0.06	0.02	0.07	0.41	0.12	0.15	—	0.14	3
0.14	0.34	0.19	0.26	0.26	0.08	0.20	0.55	0.30	0.15	0.32	0.23	4
0.21	0.22	0.12	—	0.27	0.07	0.11	0.30	0.15	0.17	0.06	0.15	5
0.11	0.25	0.18	0.15	0.21	0.06	0.10	0.57	0.21	0.27	0.17	0.34	6
0.07	0.28	0.19	0.23	0.17	0.23	0.15	0.32	0.34	0.40	0.17	0.26	7
0.32	0.26	0.23	0.20	0.23	0.16	0.14	0.35	0.36	0.24	0.20	0.35	8
0.14	0.28	0.15	0.10	0.29	0.05	0.12	0.43	0.48	0.19	0.12	0.21	9
0.14	0.19	0.14	0.05	0.09	0.04	0.11	0.57	0.27	0.27	0.23	0.19	10
0.14	0.20	0.10	0.18	0.18	0.04	0.12	0.43	0.44	0.22	0.26	0.14	11
0.28	0.39	0.20	0.23	0.27	0.05	0.24	0.80	0.30	0.38	0.29	0.43	12
3.76	3.45	1.66	2.63	2.61	0.48	1.70	4.90	3.96	4.22	3.00	4.68	13
0.39	0.69	1.32	0.94	0.36	0.26	0.39	0.82	0.50	0.75	0.46	0.79	14
1.02	0.50	0.31	0.36	0.36	0.10	0.42	0.55	0.42	0.44	0.40	0.60	15
0.32	0.38	2.14	0.54	0.49	0.08	0.28	0.58	0.42	0.57	0.35	0.36	16
0.67	0.58	2.17	0.71	0.38	0.08	0.34	0.76	0.96	0.62	0.32	0.46	17
0.91	0.42	1.70	0.56	0.27	0.06	0.28	0.58	0.82	0.74	0.75	0.63	18
0.14	0.18	0.10	0.18	0.09	0.10	0.11	0.25	0.20	0.22	0.06	0.17	19
0.60	0.27	0.20	0.28	0.33	0.05	0.14	0.33	0.65	0.32	0.23	0.34	20
0.63	0.45	2.66	0.46	0.29	0.14	0.27	0.87	0.69	0.69	0.37	0.71	21
0.32	0.46	0.37	0.48	0.65	0.17	0.33	0.49	0.74	0.86	0.35	0.62	22
1.09	0.96	3.20	1.25	0.90	0.34	0.45	1.15	1.44	1.13	0.89	1.13	23
0.77	0.70	2.85	0.56	0.73	0.13	0.51	0.84	1.20	0.86	0.43	0.73	24
0.99	0.83	1.45	0.94	0.68	0.21	0.49	0.44	1.25	1.07	0.98	0.65	25
4.68	1.76	2.66	1.81	1.47	0.34	0.88	1.36	3.39	2.86	2.02	2.64	26
9.32	4.60	4.05	7.20	6.04	1.06	2.69	3.11	17.18	11.31	9.46	7.19	27
18.65	4.06	5.96	6.15	5.59	1.18	2.42	3.14	13.17	8.80	5.25	4.49	28
1.41	0.55	1.38	0.79	0.70	0.26	0.37	0.57	1.36	1.40	1.12	0.77	29
0.77	0.79	2.26	1.15	0.82	0.20	0.58	0.46	2.54	1.54	1.30	0.87	30
6.90	1.16	1.87	0.66	0.73	0.69	0.76	0.93	0.74	1.03	0.55	0.83	31
3.27	7.25	4.15	1.86	1.67	13.57	8.04	14.31	0.75	0.92	0.43	0.87	32
—	6.84	10.47	19.93	39.03	3.16	2.12	3.17	4.16	13.71	14.96	4.53	33
12.24	—	—	—	—	24.46	12.63	12.01	3.92	6.96	7.70	17.62	34
2.04	17.38	14.35	4.70	4.67	—	—	—	2.17	2.35	1.93	5.51	35
1.69	1.06	0.82	1.63	1.24	0.78	0.98	0.65	—	8.54	9.57	2.90	36
5.21	3.03	3.13	5.64	4.34	1.43	4.36	1.83	10.32	—	—	10.07	37
2.53	9.23	14.68	17.71	5.83	7.65	4.55	3.80	3.92	8.89	15.85	—	38
0.88	0.80	1.06	0.77	0.56	0.68	0.68	0.46	6.04	2.24	3.26	6.00	39
2.18	4.48	2.08	3.65	3.03	12.58	16.20	9.63	2.22	2.51	3.17	5.34	40
0.70	1.01	0.81	0.87	0.79	3.05	2.87	1.97	0.50	0.75	0.63	0.93	41
0.46	1.91	1.72	1.56	0.97	2.36	5.57	2.10	1.04	1.00	1.04	1.12	42
1.37	1.92	0.99	3.70	0.96	2.59	3.70	2.62	1.43	0.99	1.50	1.40	43
0.74	1.67	1.24	1.00	0.58	3.84	7.61	3.18	0.91	1.34	1.18	2.53	44
0.60	0.62	0.52	0.41	0.29	0.64	0.82	1.21	0.68	0.65	0.46	0.81	45
0.95	1.20	1.00	1.58	0.71	1.28	2.68	1.70	1.03	0.87	0.86	0.81	46
0.04	0.07	0.10	0.18	0.38	1.36	0.16	0.08	0.04	0.11	0.14	0.11	47
9.29	15.20	2.43	5.05	8.77	13.66	11.87	13.75	4.11	4.68	6.26	7.18	

道府縣名	畿 區						中				
	明石	尼崎	西宮	姫路	奈良	和歌山	鳥取	米子	松江	岡山	倉敷
總 數	94.38	95.47	97.38	91.89	95.40	91.37	95.11	97.68	95.46	94.72	94.88
1 北海道	0.53	0.43	0.58	0.63	0.50	0.66	1.59	0.33	0.81	0.47	0.50
2 青森	0.09	0.12	0.12	0.18	0.30	0.13	0.27	0.05	0.32	0.07	—
3 岩手	0.19	0.06	0.11	0.15	0.23	0.18	0.43	0.11	0.44	0.10	0.04
4 宮城	0.13	0.22	0.32	0.36	0.39	0.27	0.29	0.14	0.51	0.29	0.18
5 秋田	4.10	0.14	0.26	0.19	0.45	0.15	0.39	0.11	0.35	0.25	0.11
6 山形	0.41	0.20	0.22	0.18	0.37	0.39	0.32	0.14	0.30	0.22	0.17
7 福島	0.35	0.47	0.25	0.25	0.30	0.27	0.48	0.14	0.51	0.21	0.20
8 茨城	0.27	0.39	0.25	0.24	0.26	0.22	0.30	0.12	0.37	0.20	0.09
9 栃木	0.31	0.41	0.25	0.27	0.32	0.41	0.35	0.08	0.41	0.23	0.18
10 群馬	0.10	0.16	0.31	0.29	0.21	0.22	0.39	0.08	0.48	0.31	0.06
11 埼玉	0.26	0.28	0.22	0.30	0.18	0.28	0.59	0.14	0.35	0.19	0.11
12 千葉	0.36	0.32	0.43	0.54	0.34	0.26	0.62	0.08	0.57	0.27	0.11
13 東京都	3.06	1.89	4.73	3.61	3.06	3.28	4.07	1.17	4.61	2.84	1.44
14 神奈川県	1.31	0.67	1.16	0.62	0.59	0.66	0.48	0.21	0.64	0.52	0.20
15 新潟	1.81	0.59	0.98	0.52	0.80	0.66	0.86	0.38	0.74	0.46	0.39
16 富山	0.56	2.10	1.19	0.80	0.92	0.92	0.73	0.25	0.48	0.53	0.33
17 石川	1.01	2.31	1.90	1.08	1.14	1.05	0.62	0.23	1.06	0.55	0.55
18 福井	1.38	1.17	1.42	1.15	1.09	0.94	0.59	0.40	0.65	0.38	0.24
19 山梨	0.14	0.13	0.20	0.23	0.18	0.15	0.45	0.08	0.51	0.19	0.11
20 長野	0.36	0.36	0.50	0.47	0.71	0.32	0.50	0.39	0.62	0.35	0.07
21 岐阜	0.99	1.16	1.28	0.91	1.18	0.68	0.70	0.33	0.78	0.51	0.44
22 静岡県	0.78	0.68	0.75	0.63	0.85	0.84	0.94	0.25	0.83	0.62	0.43
23 愛知	1.46	1.29	1.53	1.56	2.28	1.94	1.30	0.62	1.31	0.91	0.72
24 三重	1.73	1.84	2.24	1.37	8.63	4.23	0.86	0.59	1.15	0.89	0.48
25 滋賀	1.29	1.84	3.05	1.45	3.12	1.45	1.02	0.40	0.88	0.57	0.43
26 東京都	4.04	4.03	5.46	4.54	16.53	3.43	4.36	1.61	3.85	1.97	1.72
27 大阪府	11.89	21.05	21.26	10.82	21.64	24.17	8.44	2.88	6.71	5.80	4.55
28 兵庫県	—	—	—	—	7.03	9.16	29.58	4.06	6.01	11.55	6.36
29 奈良	1.52	2.55	2.73	1.59	—	7.75	1.09	0.55	0.85	0.66	0.50
30 和歌山	2.21	2.98	3.73	2.00	4.07	—	1.07	0.45	1.13	0.84	0.57
31 鳥取	0.98	2.17	1.98	4.05	0.90	0.65	—	—	28.94	1.98	1.92
32 島根	1.36	1.40	1.43	2.47	0.71	0.94	9.94	62.87	—	1.85	4.92
33 岡山	10.32	4.19	5.54	21.74	2.07	2.24	7.75	7.55	6.64	—	—
34 広島	6.03	7.01	7.25	6.54	2.54	2.84	3.21	5.61	7.55	18.99	20.31
35 山口	1.95	1.65	2.15	2.39	0.94	1.13	1.82	0.94	2.70	2.79	3.05
36 徳島	4.08	3.18	3.01	2.27	1.40	2.65	1.32	0.41	1.17	2.80	6.16
37 香川	4.66	4.28	3.01	2.82	1.57	1.55	0.75	0.57	1.10	21.36	17.81
38 愛媛	2.79	4.26	3.08	2.00	1.33	2.14	0.89	0.65	1.45	3.95	5.35
39 高知	2.04	1.71	1.48	1.23	0.79	1.19	0.50	0.28	0.85	0.85	0.74
40 福岡	1.69	2.07	2.69	1.86	1.42	1.06	2.12	0.88	2.39	2.19	1.79
41 佐賀	0.85	0.57	1.58	0.63	0.38	0.33	0.36	0.23	0.62	0.52	0.85
42 長崎	1.67	1.12	1.25	0.75	0.63	0.76	0.66	0.33	1.22	1.39	4.74
43 熊本	1.31	1.03	1.16	2.06	0.70	1.06	0.54	0.18	0.90	0.93	1.83
44 大分	1.99	1.79	2.07	0.97	0.69	0.54	0.59	0.49	0.57	0.91	1.48
45 宮崎	1.58	1.06	0.61	0.49	0.52	0.55	0.18	0.08	0.42	0.37	0.78
46 鹿児島	8.13	7.39	1.53	3.92	1.08	2.39	0.71	0.21	0.67	0.67	1.79
47 沖縄	0.28	0.71	0.11	0.77	0.07	4.26	0.07	0.03	0.05	0.24	0.04
内地外生	5.62	4.53	2.62	6.11	4.60	8.63	4.89	2.32	4.54	5.28	5.12

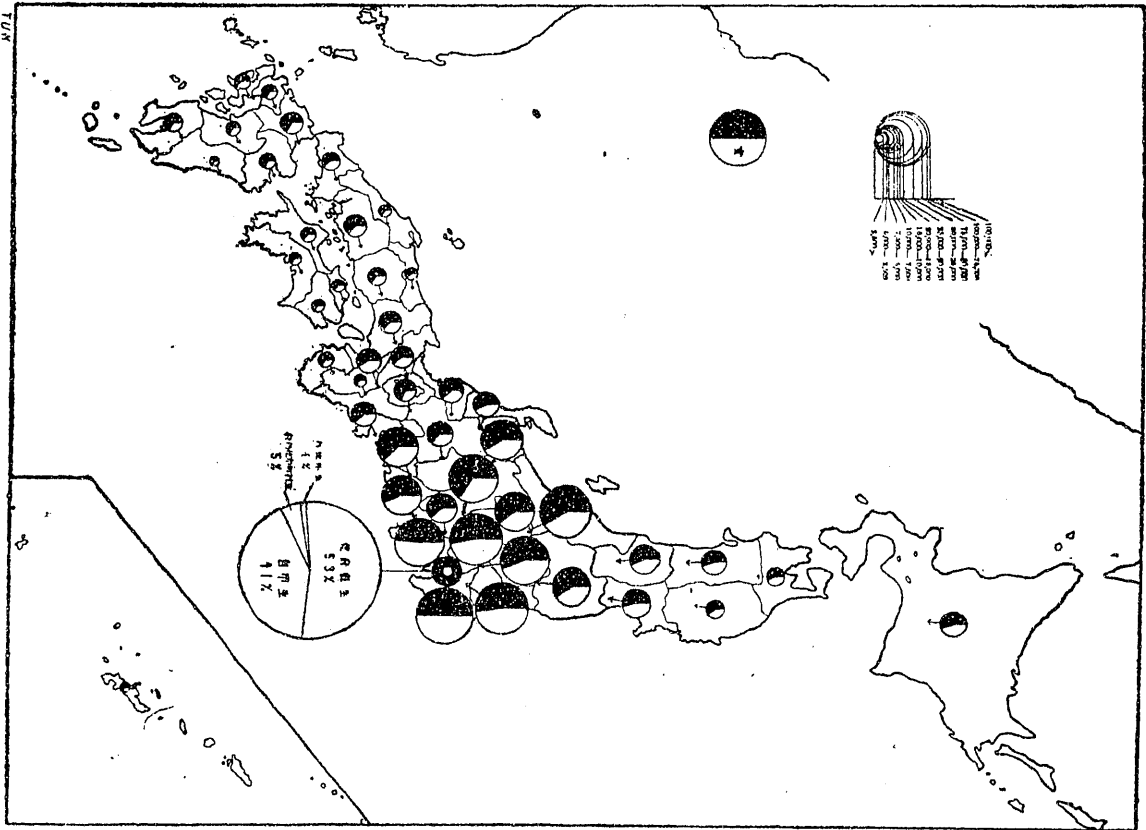
人口都市集中の地域的形態に関する一つの資料(概報)

州 區												
佐 賀	長 崎	佐世保	熊 本	大 分	別 府	中 津	宮 崎	都 城	鹿兒島	那 霸	首 里	
91.06	91.22	98.34	92.86	93.18	94.82	93.18	96.55	97.38	90.11	90.55	74.75	
0.51	0.31	0.14	0.44	0.40	0.37	0.23	0.37	0.26	0.62	0.40	—	1
0.15	0.08	0.06	0.14	0.14	0.08	0.17	0.09	0.05	0.14	0.09	0.33	2
0.16	0.06	0.09	0.13	0.14	0.10	0.06	0.08	0.02	0.12	0.14	—	3
0.26	0.19	0.13	0.22	0.23	0.13	0.13	0.19	0.09	0.38	0.31	—	4
0.12	0.10	0.09	0.12	0.19	0.15	0.09	0.11	0.06	0.21	0.23	0.98	5
0.16	0.15	0.14	0.16	0.08	0.14	0.05	0.11	0.08	0.27	0.17	—	6
0.29	0.19	0.13	0.17	0.25	0.19	0.11	0.16	0.11	0.26	0.45	0.66	7
0.28	0.15	0.16	0.19	0.36	0.16	0.14	0.16	0.05	0.24	0.37	—	8
0.16	0.14	0.07	0.30	0.12	0.12	0.06	0.12	0.06	0.21	0.34	—	9
0.13	0.13	0.10	0.21	0.21	0.08	0.11	0.09	0.08	0.21	0.26	0.66	10
0.33	0.16	0.09	0.14	0.10	0.12	0.09	0.20	0.07	0.31	0.14	—	11
0.31	0.24	0.14	0.34	0.27	0.22	0.14	0.19	0.08	0.53	0.34	0.66	12
3.58	2.13	0.92	3.30	2.29	1.96	2.14	1.81	0.90	5.56	4.37	4.26	13
0.77	0.73	0.78	0.48	0.46	0.51	0.95	0.24	0.24	0.82	0.71	2.95	14
0.35	0.22	0.17	0.45	0.31	0.34	0.17	0.24	0.13	0.53	0.51	0.98	15
0.23	0.22	0.09	0.30	0.31	0.30	0.14	0.25	0.17	0.22	0.60	0.33	16
0.65	0.34	0.15	0.27	0.41	0.47	0.17	0.20	0.07	0.54	0.54	—	17
0.17	0.21	0.14	0.21	0.24	0.32	0.09	0.26	0.15	0.43	0.51	—	18
0.05	0.16	0.06	0.23	0.17	0.11	0.05	0.16	0.06	0.22	0.17	0.33	19
0.22	0.16	0.15	0.38	1.17	0.17	0.31	0.55	0.47	0.77	0.51	—	20
0.24	0.18	0.18	0.44	0.33	0.41	0.25	0.42	0.12	0.57	0.62	—	21
0.54	0.35	0.16	0.56	0.61	0.31	0.38	0.28	0.36	0.54	0.54	0.66	22
0.67	0.55	0.27	0.67	0.68	0.80	0.30	0.62	0.36	1.04	1.08	2.30	23
0.27	0.41	0.17	0.34	0.50	0.45	0.33	0.36	0.15	0.76	0.43	0.98	24
0.38	0.64	0.12	0.49	0.42	0.51	0.38	0.27	0.07	0.56	0.71	0.33	25
0.97	0.81	0.44	1.25	1.18	1.21	0.69	0.88	0.55	1.25	1.42	3.28	26
2.21	1.87	0.46	2.07	2.85	3.82	2.69	1.81	1.06	4.86	6.21	18.36	27
1.69	1.87	0.52	1.94	1.69	2.55	1.86	1.26	0.72	3.11	2.72	1.31	28
0.33	0.22	0.10	0.49	0.36	0.65	0.36	0.37	0.35	0.61	0.99	0.98	29
0.45	0.37	0.17	0.56	0.44	0.63	0.28	0.75	0.16	0.57	0.88	1.97	30
0.45	0.27	0.15	0.41	0.31	0.24	0.17	0.32	0.07	0.40	0.11	—	31
0.59	0.76	0.30	0.72	0.77	0.76	0.88	0.37	0.12	0.63	0.37	—	32
0.82	1.08	0.42	1.10	1.46	1.92	1.08	1.12	0.43	1.18	0.88	0.33	33
2.02	2.66	2.04	2.34	3.39	6.53	3.82	2.04	1.20	2.00	2.01	1.64	34
1.85	2.68	1.07	2.49	4.41	6.07	4.16	1.28	0.74	2.01	1.19	1.31	35
0.46	2.45	1.37	0.60	0.85	0.93	0.81	3.15	0.50	0.83	0.65	1.31	36
0.65	0.62	2.21	0.87	1.46	2.43	1.52	3.37	0.54	0.81	1.08	—	37
1.54	2.16	3.42	2.31	11.65	23.47	2.75	18.21	1.98	2.04	1.08	0.66	38
0.28	0.66	1.48	0.65	1.40	1.65	0.59	6.92	0.46	0.75	0.45	0.98	39
28.96	12.43	12.67	21.62	17.19	15.87	53.64	7.32	6.19	10.30	4.28	3.28	40
—	21.49	40.10	6.12	2.74	2.68	2.14	1.80	1.28	3.87	1.30	1.98	41
20.86	—	—	9.32	3.76	3.95	2.91	3.53	1.24	6.01	1.98	1.31	42
8.14	20.14	9.98	—	7.71	4.55	3.43	7.43	5.64	12.41	3.71	3.93	43
4.08	3.18	4.12	7.84	—	—	—	10.28	2.34	3.21	1.33	0.33	44
1.16	0.94	2.96	5.02	9.93	4.36	0.92	—	—	13.49	4.34	2.62	45
2.47	6.13	9.25	13.60	8.36	1.99	1.33	16.55	67.12	—	39.06	12.79	46
0.10	0.22	0.41	0.87	0.89	0.05	0.06	0.29	0.40	3.73	—	—	47
8.94	8.78	1.66	7.14	6.82	5.18	6.82	3.45	2.62	9.89	9.44	25.25	

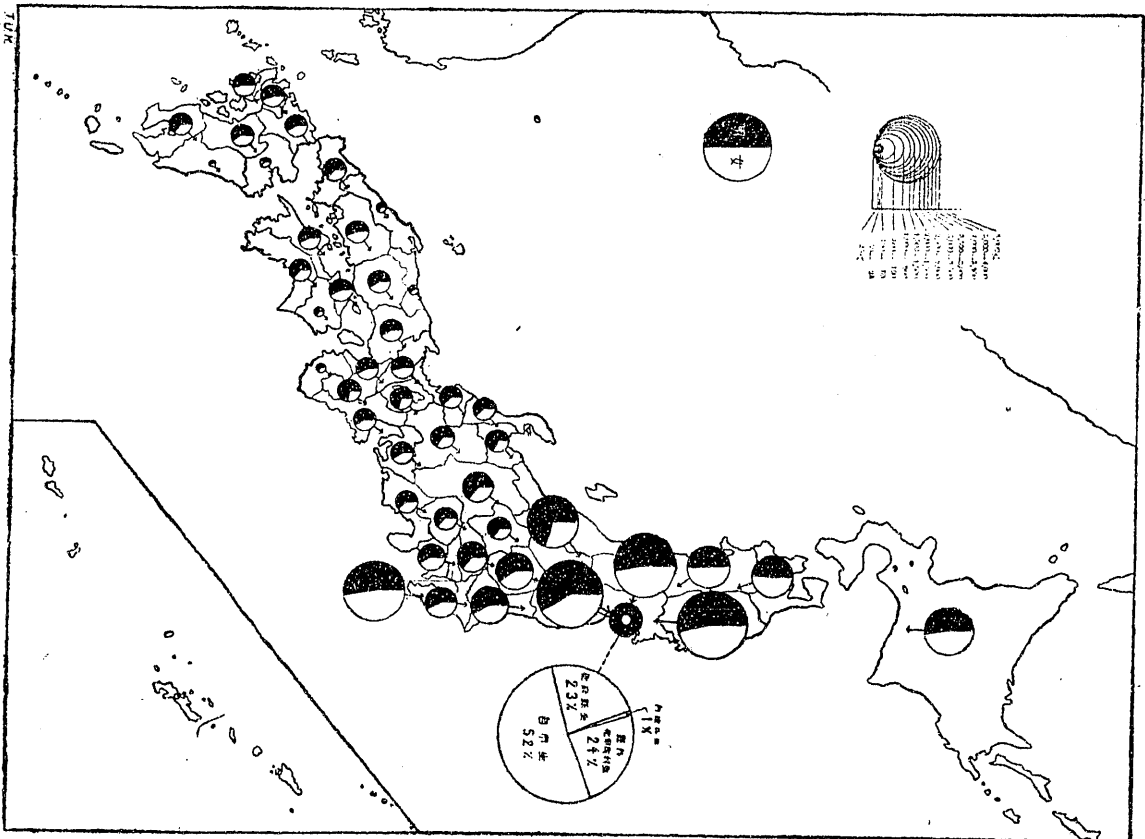
道府縣名	四 國 區			九							
	今 治	宇和島	高 知	福 岡	若 松	八 幡	戸 畑	久留米	大牟田	小 倉	門 司
總 數	91.19	93.46	92.89	93.56	91.57	95.14	93.44	93.84	97.49	92.89	93.16
1 北海道	1.71	0.37	1.58	0.33	0.22	0.23	0.45	0.24	0.24	0.34	0.39
2 青森	0.13	0.12	0.13	0.09	0.04	0.03	0.04	0.08	0.06	0.07	0.06
3 岩手	0.09	0.04	0.20	0.10	0.02	0.04	0.07	0.08	0.04	0.06	0.06
4 宮城	0.16	0.08	0.38	0.20	0.08	0.10	0.16	0.22	0.05	0.19	0.08
5 秋田	0.13	0.08	0.34	0.14	0.04	0.08	0.07	0.04	0.05	0.09	0.05
6 山形	0.16	0.08	0.39	0.21	0.03	0.06	0.08	0.12	0.06	0.10	0.09
7 福島	0.20	0.18	0.42	0.22	0.11	0.07	0.14	0.10	0.12	0.18	0.14
8 茨城	0.20	0.18	0.42	0.23	0.05	0.10	0.11	0.15	0.08	0.11	0.10
9 栃木	0.04	0.16	0.37	0.15	0.07	0.06	0.09	0.12	0.05	0.15	0.12
10 群馬	0.07	0.12	0.19	0.14	0.06	0.05	0.06	0.18	0.05	0.17	0.06
11 埼玉	0.05	0.43	0.35	0.16	0.07	0.05	0.06	0.18	0.05	0.13	0.11
12 千葉	0.25	0.25	0.44	0.26	0.09	0.09	0.17	0.23	0.08	0.18	0.21
13 東京都	2.39	2.60	4.67	3.28	0.72	0.66	0.88	1.99	0.87	1.87	1.26
14 神奈川県	0.41	0.78	1.09	0.50	0.15	0.18	0.36	0.34	0.11	0.47	0.36
15 新潟	0.50	0.23	0.76	0.36	0.10	0.16	0.33	0.19	0.18	0.26	0.30
16 富山	0.38	0.33	0.49	0.21	0.08	0.11	0.29	0.13	0.15	0.18	0.22
17 石川	0.77	0.43	0.66	0.30	0.24	0.22	0.43	0.30	0.13	0.38	0.33
18 福井	0.34	0.27	0.76	0.22	0.13	0.13	0.16	0.27	0.13	0.26	0.34
19 山梨	—	0.10	0.24	0.15	0.02	0.02	0.03	0.11	0.03	0.09	0.05
20 長野	0.25	0.47	0.71	0.30	0.07	0.09	0.09	0.14	0.08	0.25	0.17
21 岐阜	0.56	0.55	0.64	0.34	0.15	0.12	0.09	0.25	0.14	0.21	0.17
22 静岡県	0.41	0.62	0.85	0.34	0.22	0.15	0.21	0.22	0.15	0.29	0.29
23 愛知県	0.72	0.76	1.23	0.73	0.39	0.20	0.46	0.62	0.23	0.87	0.43
24 三重	0.77	0.49	1.20	0.36	0.26	0.14	0.26	0.19	0.26	0.35	0.32
25 滋賀	0.49	0.29	1.16	0.57	0.33	0.27	0.25	0.47	0.21	0.71	0.36
26 東京都	1.76	1.46	3.09	1.20	0.42	0.27	0.33	0.77	0.37	0.87	0.54
27 大阪府	6.42	6.44	10.90	2.54	1.29	0.83	1.26	1.68	0.92	2.31	1.88
28 兵庫県	3.94	3.04	7.55	1.77	1.52	0.79	1.38	1.36	0.80	1.56	2.00
29 奈良	0.77	0.55	1.79	0.30	0.18	0.18	0.10	0.29	0.20	0.35	0.31
30 和歌山	1.29	0.74	1.80	0.51	0.33	0.19	0.28	0.39	0.23	0.42	0.33
31 鳥取	0.50	0.51	0.66	0.37	0.27	0.29	0.22	0.27	0.17	0.45	0.46
32 島根	0.83	0.62	0.70	1.69	3.28	2.75	3.03	0.64	0.47	3.17	4.07
33 岡山	3.22	1.99	2.19	1.46	1.81	1.42	1.73	0.88	0.61	1.39	2.19
34 広島	25.05	4.25	3.08	3.58	15.80	7.46	8.52	1.77	1.59	7.41	8.16
35 山口	2.26	3.08	1.81	5.46	13.20	9.51	15.59	2.51	1.76	14.32	18.90
36 徳島	4.82	2.52	10.88	0.77	1.01	0.55	0.55	0.42	0.32	1.10	1.26
37 香川	9.00	3.67	8.48	1.00	3.13	1.57	2.02	0.54	0.37	1.85	4.23
38 愛媛	—	—	12.42	2.96	10.76	6.46	11.51	1.31	1.42	6.15	6.60
39 高知	5.37	37.31	—	0.59	0.86	0.80	0.82	0.32	0.29	0.62	0.92
40 福岡	3.16	4.41	2.30	—	—	—	—	—	—	—	—
41 佐賀	1.06	0.47	0.51	20.36	5.86	12.98	6.94	32.54	8.12	5.59	3.77
42 長崎	1.47	1.35	1.17	16.63	4.32	4.74	6.14	13.68	11.11	5.58	4.82
43 熊本	1.47	1.05	0.89	10.05	5.62	16.52	8.70	12.93	52.63	7.17	8.21
44 大分	2.68	7.14	0.96	6.90	13.81	16.53	13.15	7.77	2.29	18.95	14.23
45 宮崎	3.40	1.60	0.94	1.43	1.02	1.74	1.24	1.74	2.79	1.48	0.93
46 鹿児島	1.42	1.17	0.92	3.75	3.16	5.66	4.29	3.96	7.08	3.99	3.07
47 沖縄	0.11	0.08	0.18	0.36	0.20	0.50	0.32	1.12	0.33	0.14	0.19
内地外生	8.81	6.54	7.11	6.44	8.43	4.86	6.56	6.16	2.51	7.11	6.84

人口都市集中の地域的形態に関する一つの資料(概報)

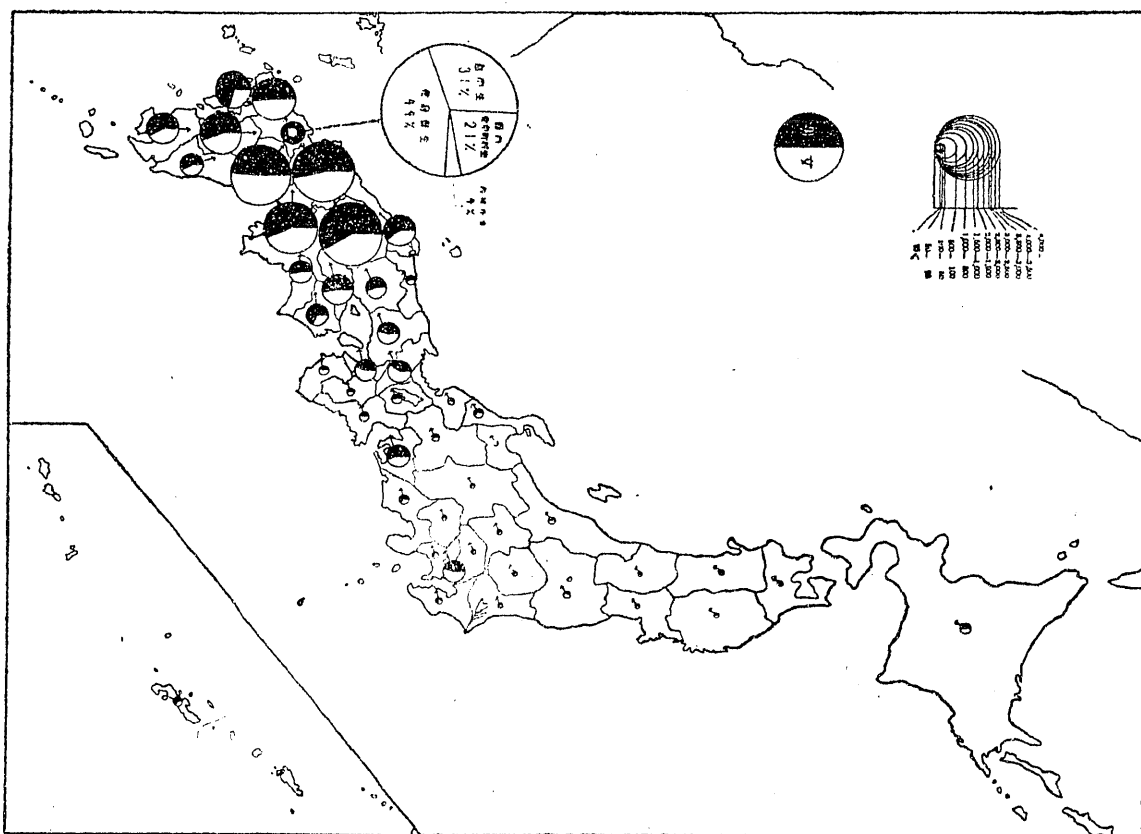
第1圖 東京市出生地別人口分布圖



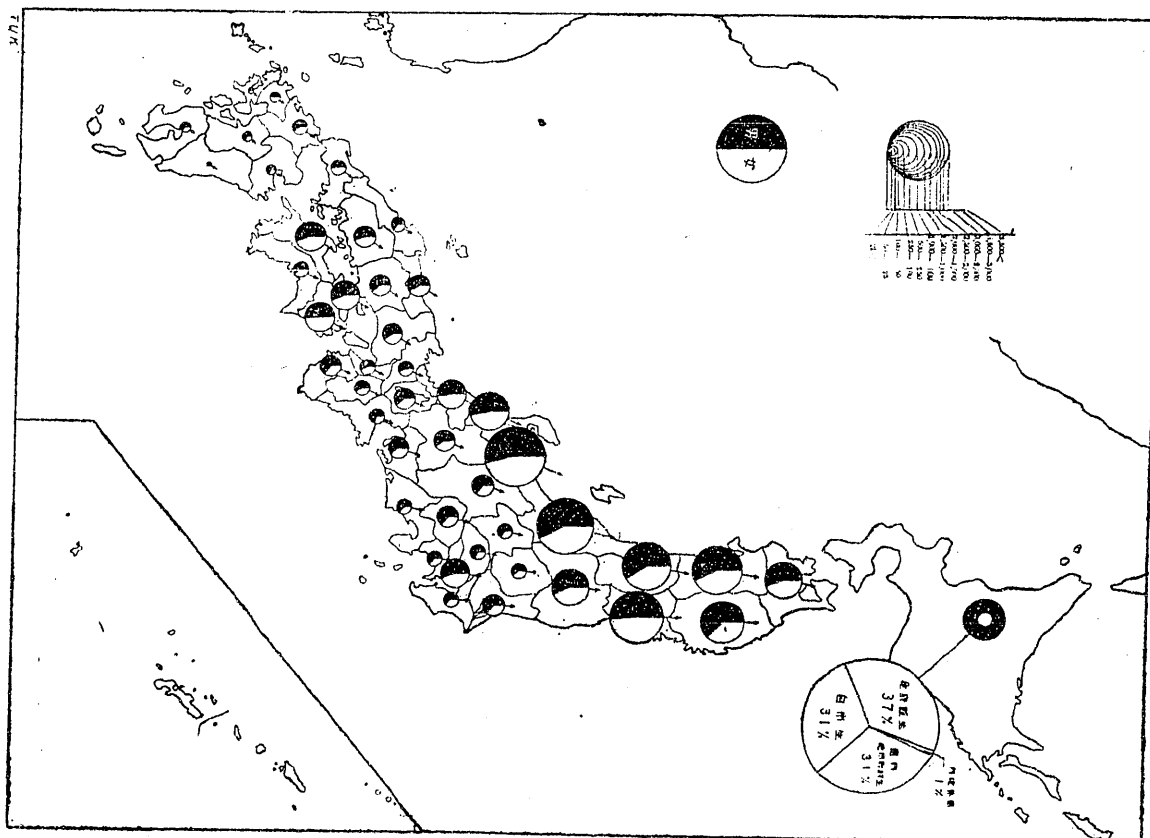
第2圖 仙臺市出生地別人口分布圖



第3圖 福岡縣若松市出生地別人口分布圖



第4圖 旭川市出生地別人口分布圖



人口都市集中の地域的形態に関する一つの資料(概報)

存在する事實は之を覗ふことが出来る。即ち中小都市に於て、大都市特に六大都市所在府縣出生人口の割合が比較的多いといふことに據つてである。然かも、例へば東京市に多くの人口を送つてゐる東北地方所在の中小都市には東京府出生の人口の割合が多く、大阪市に多くの人口を送つてゐる近畿、中國等に所在する都市に於ては大阪府出生人口の割合が多いといふやうな關係が相當明瞭に觀取されるのである。

(三) 法則(五)についても原則として之を認めて差支へないと思はれる。

(四) 法則(七)については、外國移住を除いて、それ程明瞭な結果は出てゐない。寧ろ我が國の事實については之とは逆に近距離移住に於ても男子の方が女子に比して移動性が大なるが如き傾向さへ存する(紙面の都合上、本稿に男女別の數字を掲載し得なかつたのは残念であるが、別の機會に發表したいと思つてゐる)。我が國都市に於ては一般に男子の人口が女子を超えてゐる。外國の主要都市とは此の點全く逆である。此の事實と關聯して此の問題は興味ある問題であるが、本稿に於ては之に觸れないこととする。

以上の如く Ravenstein の法則は相當複雑なる内容を持つてゐるが、要點は移動の距離的制約に在ると見るべきであるから、法則中(一)及(二)の事項が其の根幹をなしてゐる。此の意味に於て、我が國の事實は、原則として此の法則を證明するものと見て差支へない。

次に廣く人口現象研究の立場から、第二表の示す主要なる事項を列記すれば概ね以下の如くである。

(一) 人口都市集中は距離的な制約を受けてゐる。固より Young の公

式⁽⁶⁾の如き明確なる關係は存在しないが、都市を中心として之を遠ざかるに従つて移動量は小となる傾向を十分推定することが出来る。

(二) 前項の事實は、都市の大きさ、流入人口の割合、都市の性質等とは無關係に一般原則的に承認され得る。試みに一、二の例を圖示してみよう。第一圖は大都市の典型的なる東京市出生地別人口の分布を地圖の上に表現したるものである。第三圖は典型的なる小工業都市福岡縣若松市である。以上の兩市は共に流入人口の割合が著しく大である。之に反し、文化都市であり、中都市である仙臺市は流入人口の割合は小である。第二圖は仙臺市に關するものである。此の三個の都市は性質に於て大いに相異つてゐるが、移動の距離的制約は相當明瞭に現はれてゐる。

(三) 移動の距離的制約の例外をなすものは、港灣都市、就中、軍港都市及植民地的都市である。第四圖は旭川市の出生地別人口の分布を示したものであるが、植民地的都市の不規則性を代表するものである。Ravenstein⁽⁷⁾も此等の都市を例外としてゐること周知の通りである。

(四) 都市の縣外來住人口の多くの部分は該都市の所在するブロックの内部、又は之に隣接する類似の特性を持つブロック(例へば北部九州ブロックと中國ブロック)内の出生者である。此等の人口の出生地は大部分の都市について僅かに五乃至七個の府縣であつて、出生地の著しき集中性を見出し得る。

(五) 大都市、就中、六大都市に於ては府縣外出生地別人口は著しく分散的であるが、所在ブロック内が最も多く、隣接する特定のブロックが之に亞ぎ、大都市に集中する人口は自ら一定の流動の方向を持つてゐる。

(6) M = 人口移動量, F = 都市の吸引力, D = 距離, K = 常數とすれば

$$M = K \frac{F}{D^2}$$

[Sorokin 及 Zimmerman 上掲書五八八頁註]

(2) Sorokin 及 Zimmerman 上掲書五九二頁

五

以上に於て、人口の都市集中が原則として、距離的制約を受けてゐることとは明かにされたが、進んで、各種の都市が特に多くの人口を吸引してゐる範圍、即ち主たる人口吸引圏及それが相交錯する状態を觀察することは、都市集中の地域的形態を描く上に必要であるのみならず、政策的には都市の再分布を考案する基礎資料の一となるべきである。而して都市の主要人口吸引圏を精密に測定することは頗る困難であるが、一應の輪廓を把握する爲に、最も簡單且つ容易な方法として次の如きものを考案して用ひてみた。

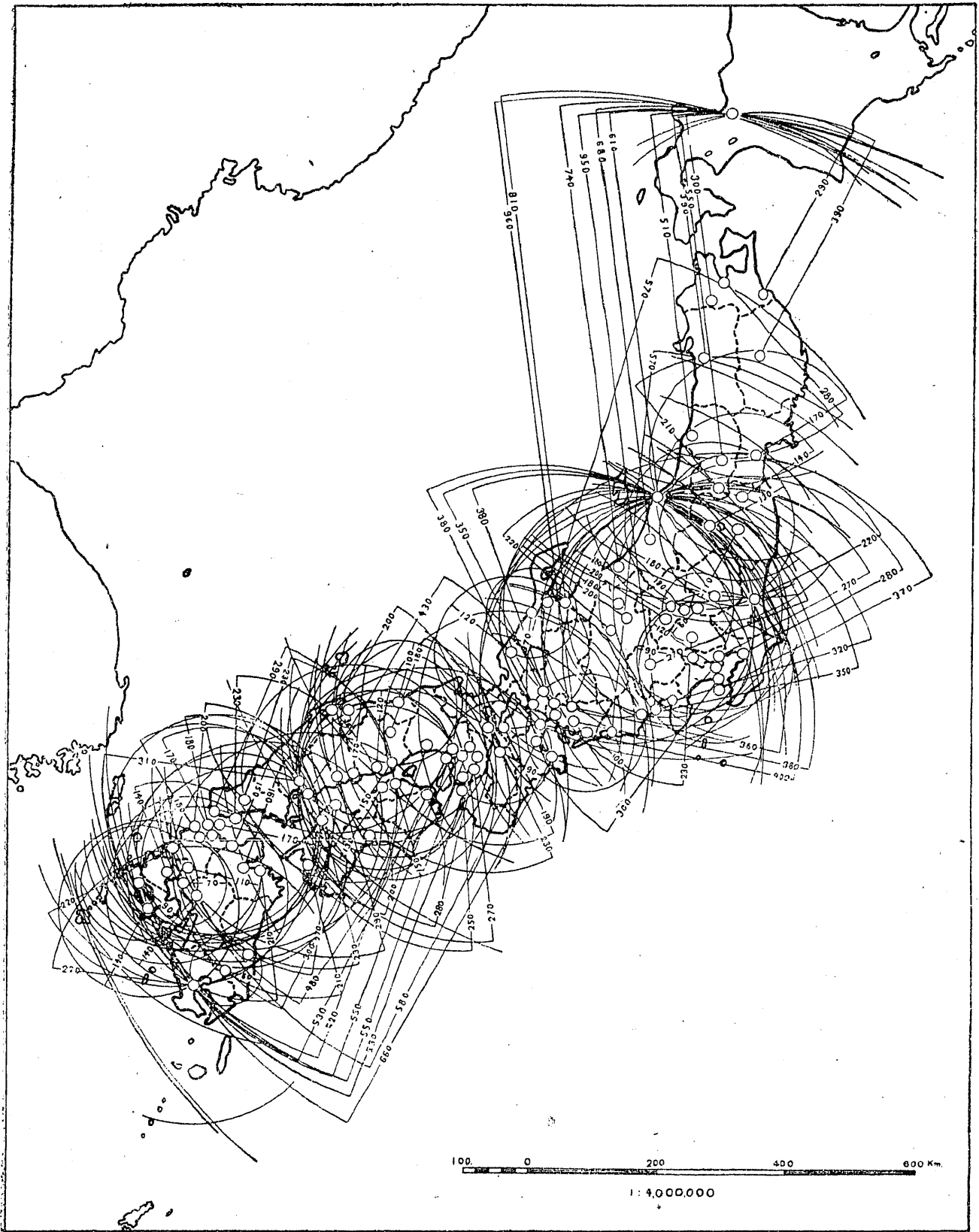
即ち、各都市の出生地別人口を、道府縣別に、多き道府縣から順番に列べて行き、都市の所在する道府縣外出生人口總數の六〇%に達し又は之を超越するところまで止め、其の中最も遠距離に在る道府縣をとつて半徑となし、其の都市を中心として此の半徑を以て描く圓弧の包む面積を主要集中圏としたのである。而して都市と上記道府縣との距離は、便宜、各道府縣廳所在地と其の都市との直線距離を採ることとし、之を圖上に於て縮尺を用ひて求めたのである、かくの如く、此の方法は極めて粗雑であり、劃一的、機械的ではあるが、各々の都市について若干の吟味を加へて行けば、問題の極めて概略の形態を知るには役立つと思はれる。尙北海道及沖繩縣所在の都市は極めて特殊の分布を示してゐるから一應除外することとした。

人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料(概報)

第3表 都市主要人口吸引圏半徑 (單位料)

市名	半徑	市名	半徑	市名	半徑	市名	半徑	市名	半徑
東北區		高川	230	沼清	320	奈和	90	今和	270
弘前	300	崎越	230	津水	950	良山	250	宇和	210
青森	280	葉京	280	屋橋	380	歌山		高知	300
八戸	290	子	270	崎	100	中區		九州區	
盛岡	390	王	90	宮	380	鳥米	100	福岡	220
仙臺	170	須	300	一	360	松岡	30	若松	200
秋田	390	須	370	津	580	倉	200	八幡	180
米澤	550	甲	120	戸	960	大	150	留米	110
鶴岡	210	北陸區	270	山田	400	宇	120	牟田	70
福島	510	富高	810	近畿區	660	津	160	倉司	170
若郡	140	金福	570	大	190	廣	310	畑	170
新長	130	福	70	京	230	吳	430	賀	180
高田	110	東海區	120	伏	310	尾	290	崎	140
關東區	610	長松		大	280	福	170	佐	140
水戸	680	上岐	180	堺	270	宇	230	世	90
都	740	大	220	和	530	下	290	保	140
戸宮	220	静	200	岸	550	山	230	本	210
利生	180	濱	350	神	530	國區		分	160
橋	60	岡	380	明	550	島	200	府	180
桐	190	松	350	尼	480	松	150	津	260
前	180	大	570	西	520	龜	130	崎	60
		静		路		山	230	城	60
		濱						島	220
								鹿	220

第5圖 都市主要人口吸引圈圖



此の方法によつて算定した主要人口吸引圏の半徑を表示したものが、第三表であり、之を圖示したのが第五圖である。圖版を一版に取纏めようと、相當大きな原圖を縮寫したので甚だ見苦しい圖となつたことは遺憾である。此等の表と圖によつて氣付かれる主要な事項を列記すれば次の如くである。

- (一) 人口都市集中が距離的制約を受ける當然の結果として、既に前項に於て指摘した通り、主要人口吸引圏及其の交錯の状態が、稍々明瞭なプロック性を示してゐる。(イ)東北區所在の都市の主要吸引圏は東北區内及北海道に集中してゐる。其の半徑は北海道を含む爲に三〇〇杆から五五〇杆の多きに達してゐるが、假りに北海道を除けば一〇〇杆乃至一五〇杆の東北區内に入るのである。(ロ)關東區所在の都市の吸引圏は關東區の地理的中心點から一八〇杆の半徑を以て描く圓内に複合してゐる。其の圓は東北、北陸及東海區の一部を包含してゐるが、大部分は關東區自體であること云ふ迄もない。(ハ)東海區所在の都市の吸引圏の半徑は最も長く、其の地理的中心點から約二三〇杆の半徑の描く圓内に複合し、關東、北陸及近畿區の一部を包含する。(ニ)北陸區所在の都市は北海道との交流を含むが爲に、吸引圏の半徑が著しく大である。然し北海道を除いて見れば、七〇杆乃至一二〇杆の主として北陸區を含む地域内であることを示してゐる。
- (ホ)近畿區所在都市の吸引圏は其の地理的中心點から約一八〇杆の半徑を以て描く圓内であつて、中國、四國、東海及北陸の一部を含んでゐる。
- (ヘ)中國區所在の都市の吸引圏は山口縣を除いて地理的中心點から約一二〇杆の半徑の描く圓内の地域に集中してゐる。(ト)四國區の大部分は此の圓内に包攝されるが、四國區所在の都市の吸引圏も大部分此の圓内に含

人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料(概報)

まれてゐる。(チ)九州區は北部と南部とに分たれる。門司市を中心として描く半徑一八〇杆の圓内に、北部九州所在都市の吸引圏は大部分包含せられてゐる。南部九州所在都市の吸引圏は多く六〇杆乃至一二〇杆の半徑の圓内に在る。

- (二) 第五圖に於て、多くの都市の吸引圏の圓弧の特に集中する四個の地域を見出すことが出来る。(イ)其の一は北海道であつて、交流によつて東北區及北陸區所在の殆んど總ての都市に少なからぬ人口を供給してゐることが察せられる。(ロ)其の二は新潟縣であつて、南南西に向つて多くの人口を流出してゐる態様を知ることが出来る。特に關東區所在の殆んど總ての都市に極めて多くの人口を送つてゐる。(ハ)其の三は廣島縣であつて、之亦東方に向けて極めて多くの人口を流出してゐる。特に交流して、中國、近畿及四國所在の諸都市に少なからぬ人口を供給してゐることを推定することが出来る。(ニ)最後に鹿児島縣が之であつて、北部九州、中國、四國及近畿區所在都市へ少なからぬ人口を供給してゐると見られる。

- (三) 吸引圏の半徑の特に大なる都市は瀬戸、清水、富山、高田、長岡、宇治山田、新潟等の都市であつて六〇〇杆以上九六〇杆に達してゐる。然し、瀬戸市の出生地別人口の分布は左の如く、岐阜及三重兩縣以外急に分散的となつてゐる。而して其の半徑を決定してゐるものは第九位の北海道一・二九%である。此の市の出生地別人口がかくも分散的であることには特殊の理由があることと思はれるのであつて研究を必要とするが、此の分布を吟味すれば寧ろ岐阜及三重兩縣を含む、半徑八〇杆の圓の包む範圍が實質的な主要吸引圏と考へられる。同様の方法を以て吟味して行けば、此等の都市の特に多くの割合の人口を吸引してゐる圏は比較的小さく、一〇〇

瀬戸市主要出生地
別人口分布

順位	道府縣名	割合
1	岐阜	35.28
2	三重	6.09
3	長野	2.30
4	石川	2.11
5	静岡	2.05
6	滋賀	1.85
7	東京	1.62
8	北海道	1.55
9	北海	1.29
10	福井	1.15
11	大阪	1.09
12	兵庫	0.95
13	兵衛	0.77
14	栃木	0.59
15	神奈川	0.58
16	富山	0.42
17	山梨	0.38
	以上計	60.07

秆乃至二五〇秆の間に在ることを知る。又、東北區所在都市は北海道との交流によつて比較的大なる半徑を持つてゐるが、既に一言した通り、之を除けば概ね一〇〇秆乃至二〇〇秆の間に在る。かやうにして一般に吸引圏の大なる都市は、(イ)六大都市(二三〇秆乃至五五〇秆)、(ロ)吳、四日市、横須賀、下關等の港灣都市(概ね二五〇秆乃至五〇〇秆。長崎の一四〇秆及佐世保の九〇秆が例外をなす)、(ハ)工業都市又は(ニ)發展的なる都市(概ね一八〇秆以上)である。

主要人口吸引圏の半徑の比較的小なる都市、特に半徑一〇〇秆未満の都市は、佐世保、金澤等を例外として、概ね小都市であり、發展的ならざるものである。人口一〇萬以上の中都市は、若干の例外はあるが、大部分一五〇秆以上の半徑を持つてゐる。又、第三表によつて地域別に見ても、夫々の地域内に於て、同様の傾向を見出すことが出来る。

以上は、人口都市集中の地域的形態について、僅かにその一側面を把握して之に一瞥を投じたるに過ぎないのであるが、從來、研究の特に極めて少い部門であるから、未定稿として掲げて参考としたる次第である。

獨逸の厚生事業と人口政策

大月 照江

本文は主として Social Welfare in Germany by Werner Reher, Terramare Publications, No. 7, Terremare Office, Berlin, 1933 及び其後發表された若干の資料により、人口政策的見地よりする獨逸の厚生事業の内容の一端を紹介せるものである。

新しき社會觀に基く厚生事業

「如何なる時代にも貧乏人の絶えたことがない」と云ふのは舊くより人々のもつ社會的觀念であり、從來の厚生事業は斯る觀念を前提として行はれて來た。而して斯る状態の下に行はれたる厚生事業が如何に要救濟者たち自身の心理状態を蝕み、彼等の道德觀念の培養を阻害してゐたかは餘り問題とされてゐない。然るに獨逸に於ては近年に至つてこの通俗的觀念を一掃したかの觀がある。昨年九月第二次世界大戰の勃發以來は各方面に互る厚生事業は益々發展の一途を辿りつゝあるのであるが、先づ一九三三—三八年に互る五ヶ年間に獨逸は厚生事業に關する理念を一變した。即ち從來文明諸國に於ける厚生事業は一種の慈善事業の代名詞たるかの觀さへあり、隣人愛を基礎となし、社會の福祉に關心を有する若干の篤志家又は宗教關係其他の特殊團體が中心となり、折に國家の補助を得て行はれつゝあつたものであるが、獨逸に於ては斯くの如き救濟を要する社會的斷面の存在はそれ自體の責任のみに非ずして、社會全體の責任として解決さるべき問題であるとなし、國家の指導の下に一般國民が各自の義務としてその解

瀬戸市主要出生地
別人口分布

順位	道府縣名	割合
1	岐阜	35.28
2	三重	6.09
3	長野	2.30
4	石川	2.11
5	静岡	2.05
6	滋賀	1.85
7	東京	1.62
8	北海道	1.55
9	北海	1.29
10	福井	1.15
11	大阪	1.09
12	兵庫	0.95
13	兵衛	0.77
14	神奈川	0.59
15	山梨	0.58
16	富山	0.42
17	山梨	0.38
	以上計	60.07

秆乃至二五〇秆の間に在ることを知る。又、東北區所在都市は北海道との交流によつて比較的大なる半径を持つてゐるが、既に一言した通り、之を除けば概ね一〇〇秆乃至二〇〇秆の間に在る。かやうにして一般に吸引圏の大なる都市は、(イ)六大都市(二三〇秆乃至五五〇秆)、(ロ)吳、四日市、横須賀、下關等の港灣都市(概ね二五〇秆乃至五〇〇秆。長崎の一四〇秆及佐世保の九〇秆が例外をなす)、(ハ)工業都市又は(ニ)發展的なる都市(概ね一八〇秆以上)である。

主要人口吸引圏の半径の比較的小なる都市、特に半径一〇〇秆未満の都市は、佐世保、金澤等を例外として、概ね小都市であり、發展的ならざるものである。人口一〇萬以上の中都市は、若干の例外はあるが、大部分一五〇秆以上の半径を持つてゐる。又、第三表によつて地域別に見ても、夫々の地域内に於て、同様の傾向を見出すことが出来る。

以上は、人口都市集中の地域的形態について、僅かにその一側面を把握して之に一瞥を投じたるに過ぎないのであるが、從來、研究の特に極めて少い部門であるから、未定稿として掲げて参考としたる次第である。

獨逸の厚生事業と人口政策

大月 照 江

本文は主として Social Welfare in Germany by Werner Reher, Terramare Publications, No. 7, Terremare Office, Berlin, 1933 及び其後發表された若干の資料により、人口政策的見地よりする獨逸の厚生事業の内容の一端を紹介せるものである。

新しき社會觀に基く厚生事業

「如何なる時代にも貧乏人の絶えたことがない」と云ふのは舊くより人々のもつ社會的觀念であり、從來の厚生事業は斯る觀念を前提として行はれて來た。而して斯る状態の下に行はれたる厚生事業が如何に要救濟者たち自身の心理状態を蝕み、彼等の道德觀念の培養を阻害してゐたかは餘り問題とされてゐない。然るに獨逸に於ては近年に至つてこの通俗的觀念を一掃したかの觀がある。昨年九月第二次世界大戰の勃發以來は各方面に互る厚生事業は益々發展の一途を辿りつゝあるのであるが、先づ一九三三—三八年に互る五ヶ年間に獨逸は厚生事業に關する理念を一變した。即ち從來文明諸國に於ける厚生事業は一種の慈善事業の代名詞たるかの觀さへあり、隣人愛を基礎となし、社會の福祉に關心を有する若干の篤志家又は宗教關係其他の特殊團體が中心となり、折に國家の補助を得て行はれつゝあつたものであるが、獨逸に於ては斯くの如き救濟を要する社會的斷面の存在はそれ自體の責任のみに非ずして、社會全體の責任として解決さるべき問題であるとなし、國家の指導の下に一般國民が各自の義務としてその解

決に積極的に著手しつゝあるのである。而してこれは世界最大の厚生事業組織であり、斯る廣汎なる國家的運動は未だ他にその類例を見ざるもので今日我國に於ても人的資源の確保の切に稱へらるゝ秋、その内容に對する一應の検討は無意義でないかと考へられるのである。

産業革命を契機として激増した失業者の群、大都市に於ける貧民の群、而して第一次大戰後に於ける世界的不況の餘波は貧困に絡む社會的諸問題を際限なく複雑なるものとした。國家社會黨以前の獨逸はこれ等の事情に鑑み、社會政策的見地より保健、養老等の國家保險制度を設け、傷病、老年等より來る勞働者の貧困に備へ、以て彼等の生活の安定を保證すると共に官民一體の實を期せんとしたのであるが、長期に亙る國民の政府に對する不信は却つて逆効果を奏し、斯る社會立法は完全に失敗に歸したのであつた。

國家社會黨の治政下に於ける獨逸が階級意識を排し、國家的見地よりその民族意識を巧に利用して民心を贏ち得た事は周知の事實である。獨逸は今や國家の使命に對して一の新なる社會的觀念の滲透に成功しつゝあるのである。この成功の背後に國民社會主義厚生團—N. S. V. (National-sozialistische Volkswohlfahrt) のあることを忘れてはならぬ。N. S. V. は一九三三年早春僅々數百の會員を擁して設立されたものであるが、同年五月三日にはヒットラー總統により國家社會黨の有力なる一機關として認められ、廣範圍に亙る厚生事業を擔當するに至つたのである。會員の資格は二十一歳以上の健全なる純血獨逸人で、一ヶ月最低五〇ペンニヒ以上、各自その身分財産に相當する會費を納めることになつてゐる。而してその會員數は時と共に激増し、一九三三年末には一一二、〇〇〇人とな

り、一九三六年には六、一八八、〇〇〇人、一九三八年には一躍一一、〇〇〇、〇〇〇人となつてゐる。

N. S. V. の事業は非常に廣汎に亙るものであるが、冬季救済及び母子保護兩事業部の活躍は最も目覺しく、この部門に屬する自發的協力者の數は百五十萬で、その特徴とする所は人件費の些細な點にあり、最初は全支出額の一%にも充たず後日一・八%となつたが、この上昇は事業の發展に伴ひ社會事業専門家の協力が要求されるに至つた爲である。一九三六—三七年に於ける冬季救済事業の有給職員數は全協力者一、三四九、〇〇八人の〇・六%であつた。斯くの如き國民の絶大なる協力を得たるは一にN. S. V. の指導精神が貧困者の救済それ自體を目標とすることなく、共同社會生活確立の爲に斯る要救済者の皆無を期するは國民各自の義務であるとの觀念より來るものである。而してそれは嘗つてヒットラー總統が國民にその向ふべき途を示して「吾人は富者に對して「貧しき者に與へよ」と云ふのではない、吾等は「獨逸國民よ、諸君は自ら助けよ」と云ふのである」と云つたことがあるが、よくその意を盡してゐるものと考へられるのである。

從來の宗教團體等による厚生事業の多くは、單に消極的に貧困者の當面の救済に盡力して來たのであるが、N. S. V. は斯る貧困状態を永久不可避の現象と見ることなく、その絶滅を計ることこそ國家の使命なりとして、積極的に失業者に職を與へて有用なる社會人として再起せしめ、必然的に家庭生活にも明朗なる基礎を與へ、斯くして個人と家族を打つて一丸とする民族意識濃厚なる共同社會の建設を期してゐる。而して救済者の範圍もその貧困の原因を除去するにあり、故に大體健康状態良好なる者にして、將來社會の有用人物として再起可能と思惟される者を對照の限度とし

てゐる。これらの人々に對しては物質的援助のみならず、精神的にその生活を鼓舞し指導してゐる。其他の遺傳的癡疾者等に關しては主として民間宗教團體をしてその救濟事業に當らしめ、國家及び都市當局は一定の補助金を定期的に與へてこれを援助してゐる。

社會的落伍者は各自の窮狀を社會制度の不備に歸し、其の原因が不可避的な事故によるものであると考へたがるものである。共同社會的概念よりする貧困者の救濟が必要とされる所以である。救濟側に立つ者も亦これを慈善事業視することなく、各自社會人として徹底したる隣組精神と云ふか、不幸にして貧困となれる同志をお互に援けあつて行くことにより、個人あつての社會であり、社會あつての個人である」と云ふ根本精神に徹し、これを生活化させて行かうとするのがN.S.Vの狙ひ所である。創立以來のN.S.Vの事業成績には見るべき多くのものがあり、失業者の減少と勞働力の擴大に伴ひ、購買力は著しく高まり、爲に産業界は頗る活況を呈し、國內の一般狀態も著しい改善を見せてゐる。一九三三—三四年には人口千人の中二五三人が冬季救濟事業の補助を受けてゐたのであるが、一九三四—三五年には二一人となり、一九三五—三六年は一九四人、一九三六—三七年は一六一人、一九三七—三八年は一三四人となり、失業者の減少に伴ひ要救濟者の數も漸次減少してゐる。斯くてこの事業を通じて國民は社會的道德觀の實踐化を見、同時に如何なる人と雖も社會的に完全に獨立獨歩し得るものはなく、反對に相依存して生活するのが社會の實相であると云ふことを如實に體驗したのである。

第一次大戰後大多數の獨逸國民は貧民階級に墮落し、生活に對する希望を失ひ、青年は經濟的逼迫より結婚するに由なく、家族制度は崩壞の危機

に瀕し、一九三三年國家社會黨が政權を掌握した當時は六百餘萬の失業群が氾濫して居り、國內の一般狀態は暗澹たるものであつた。政府は斯る狀態が決して永久的現象に非ざることを先づ七千萬國民（一九三八年現在）に自覺せしめる爲の啓蒙運動を起し、應てその原則を實踐に移したのであるが、N.S.Vが階級意識を除き、富めるも貧しきも打つて一丸とするこの國民更生運動の大任を引受けたのは前述の如くである。爲政者が如何に笛吹けばとて國民はその各自の胸に銘する理由なくしては踊らない。嘗つての獨逸は社會立法的見地より社會の諸問題を解決せんとして失敗した。N.S.Vを通じて爲せる國家社會黨のこの運動はその指導精神よろしきを得て、その爲す所悉く國民の心理に投合し、見事に成功するを得たのである。爾來生活により安定ある者は、金品に勞力奉仕に凡ゆる機會に努力を惜しまず、よく貧しきを援けて國民一般の生活に安心と希望を持たしめ、以て國家の再起を可能ならしめたのである。

一大國民運動としての冬季救濟事業

冬季救濟事業 (Winterhilfswerk. W. H. W.) とは、毎年十月より三月までの數ヶ月間に獨逸全都市に於て貧困者の爲に義捐金品が集められるを云ひ、一九三三年九月十三日に開始され、同年十月末には第一回の配給を行つてゐる。これは前述の如くN.S.Vの會員約百五十萬人(男女共に含む)の自發的勞力奉仕によつてなされ、彼等の大多數が厚生事業の未経験者なるにも拘らず、その團結精神により事業は年と共に擴大されつゝあるのである。冬季救濟事業の目標とする所は「國民の誰一人この冬を飢と寒さに苦しませてはならぬ」と云ふのである。而もこの目標の立てられたのは一

千七百萬人の要救済者の街上に溢れてゐた秋であつた。従つて初年度の救済には主として食糧品、被服、燃料等が給與された。斯る物資の蒐集、配給等に關しては各地の實情を考慮し、これを産物の生産地域、消費地域、純然たる貧困地域等に分ち、輸送の合理化を期する等、凡ゆる點が科學的に考慮してなされた。即ちこれらは過剰生産地より過少生産地又は他の消費地域に送られ、ハンブルグ其他西部諸都市の如き黄色種の馬鈴薯を好む地方へは黄色種を、青白種を好む他地方へは青白種を、又馬鈴薯消費量の僅少なる地方へは他の澱粉質食糧品を、各地方の嗜好に應じて適宜送附されるのである。斯くて初年度の一九三三——三四年には約七五二、一八二噸の馬鈴薯が給與されてゐる。

石炭其他の燃料は運搬の困難を伴ふものであり、其の配給に關しては民間業者の協力を得て最も合理化された無駄なき方法が考慮されてゐる。一二封度を單位とする石炭又は煉炭用配給券が發行され（一九三三——三四年度發行の配給券數は八、八〇〇、〇〇〇枚であつた）、配給券受領者は一枚につき一五ペニヒの手數料を支拂つて出入の石炭商に登録し、着荷の際配給を受けるのである。初年度の給與量は一冬一人平均約九百封度であつたが、各人の事情によりその量は異つて居り、同年度の薪、泥炭を除く石炭の給與量は約二、六四五、一五四噸であつた。これは獨逸國內消費料の一六%に相當するものであつた。

冬季救済事業を援助する爲に一九三六——三七年度に獨逸國鐵及び各種私設鐵道會社は二、六五六、六〇六噸の貨物を無料で運搬奉仕してゐる。これは金額にして一七、五二七、九八〇マークを意味するものである。

馬鈴薯と石炭の給與は冬季救済事業中の著しい例であるが、其他の被服、

食糧品なども各自の身分に應じて集められる。農家は農産物を、都會人は衣類を、坑夫は石炭を、樵夫は薪をと云ふが如く。斯くてこの種義捐品は六十種の多きに及び、小兒用肝油から燻製食品、肉類、酒、蜂蜜、腸詰、野菜物、煙草等凡ゆる食糧品を含んでゐた。更に獨逸の主婦たちは毎月「一封度義捐運動」を起し、その身分相當に何等かの食品其他一封度入の袋を冬季救済事業を通じてより、貧しき家庭に贈り、共同社會人としての義務を果すのであるが、これには又非常に多種類の物品が含まれてゐるのである。被服類に就いても同様、多種の品が集められる。又必要の場合は別に新品が工場其他から集められ、或は購入の上給與される。初年度には數百萬足の靴下、敷布、二、四三七、六九四足の靴及び長靴が給與されたが、これらは凡て慈善的精神からでなく、共同社會人としての團結精神を基礎としてなされるものであるのは言を俟たない。斯くて獨逸に於ては貧困者がプロレタリアットなる階級意識の下に永久的に存在するとの觀念は漸次消滅しつゝあるのである。

冬季救済事業はその事業の性質上、國家的見地より多大の經濟的意義を有するものであるが、そのよき一例として同事業提案の下に七千萬の獨逸國民が鮮魚を多量消費するに至つた興味ある現象がある。同事業設立以前の一年全國鮮魚消費量は單に倫敦市の消費量に等しきものであつた。斯くの如く獨逸では從來鮮魚の需要少き爲、漁獲せしものを家畜の飼料にあてゝゐたのであるが、生産價值乏しく、缺損續きの状態にあつたのである。冬季救済事業は最初に試みとして一千噸の鮮魚を相當の市價で購入し、これを貧困家庭に給與して好成绩を収めたのであつた。爾來この運動は擴大の一途を辿り、輸送に關しては冷蔵設備も完備し、目新しき獻立

表を配附するなどして國民の鮮魚に對する嗜好を一變した。次年度には三千噸を、三年度には八、二五〇噸、四年度には九、三五〇噸を購入の上給與した。斯くして現在では冬期も漁業が繼續されるのみならず、その需要は冬期以外にも及び、國民は益々多量の鮮魚を消費するに至つてゐるのである。

一九三六——三七年度の冬季救濟義捐物品を金額にて示せば左の如きものである。

食糧品、雜貨等	一二四、〇八〇、三〇四マールク
家庭用燃料	六二、九三七、五九二
被服	七八、九六五、二六五
日常家庭用品	九、五七九、六七二
配給券及び諸種義捐品	三八、六三〇、〇四二
雜費	七、六五〇、一〇七

尙同年度に於ける主要なる義捐物品を量種別に示してみる。

馬 鈴 薯	五四七、八〇二噸
石炭、コークス、泥炭	二、一二七、一七一噸
食糧 雜品	一二五、六二二噸
衣類、靴、敷布、寢臺等	一三、六四七、四五九枚、足、個等
學校及び冬季救濟無料給食	三三、九八〇、五五九
劇場、音樂會、映畫館無料入場券	三、七三四、七五二
書物、樂器、玩具等	三、二二二、四六二

斯くの如く貧困者に對して生活必需品が給與されるので、要救濟者たちは多少購買力に餘裕が出来、從來商店で棚晒しになつてゐた賣殘品など購

求するに至り、これによつて不振を啣つてゐたこの方面の産業の再興を見るなど、冬季救濟事業の經濟的價值は各方面に發揮されるに至つてゐる。冬季救濟事業の鑲金方法に徽章の賣捌き、國民協同日、日曜一皿日、富籤などがある。

失業救濟の一助として不況地域の人々をして毎月の獻金日用徽章を作製せしめ、これに生産費として一個五ペンニヒを支拂ひ、二〇ペンニヒにて賣捌いてゐる。毎月數百萬個も賣捌かれるこれらの徽章はレース、象牙、陶器、琥珀、造花等を材料として作られ、その意匠も月々變更されて時經ると共に美術的色彩も増し、現在では蒐集家のよき蒐集材料となつてゐる。併し黨及び地方長官の名に於て義捐金の募られる國民協同日にはこの徽章は一個も賣られない。國民協同の義捐金は左の如く非常に好成績を示してゐる。

一九三四年	四、〇二二、〇〇〇マールク
一九三五年	四、〇八五、〇〇〇
一九三六年	五、六六二、〇〇〇
一九三七年	八、〇八五、〇〇〇

日曜一皿日、一皿料理の賣上金制度は毎月一回家族及び飲食店に於て簡單な一品料理が攝られることになつて居り、家庭に於てはその節約し得た金額を、飲食店では客は平常通りの値段全部を支拂ひ、その一品料理との値段の差を冬季救濟事業に寄附するものである。

國家經營の富籤は一枚五〇ペンニヒ以上の額面で賣出され、當籤すれば直に現金で支拂はれるので非常に好評を博してゐる。最後に狩獵の獲物に對して一定額の寄附金を受ける案が現在實施されてゐる。

左は各年度に於ける冬季救済事業への義捐金額を示すものである。

一九三三—三四年	三五〇、〇〇〇、三五六マーク
一九三四—三五年	三六〇、四九三、四三〇
一九三五—三六年	三七一、九四三、九〇八
一九三六—三七年	四〇八、三三三、一四〇
一九三七—三八年	?
一九三八—三九年	五六六、〇〇〇、〇〇〇
一九三九—四〇年	六〇二、五三〇、〇〇〇

斯くして冬季救済事業は獨逸政府指導の下に展開された國民の自力更生運動として深く民間に根を下し、階級及び政黨意識を超越して、好況、不況時を問はず、平時、戦時を通じて、各自が自發的に協力して築く力強き一大社會運動として發展しつゝあるのである。

人口増加対策としての母子保護事業など

冬季救済事業はN・S・Vの最も有力な一翼であるが、これに匹敵すべきものに人口の質的向上とそれに伴ふ量的増殖を目指す母子保護事業(Hilfswerk für Mütter und Kind)がある。冬季救済事業は最初要救済者の申告に従つて物資を給與してゐたのであるが、應て當事者によつて貧困者の救済には家族を中心とするの妥當性が考慮されるに至り、調査の結果貧困家族の適用範圍も略々判明するに至つたので、この要求に應じて組織されたのが母子保護事業である。

健全なる家庭生活にとつて住心地よき住宅は不可欠であるが、一九三三年當時の獨逸の貧困家庭の住宅は實に慘めなもので、特に大都市在住の彼

等は薄汚ない長屋住居をしてゐたのである。長期に亙る失業生活は國民の心理を無關心と絶望に陥れ、彼等はその暗憊たる生活状態より脱出することなど考へ様ともしなかつたのである。青年は單なる自己の生存に對する解決の途さへ見出し得ず、況んや結婚に對して責任を負ふなど思ひも及ばず、婚姻率は著しく低下し、而も爲政者はその対策を講ずる熱意なく、斯くして家庭生活は危期に瀕し、家族に關する理念の消滅さへ考へられるに至つたのである。斯る状態への対策として先づ著手されたことは一家の支柱たるべき父をして定職に就かしめることであつた。

第一次大戦及び其後のインフレ時代、不況時代の階級闘争より来る困難多き二十年間を通じてよく困苦缺乏に堪え、家庭の支柱となつて來たものは獨逸の母であつた。大戦中は男子に代つて就働したが、而も如何に身を粉にして働けばとて彼女の収入ではその子女を扶養することは不可能であつた。父が失業した場合にも母が代つて勞働市場に出たのであるが、その賃銀は常に男子のそれよりも低廉たるものが不文律の待遇であつた。斯くて彼女は家族扶養に對する自信を失ひ、幻滅の悲哀に身心を蝕まれて行つたのである。一九三二年に行はれた全國調査によれば、就學兒童中健康状態の良好なるものは一〇%に過ぎず、四一%は明かに營養不良に悩んでゐた。これにより學童の多くが憂ふべき健康状態にあることが判明し急遽その対策を講じなくてはならなかつた。兒童の中には佝僂病の罹病者多く、身心共に抵抗力弱きたため、流行性寒冒其他の疾病に犯されるものが著しく増加して行つた。斯る状態の下にあつて家庭の擁護者としての婦人が漸次生活に對する希望を失ひつゝあつたのも寧ろ當然と云ふべきであらう。

斯くて長年月に亙る試練の後に漸くにして父が定職に復し得た秋、獨逸

はその母が身心共に消耗し盡してゐることを發見したのであつた。而して斯る母子の憂ふべき状態を救済し得る途は一つ、冬季救済事業の如き國民全體の協力による國家的厚生事業に俟つ外なしとの結論に達したのである。

N・S・V擁護の下に官民合同の實踐委員會が組織された。その委員には官公吏、黨員及びその團體員を初め民間團體から多數選出された。民間選出委員の屬する團體は左の如きものである。

福音教會國內傳道中央委員會

カトリック教會慈善聯盟

獨逸赤十字社

獨逸疾病救済協會理事會

國家助産婦協會

獨逸看護婦協會

工場社會事業家團體

斯くて官民協力の下に母と子に對する保養の機關は時を逸せず廣範圍に設立され、その事業は年と共に發展して行つた。N・S・Vの經營による地方の保養所「母の家」に保養した母親の數は一九三六年には六九、八七六人であり、一九三四年五月より一九三六年十二月迄には一七五、八九二人を數へ、その平均保養期間は二六日（原則としては初め三週間であつたのが後に四週間となつてゐる）であつた。而も母を保養に送り出したのみではこの仕事は終らず、母の留守中は家政婦を始め有志婦人や青年女子に料理、洗濯、其他家政上の諸問題を委ねなくてはならないのであるが、これらの事務は整然と行はれ、女學生たちも自發的によくこの事業に参加してゐる。

保養所に於ける母親たちは單に醫藥上の手當を受けるに止まらず、家政上の諸問題に對する講演を聞き、新しき獻立表や家政上の經驗等に就き意見の交換を行ふなどして、恐らく生れて初めて、あらゆる程の有意義な體驗に彼女たちは衷心より更生の感を深くしてゐるのである。

この特典は凡ゆる階級の母に開放されてゐるもので、黨員たるも否とも問はず、従前國家社會主義に反對せし政黨に屬せし婦人と雖も等しく同様の取扱ひを受けてゐるのである。尙昨秋開戦後もこの母親の保養旅行は數こそ制限されてはゐるが依然繼續されてゐるのである。

次代の獨逸を擔ふ子女たちも亦休日其他を利用して田舎に送り保養せしめると同時に生活に變化を興へ、身心の健全なる發育に資してゐる。斯くして一九三四年末迄に五四五、一一五人の都市及び産業地域の子女たちが保養旅行に出かけてゐる。一九三六年度にはその數は四一七、〇七二人であつた。これらの子女は地方保養所又は有志農家の客分として寢食を共にし、こゝで彼等の多くは生れて初めて眞の家庭生活の如何なるものかを體驗するのである。彼等はこゝで雜然たる都會生活の騒音から逃れて牧場に草食む家畜の群を見、田園の魅力を感じ、山を、湖水を、海を眺めるのである。而してこゝで彼等は淳朴な農夫の日常生活に觸れ、農村の風習や祭禮や平和な自然の魅力を體驗する。特に都市の兒童たちに最も深い印象を興へるものは農夫の生活で、彼等はこゝで初めてその祖先たちの血に繋る土への執着に目醒めるのである。而して再び都會の家庭に歸り來つた彼等はその體驗せし新鮮味溢るゝ農村の印象、驚くべき大自然の美をその友人仲間語り傳へるを常としてゐるのである。

斯くの如く子女を田舎に旅行せしむることは單に保養の目的を達するの

みならず、多大の教育的意義をも認め得るのである。母子保護事業に携はる婦人専門家たちの増加（一九三六年末の職員数は二七九、一五六人であつた）と共に旅行する子女の數も著しく増加して好成绩を収めてゐる。兒童の保養旅行にN.S.Vより支出された一九三六年度の經費は三六、七一三、七五六マークであつた。而してこの事業は必然的結果として家庭生活を明朗にし、生活水準を高めるに至つてゐる。尙こゝに注目すべきことは財政的援助が本事業の最も重要な點ではなくして、寧ろ救済されし人々の自尊心培養に對する間接的效果にあることである。

斯くの如く子女たちが身心共に健康となり、母は生來の母としての自然さを取戻して家事に携はれば、父も亦定職に還り失業の爲母に代つて家政に携はる等の不自然さも解消するに至つて初めて家庭の威嚴も蘇るのである。斯くて家族は斯る状態こそ人口増殖を目指す平時に於ける獨逸國家の要求するものであるを悟り、國家も亦斯る状態によつて益すること言を俟たないのである。

周知の如く獨逸は戰時に入つて再び勞力不足を補はんとして多數の婦人を産業其他に動員してゐるが、原則的理想としては女子は先づ家庭の人たらしめ、全面的職業戦線への進出はこれを一時的對策として止めんとするのではないかと思惟されるのである。

N.S.Vに就働する専門看護婦、保姆、幼稚園教師等の増加は亦多數の母子救済及び相談所の開設を可能ならしめてゐる。一九三六年末には二六、二七九の相談所が開設されてゐたが、これは前年度に比し三七・七%の増加であつた。一九三六年前半期には一、三九〇、七九〇人の婦人がこの相談所を利用して居り、一ヶ月間の利用人員は三、四一〇、八四八人であつた。

母子相談所は戰時下に於てその役割益々重大となり、現在都市農村を通じての數は三萬四千にのぼり、名譽職員及び保護に任ずる各種役員は百萬人も働いてゐると云はれてゐる。

斯くてN.S.Vの事業に携はる社會事業家たちは都市に、農村に、託兒所に、兒童療養所に活躍してゐるのである。而して一九三四年には凡ゆる國家の保健事業團體、醫療相談所等は一本建として政府に統轄され、施設其他の不備にして資格なき療養所はそれを完備してその傘下に加えせしめられた。現在では療養所にしても年長の母親たちを收容するものと、妊婦を收容するものと區別されたものが設置されてゐる。又別に乳幼兒を擁する母の爲の療養所がある。こゝでは母親たちは乳兒の出生第一日からその後の育兒法に就いて徹底的に指導教育されるのである。こゝで母親たちは營養價值多きもの必らずしも高價でなく、時價低廉なるものも兒童の發育に必要な營養素を含むことを教はるのである。一九三六年には一八五、八四五人の妊婦とその分娩、九九、一六八人の乳兒たちがこの療養所に收容されこれを利用してゐる。

農繁期には多數の農繁期幼稚園が開設され、營養食の給食を始め、外に働く母親たちに代つて充分に育兒上の世話をしてゐる。こゝで兒童たちは民謡を教はり、童話を聞き、其他種々の娛樂の機會を與へられる。これは生活に追はれがちな忙しく働く母親たちからは容易に與へられぬ幼き者への贈物である。一九三三年には八、三〇〇の幼稚園があつたが、一九三七年十月には一六、〇〇〇に増加してゐる。又一ヶ月の無料給食數は平均一七六、八〇三回に及んでゐる。斯くして農繁期の幼稚園は年經ると共に發展し、乳幼兒の健康は著しく向上して來てゐる。この制度は亦兒童の事

故を減少し、彼等の及ぼす損害をも減少してゐる。從來一ケ年間の住宅火災の中五千件は二歳より七歳迄の兒童の不注意に其の因を發してゐたものであるが、農繁期幼稚園は斯る貴重な生命と財産に對する一大脅威の原因を除去するものとして歓迎されてゐる。

戰時に入つてN・S・Vは又常設託兒所の數を一萬二千から一萬五千に増加し、働く母たちを助けて五十萬の兒童を收容してゐると云はれる。

兒童に對する厚生事業の一として一九三六年のクリスマスには冬季救濟事業主催の下に三百萬人の貧民街の兒童たちを招待してゐるが、その祝賀會の數は二萬三千回に及んでゐる。

不況地域の學童に對してはN・S・Vは齒科醫の協力を得て六十の移動治療班を設け、僻村の手當を要する兒童たちの治療に盡力してゐる。一九三八年にはこの移動治療班の數は倍加されてゐる。開設當時農村に於ける九五%の學童は不完全な齒に悩んでゐた。これは間食其他の不注意によるものと考へられるのであるが、當局は斯る状態を徹底的に除去すべく、斬新なる設備を有する第一保健所を低バツアリアに開設して、病弱に悩む子女たちの治療に當つてゐるのである。

斯くの如き母子の健康を目標とする凡ゆる方面に亘る努力の結果は直ちに乳兒死亡率の低下となつて現れ、一九三一年に八・三%なりしものは一九三六年には六・六%となり、一九三八年には六・〇%となつてゐる。或は世人はこれに對して乳兒死亡率は最近十年間に低下せるもので、彼の最も甚しき不況時代と雖も低下してゐるではないかと云ふかも知れない。併しその低下率は最初の五ケ年間のそれに比し、後の五ケ年間に著しきを見るのである。而も一九三三年以後獨逸の出生率は著しく増加し、従つて大家族

の數は激増して居り（一九三三年の出生率は一四・七%であつたものが、一九三九年には二〇・三となり驚くべき増加率を示してゐる）、小家族に於ては衛生にも充分の注意を拂ひ得るのであるが、大家族に於ては兎角不注意となり易く、従つて後者の乳兒死亡率も高きが自然の現象であるにも拘らず、尙且つ齎し得た結果なのである。この一事を以てしてもよくN・S・Vの運動が國民の間に徹底してゐることを物語るものである。

母子保護事業及びこれに協力した獨逸婦人團體（ドイツ婦人事業協會、國家社會黨婦人團等）は一九三三——三七年の四年間に約十四萬の子女の生命を救助し得たと稱せられ、この點彼女たちは大いに誇りとすべき記録を有してゐるのである。舊體制下に於ては恐らく彼等の生命は失はれてゐたであらうからである。一九三四年中の乳兒死亡數は一三、八二七人であり、中約半數は生後一ケ月間に死亡してゐる。斯る事實に鑑み、N・S・Vは前述の如く特に妊婦に對する注意を怠らず、各地に相談所を設けて熟練せる保護婦をして彼女等のよき相談相手たらしめてゐるのである。

N・S・Vは亦ヒットラー少年團の協力を得て不幸なる環境に原因すると多き少年犯罪者の救濟指導に當つてゐる。先づ彼等の行動の過れるを自覺せしむる爲に兩者を接觸させ、その効果ありし場合は人格陶冶に對する訓練が始められる。勿論斯る教育の困難なる頑固な少年たちは收容所に入られることになつてゐる。ヒットラー少年團は彼等の生活を通じてこれらの不良少年を感化すること多く、特に六ケ月間の強制的勞働奉仕は從來不従順なりし少年たちによき社會人としての生活様式を體得せしむる爲に重大な役割を演じてゐるのである。

結核豫防運動にもN・S・Vは大いに盡力してゐる。我國に於ても近年漸

この運動は本格化されんとしつつあるのであるが、結核の問題は決して耳新しいものではなく、又先進諸國にとつては一種の文明病視される傾向さへあり、非常に重大性を有することは言を俟たない。従來この運動は統一されたものではなく、區々の團體等によつて行はれてゐたのであるが、一九三三年に結核豫防中央委員會が設立されるに及び、N・S・Vは國立公衆衛生委員會の協力を得て區々の努力を統轄し、この新委員會を通じて從來醫藥及び健康保險制度關係當局のみにて與し得ざりしこの問題に専念することになつたのである。

この運動に關してN・S・Vは直接民間から運動資金を仰ぐことなく、從來より結核療法に關係ある社會保險諸團體よりの出資に俟ち、而して後患者の治療に著手するのである。併し一九三六——三七年度には冬季救濟事業はこの運動に特に三百萬マークの義捐金を支出してゐる。

結核豫防運動の第一歩としては結核の發生を招來する諸原因を除去し、その傳染を防止するにある。家族の經濟的不如意と營養不良、非衛生的なる住宅、冬期に於ける被服と煖房の不備等は子女をして容易に結核の犠牲者たらしめてゐるのである。又世間には職業を有し乍ら病弱に悩み、而も失業を怖れて療養を怠り、爲に病勢を甚しく昂進せしむる者が少くない。斯くして彼等は永久に快復の時機を逸し、職場に病菌を傳播せしめるのである。斯る事情に鑑みN・S・Vはその家族の生活を保證して經濟的損失を皆無とし、各患者に對して期間の制限なく療養せしめ、以て人的資源の確保に萬全を期せむとしてゐるのである。

世界各國は各自異なる傳統と國家的理想とを有するものであるが、獨逸は有史以來初めてこゝに全國民の要望に添ふ社會制度を創造しつつあるの

獨逸の厚生事業と人口政策

である。最近八年間に獨逸は舊き社會の殻を脱ぎ去つたのであるが、N・S・V(國民社會主義厚生團)はこの變化の母體を爲すものであつた。即ちN・S・Vはその指導よろしきを得てよく國民の心理を理解し、彼等を指導するに自治精神の徹底的實踐化を以てしたのである。而して國民はよく共同社會生活の理念に目覺め、特權は又必然的に義務を伴ふものであり、その義務は各自に於て分擔すべきものであることを充分に認識したのである。

近時乳幼児死亡率の低下、早婚獎勵を始め、國土計畫に關聯して人口の合理的配置等々の諸問題の對策に直面する我國にとつても、斯る獨逸の國家的社會運動の理念は多大の示唆を有するものと信するのである。

註 母子保護事業其他に關する邦文の文獻に東京帝國大學醫學部産科婦人科學教室瀨木三雄博士の「ドイツニ於ケル母子保護事業ノ現況」(日本婦人科學會雜誌第三十五卷第四號、昭和十五年四月一日發行の別刷あり)がある。本問題の詳細なる調査を欲する人々にとつてよき參考資料である。

紹介

トムソン「支那に於ける

人口動態統計調査の経験」

An Experiment in the Registration of Vital

Statistics in China by Warren S. Thompson

(Oxford Ohio, U. S. A) 一九三七年「巴里國際

人口會議に於ける報告

支那の人口統計は世界人口統計の神秘境である。支那には人口靜態統計もなければ人口動態統計もない。人口總數に就ても各種の推測あるに留まり、正確なるものなく、推測は三億五千萬より五億五千萬に至る迄頗る開きの大きいものである。支那の人口數の問題は誠に重大な興味のある問題ではあるが、當分は到底推測の範圍を出づるを得まい。人口動態統計調査は之を全國的に行ふ事の困難は人口靜態統計以上ではあるが、動態統計は部分的の調査も亦全體の傾向を現はす點に於て價值がある。この意味に於て米國の人口學者トムソン氏の行つた支那の人口動態統計は小規模乍ら價值のあるものである。(尙支那に關する人口動態統計に就ては人口問題研究會發行「支那人口問題研究」一二八頁乃至一四四頁に各種の資料が掲げ

一、調査方法

トムソン氏は一九二三年以來屢々支那に行き、特に一九三〇年より一九三一年にかけて約半歳支那にあり、その主宰するスキップ財團の事業として本調査を行つたのである。本調査は南京大學の陳氏を主任とし、南京と上海との中間揚子江のデルタ地帯にある「小池」を調査地として選定した。小池を選定したのは、調査主任が一ヶ月に一回位巡回出来る大ききなること、中部支那の代表的な地方なること、南京大學の附近にあつて調査主任陳氏と個人的に親しみのある事等を理由とする。小池は部落二百、戸數四千五百、人口二萬餘を有する地域である。

陳氏は一九三一年四月に居を小池に移し、四十戸乃至五十戸毎に一人づつの調査員を囑託し、一九三一年十二月一日より實際調査に着手し、三ヶ年の調査の結果を纏めたものが本報告である。四年目の最初の部分も少しく参照されて居る。

二、調査の困難

本調査を實行するに當つて陳氏の遭遇した困難は吾々の想像の外にある。その第一は適當なる調査擔當者を得る事の困難であるが、一九三一年六月選任後第二回目の巡回の際に於て百四人の調査擔當者中出生、死亡、結婚等を完全に記録し得るものは八人に過ぎなかつた。かゝる調査員の調育の困難な事はいふ迄もない。しかしそれよりも驚くべくも興味のある事は人口調査に對する地方民の僻見及迷信である。或は幼兒の調査は幼兒の名前を橋の架設工事に際してその下に埋める爲であつて、そこに名前と年

齡とを埋められた子供はハシカで死んでしまふといふ様な流言が行はれたり、又當事滿洲事變直後であつたから、政府が動員する爲に人口調査をするのだと云ふ噂が傳つたり、人頭税の基礎になると云ふものもあつた。かゝる無智と迷信と流言とを克服して本調査がなし遂げられたのである。

三、人口構成

一九三二年三月一日現在の人口を以て調査の基礎としたが、その人口構成をみるに世帯數四、五七九、人口總數二一、八六四人である。その中には同居の被備者も含んでゐる。家族の平均人員は同居の被備者を除けば四・七人、被備者を加へて四・八人で、これを貧富別にみると、

	被備者を除く 平均家族	被備者を含む 平均世帯	人口中の 割合
富者	六・八	八・四	四・三
中産	五・七	五・八	二七・一
貧困	四・一	四・一	六八・六
計	四・七	四・八	一〇〇

こゝに富者とは只若干の食料の貯があるにすぎない程度のものであり、中産者とは生活に困らない程度のもので、貧者とは常に食物の不足勝のものである。如何に一般的に貧困であるかが解る。貧者に於ては被養者が少く、富者に於て被備者の多いのは當然であるが、被備者を除いたものでも尙富者の家族が多く、貧者が小家族であるのは、貧者にあつては小供が早く家をはなれて他郷に行く事、親類縁者同居者の少い事及死亡率の高い爲で、出産率の差は後に述ぶる如く極めて少數で云ふに足らず、家族の少い原因にならなす。

次に年齢別構成をみるに〇歳乃至四歳のものが總人口の一六％四であるに對し、十五歳乃至十九歳のもは殆んどその半數の八％九である。幼少にして死亡し又は郷里をはなれる者の多い事が解る。

男女の比率は二〇歳迄及四十五歳乃至五十歳までは男の數が非常に大きい。これは女子を輕んじ殺したり賣つたりするためと想像される。出産率に於ては三年間の平均女一〇〇に對し男は一〇五・九で、西歐諸國と異るところはなす。

四、出生率

出生率は人口千に付第一年目四八・三、二年目四四・一、三年目四〇、平均四四・二であつて、著者は世界何れにもみざる多産といつてゐる。更に之を年齢別有夫の婦人千人についてみるに、

一五——一九歳	一一一・三
二〇——二四	三三三・三
二五——二九	三二八・〇
三〇——三四	二六三・七
三五——三九	一三〇・八
四〇——四四	九一・二

何れの年齢についてみるも西歐諸國の五割乃至十割高い。然も之等の出産數は調査洩ある事を想像しなければならぬから、實際はこれより高くとも低い事はなす。

本調査の出産率の一特質は左表の如く季節別に甚しい差異のある事である。四月乃至七月は出産率非常に低く、九月乃至一月は出産率高く、前者

は後者の二分の一乃至三分の一である。その理由は夏より初秋にかけて氣候酷熱、傳染病流行し受胎を防げるものと想像される。死亡率の高い月の九ヶ月後に於て出産率が少い事も顯著に現れて居る。

月別死亡率及出産率

月別	死亡率		月別	出産率	
	1930—32	1932—33		1932—33	1933—34
九月	37.9	44.7	六月	28.5	25.1
十月	45.6	59.2	七月	28.5	30.7
十一月	35.1	48.6	八月	45.6	45.2
十二月	30.2	24.6	九月	53.1	61.2
一月	30.7	31.8	十月	60.3	52.7
二月	31.3	47.5	十一月	62.0	44.7
三月	25.2	30.7	十二月	58.1	71.4
四月	32.9	21.2	一月	68.1	62.9
五月	25.8	20.1	二月	38.0	52.7
六月	23.6	15.6	三月	39.7	30.6
七月	76.3	31.8	四月	25.7	28.3
八月	118.6	57.5	五月	22.9	18.1

かゝる高率の出産率と雖も之に對し制限の努力が働いてゐないわけはなし。年若き新妻の受胎を防止する習慣もあれば、再婚に對する僻見もあり、墮胎も少くないと報告されてゐる。墮胎を常習とする産婆もあると云ふ。貧富別の出産率をみるに十五歳乃至四〇歳の有夫の女千人當りの率は左の如くである。

富者

二五五・七

中産 二七九・六
貧者 二四九・四

尤も調査の對象が餘りに少いからこれによつて一般化する事は困難である。

五、死亡率

人口千人當りの一般死亡率は左の如くである。

第一年 四二・七
第二年 三六・一
第三年 五二・〇

死亡率の高い事と、年によつて甚しく差のある事は驚くべき現象といはねばならぬ。かくの如き死亡率の高い事はチビス、マラリヤ、コレラ、赤痢等の傳染病の多い事並に食料の不足である。傳染病は夏より秋にかけて多く、その時期の死亡率の高い事は前掲の表に於て示した所である。

高率なる死亡率は之を幼児死亡率に就てもみる事が出来る。第三年目に於ける幼児死亡率は一歳以下の生兒千人に付男四九六・九、女六〇五・七、平均五四七・一で、驚くべきは乳幼児死亡率の高いと共に、女が男よりも遙に高い事である。三年の平均によるものこの傾向は同様で男三〇二・四に對し女四二八・四で、女子は男子に對して四一%高い。かくの如く女子の幼児死亡率の高いのは嬰兒殺の習慣少からず、然も嬰兒殺しは女子は男子よりも多いによる。本調者に當つた陳氏は一ヶ月に一回その地方を巡回する丈であるが。一回の巡回に於て多きは八件の嬰兒殺に遭遇したといつてゐる。もとより死亡率の高いのはそれよりも育兒に對する不注意による事は

いふまでもなく。

年齢別の死亡率を歐洲のそれと比較すれば驚くべき高し。

西歐諸國		支那
一〇〇—一四歳	一・〇〇—一・五	一五・三
三五—四〇	五・〇〇—七・〇	二六・七
六五—七四	五〇・〇—六〇・〇	一〇三・三

年齢別死亡率に於ても二倍乃至十數倍であつて殊に幼兒に於て高き事が知られる。

更に之を貧富別にみるに千人當り死亡率富者三〇・九、中産者四〇・〇、貧者四七・三であつて、マルサスの積極的人口抑制が暴威をたくましくしてゐる事がわかる。蓋し衛生状態に於ては貧者と富者との間には大して差のあるものと思はれない。チビス、コレラ等の危険に曝されて居る事に於ては貧者と富者の間に差別はない。従つて富者と貧者との間に五割以上の死亡率の差ある所以のものは食物の不足、住居の不良に基く疾病抵抗力の差に歸しなければならぬ。

六、自然増加

上記出生率と死亡率よりして出生率も又年によつて甚しき差のある事がわかる。之を表示すれば左の如くである。

	出生率	死亡率	自然増加率
第一年	四八・三	四二・七	五・六
第二年	四四・一	三六・一	八・〇
第三年	四〇	五二・〇	(減)一二・〇
平均	四四・二	四三・六	〇・六

トムソン「支那に於ける人口動態統計調査の経験」

斯くの如く自然増加が年によつて差のある事は支那の人口状態の特質である。一年二年若は數年間でも特に甚しい疾病、凶作がなければ、高率なる出産は高率なる人口の自然増加をもたらすが、一度強烈な傳染病や凶作が來れば忽ち之を浚つて行つてしまつて、結局に於て人口は殆んど増加しない。著者は第四年目の初期に於て死亡率低く出産率高く、千人に付二〇—二四人の自然増加をみて居るが、一人當りの耕地四分ノ一英町しかない之等の農民は、かゝる人口増加を扶養し得べくもなく、やがては飢饉が傳染病に浚はれてしまふ事と想像して本文の筆を擱いて居る。

以上の調査に對し筆者の批評を附加する必要もない。唯一言感想を述べれば、著書が最後の言葉に於て支那人の一人當り耕地が四分の一に足らざるを以つて、マルサスの法則に従つて餓死又は之に準すべき疫病に依つて人口の自然増加は抑制せられると云つたが、我が日本の人口一人當りの耕地反別は實にこの支那人よりも狭いのである。而も今迄世界文明國中稀に見る人口の自然増加を示しつゝ、生活程度の向上をも實現して來た。今尙人口増殖を以つて國策の根本として居る。その差異は何處にあるか。この點を論ずる事は本紹介の範圍を逸脱するが故に、之を述ぶる事を差控へるが、日本國民はこの日本と支那との差異を明確に意識して努力する事を怠つてはならない。然らずんば日本の人口現象も亦支那の夫と選ぶなきに至るのである。(北岡壽逸)

パール稿「老ひゆく人口」

Raymond Pearl, "The Aging of Populations,"

Journal of the American Statistical Association,

vol. 35, No. 209, Part II (Proceedings of the

Centenary Celebration 1839 * 1839)

生物の成長と繁殖には、其生物の何たるを問はず一定の極限が存し、無限に成長し繁殖することは不可能である。生物の成長の過程に認めらるゝ顯著な特徴は、個體の一生涯の初期に於て成長の速度は迅速で後期に於て緩慢となることである。固より生物の成長は温度、光線、栄養等に至大の關係を有するけれども、これらの條件が略一定である場合には上記の法則に支配されるゝことが容易に觀察しうるのである。此點に就いては已に Robertson, Pearl のトウナスの成長に關する實驗的研究が發表されてゐる。トウナスの生育状態を、直交坐標の x 軸上に日數 y 軸上に體重をとつて記録して行くと、それが曲線の中央を境にして對稱な、恰も s 字を引延したる如き形の曲線を描く事が分つたのである。このほかに Donaldson, Pearl のシロネズミの成長に關する研究等があるが、此場合にはトウナスの成長の場合に比すると多少不規則な點があるが大體同様の曲線が描かれたのである。かくの如く生物の成長は、大體の傾向として上述の如きロヂスチック曲線或はシグモイド曲線と呼ばれる曲線を描く場合が多いと云はれてゐる。

一方生物の繁殖について、外界の條件即ち温度、栄養、容器を一定にして行つた精密な研究の結果によると、生物の成長に於けると同様な現象が觀られたのである。即ち生物の繁殖も實驗の當初は活潑になつて行くが、やがて繁殖率が減退し遂には飽和點に達し繁殖が停止するに至るのである。パールがシャウジャウバへに就いて行つた實驗は非常に有名である。この實驗は數種の藥品を一定割合に混合して作つた、所謂合成食を半ポイント入りの牛乳壺に入れ、之に一對のシャウジャウバへを入れ攝氏廿五度に保つて置き其繁殖状態を觀察したのであるが、結局二百十二疋以上には繁殖しなかつたといふ結果を得たのである。而して x 軸上に飼育日數 y 軸上にハへの人口をとつて其繁殖状態を記録して行くと、それは先に述べた如きロヂスチック曲線を描く事が分つたのである。

さて生物の繁殖には種々の因子が作用するものと考へられるのであるが、其内で最も著しい影響を及ぼすものは温度であると云はれてゐる。即ち一定の限界内に於ては温度が高ければ高い程繁殖は旺盛となり、低ければ低い程微弱になるのである。しかし繁殖の絶對値に於ける極限は高温度必ずしも低温度に勝る譯ではなく、繁殖上最適の温度があり、其温度の下に於て最大の繁殖を示すことになる。

又生物の繁殖は、その群居してゐる密度に密接な關係のあることは已に實驗的に證明されてゐるのである。群居密度が大となると繁殖率が減るのであるが、此關係は Pearl, Parker がシャウジャウバへに就いて行つた實驗に於いて極めて明瞭に觀られたのである。即ち先に述べたと同じく半ポイント入りの牛乳壺に例の合成食を入れ、之にハへを夫々一對二對四對といふ風に入れて實驗した結果によると、ハへ一對一日當りの繁殖率は墨

内のへの数の少ない程高く、しかもそれが立派な對數曲線をなして居るといふ事である。勿論此の實驗は飼育壕をすべて同一溫度に保つて行はれたのである。

溫度が生物の繁殖はいふに及ばず、その生存に對して決定的條件であることは明白な事實である。しかしながら我々が人口を問題にする場合それを生物學實驗室に於けるものとしてではなく、地球上に於て現實に生活するものとして、生態學的に觀る限り溫度といふ因子は、生物の繁殖に取つて第二次的な極めて間接的にのみ作用するものと考へざるを得ない、何となれば地球上の各地方には年々規則正しい季節の週期運動が見られ、一ケ年を一つの集團として見るならば五十年百年といふが如き期間に於て人類の繁殖に相當の影響を與ふる程甚だしく變化するとは考へ得ない。のみならず人間には溫度の變化に適應する知識と技能が與へられてゐるのであるから溫度は人口増殖上間接的にのみ作用する因子といひうるであらう。勿論熱帶地方に於ては Menarche が比較的若年齢から始まり、また熱帶地方には高い出生率を示す國も少くないことは事實であるが、然し比較的氣溫の低い北方諸國に於ても會ては非常に高い出生率と自然増加率を示したこともあり、溫度といふ因子を以てしては包括的に人口増殖を説明することは出來ない。

次に生物の繁殖にとつて營養が密接な關係を有することは明かであり、ダブルデーも「種族或は屬が危險に瀕するときは其の保存及び維持のため必ず生殖力或は出産力の増加といふことによつて之に對應する努力が拂はれる、殊にかゝる危險が適當なる營養或は食物の減少といふことから起る場合には特に然り」といひ、營養が生殖力或は出産力、ひいては生物の増

殖に密接な關係を有することを指摘したのである。ダブルデーの所説に對しては、生殖力或は出産力は營養の不足ではなくして適正なる營養狀態下に於て最大に發揮されるといふ、營養學者の側よりする反對説がある。

近來生化學的研究の結果或る種のビタミンが生殖機能に密接な關係を有することが分つた。そこでダブルデーの如く適當な營養或は食物の減少のために種族が危險に瀕するときには生殖力、出産力が強められ、之によつて種族の保存、維持が計られるといふ説は疑はしくなるのである。比較的短い年月の間に食事慣習或は食物嗜好に可成り著しい變化を來すことあるは明治時代から現在に及ぶ食料品消費統計が之を實證してゐる。しかしこれを營養學的に質の點から見ると、食物の外見上の差違程大なる變化はないのではあるまいか。長い生物の歴史上に於ける一瞬間とも云ふべき五十年百年の短年月の間に見らるゝ、出産力或は出生率の増減を主として營養といふ點から説明し去らんとすることは果して可能であらうか。營養以外に生産力、出生率に作用する自然的、社會的な多くの因子があり、營養といふ因子は寧ろ間接的にのみ作用するものではなからうか。尙出生率は人口變動上重要な要素ではあるが唯一のものではなく、生殖力、出産力、出生率が如何に高くとも繁殖率、自然増加率は必ずしも高いとは限らない。従つて人口増加を生殖力、出産力或は出生率の方面のみから論ずることは不當であると云はなければならぬ。

次に生物の繁殖に深い關係を有するものに群居密度のあることは已に述べた通りである。「人間の生殖力は他の條件を同一とすれば、一定の空間に於ける人間の數に逆比例的に變化する」といふ思想は已に古く Sadler に於て見ることが出来るのであるが、パールもまた人類の人口現象に關し、人

口密度が出生率に大なる關係を有することを主張してゐるのであるが、しかしパールは少くとも人間に關しては、出生率低下が生殖力其物の低下の結果として現れるとは考へず、環境に對する人間の適應作用として、即ち避妊といふ行爲を通じて生ずると考へるのである。此點に關してはパールは次の如く説明してゐる。

世界人口は過去三世紀間に殆ど五倍にも増加したのであるが、之は主として純粹科學、應用科學が目覺しき進歩を遂げ、従つて生活資料獲得が容易になつたこと、過去一世紀間に於いて公衆衛生が向上した結果死亡率が著しく低減し従つて高年齢まで生き延びるものが多くなつたためである。

そこで人口が著しく増加した結果地球上に於ける人口密度が著しく高くなり、それが不快、不安及び屢々起る騒動の原因となつたのである。かゝる事情に於て人口の高い密度から誘發せしめらるゝ刺激によつて生ずる不快を輕減せんとする人口の適應作用が行はれ、適應作用の主たるものは避妊である、と説明してゐる。

さて人口變動に關する學說を自然科學的及び社會科學的の二つに分類するならば、パールの人口學說は先づ自然科學的といふ部類に屬するであらう。しかしながら人間を非常に特異な哺乳動物即ち高度の知識と技術を有し、社會といはれる複雑な組織の内に生活し、従つて環境及びそれへの適應の仕方にて他の動物に比し甚だ異つた行爲をなすものとして、之を生態學的に、現實に生活するものとして取扱ふ限り自然科學的といはれる人口理論も多かれ少なかれ社會科學的研究にまで觸れざるを得ない筈であつて、自然科學的人口理論なるものも極端な抽象論は別として、その多くは觀察方法の基礎が自然科學的であるに過ぎない。

しからは、かゝる自然科學的人口理論に於て人口増減を支配する自然科學的因子と、社會科學的因子は如何にして統一的に結合せらるるであらうか。これは最も重要にしてまた興味深き問題と考へられるが、いま此處で簡単に取扱はるべき事柄ではない。それはとにかくとして多くの所謂自然科學的人口理論が現實の人口現象を説明せんとするときには必ず多元論的とならざるを得ないのであつて、パールに於ても人口増減を説明する原理は決して人口密度といふが如き單一のものではなく、或は Frequency of Coins、死亡率改善の如き生物學的原理や人口の再生産者層に加はる扶養負擔の増加といふが如き經濟學的な原理をも取入れてゐるのであるが、此等の原理の内何れが最も本質的なものであるか、又此等の原理は相互に如何なる關係にあるかについては何等説くところがない。尤も之等の諸原理を一應統一して居る如く見ゆる。ヨリ高次の原理として生物の適應作用といふ生物學的概念を導入し來るのであるが、パールの説くところによれば、「人類が生活を容易にし愉快にするために適應の努力を続け且強化するであらうことは確實である。成可く安易に愉快に暮すことは其自體望ましき目的であることは精神的に全く秘結した厭世家以外には之を否定する者はないに相違ない」のであつて、かゝる言辭から察するに「生活の安易化」といふ事が避妊といふ適應作用の根本的な原因であると考へて居る如くでもある。しかし斯く解することによつて問題は解決されずして愈々紛糾するばかりである。何となれば「生活を安易化」の追求には人口密度の低下、扶養負擔の輕減以外更に多くの事柄が關係するであらうから、此等を特に避妊といふ適應行爲なさしむる原因と考へるについては格別の理由が擧げられなくてはならないからである。

それはとにかくとして所謂自然科学的人口論が現下の世界人口現象殊に歐米に於ける出生率低下の現象を如何に觀て居るか、社會科學的人口論者と其結論に於て如何程の相違があるかは興味ある問題であらうと考へ此處にパールの「老ひゆく人口」を紹介した次第である。拙稿は紹介とはいふものゝ殆ど抄譯に近い形のものとした。其の理由は本文に充溢した生物學的香氣或は觀察態度といふ様なものを成可く原形のまゝ保存するためである。そして筆者は抄譯から生ずる難澁を幾分でも緩和するため、處々に註釋的章句（八ポイント一段下げの部分）を挿入し、以て論脈を明かならしむるに努めた。

パールは先づ生物の生涯が生物學上三つの時期に分類されうるとなし、それを次の如く説明してゐる。

自然現象中個體の生命の週期的性質程明瞭に觀取されるものはない。個體の生命は或る時點から突如として始まり、次いで或る時間の經過後死を以て終りを告げる。この二つの出來事の間にて個體は其最盛期までは明かに發展或は進歩の道を辿り次いで退歩退化の状態に陥入ることは誰の目にも明白である。

Shakespear 及び彼に先立つ二千年前に於て Proclus は個體の生涯に七つの段階のあることを明かにした。この生命の七段階説は文學に於て大いに持囃されたものである。しかし此の説は生物學的には何等特別の證明はなされてゐない。生物學者の觀るところでは獨特な哺乳動物たる人類を含む哺乳動物の生涯は理論上のみならず精密に三つの段階に分類しうるのみである。それは前再生産期 (Pre-reproductive phase of life) 再

生産期 (reproductive) 及び後再生産期 (Post-reproductive) である。これら三つの相は生物學的に根本的なものである。これらに結合して、容易に識別しうる如き生命現象の面が澤山存在するけれども根本的にはヨリ重要性が少ない。

前再生産期は幼兒期及び成長の大部分を包含する時期に相當する。再生産期は活力に充溢れた、そしてその活力を各方面に發揮する時期に當る。後再生産期は老衰の時代であり、長い生活經驗のみが齎しうる圓熟せる叡智の時代でもある。しかし圓熟せる叡智といふが如きは、生命の基礎的な營みに對しては生物學的に第二次的なものである。この生命の基礎的な營みとは先づ再生産の準備をし次いで再生産を行ひ、最後には單に生命の炬火の擔ひ手が人生といふ行列から落伍することを非常に厭ふばかりに——事實へト／＼に疲れ果てたエンジンをもう一度動かすだけのスチームがある限り絶対に落伍することを拒否するのである——生物學的資格なしに獅鬚附いてゐるに過ぎなくなる。

さて已に述べたる如く生物の生涯に於ける基礎的な三つの相に結び付いたところのものは生物學には大抵第二次的な意義を有するに過ぎないのであるが、しかし其内の或るものは第一位に重要であり殊に人類に於てさうである。人間の社會的進化は再生産期にある者が自己の生活資料のみならず、前再生産期にある幼少年の生活資料及び後再生産期にある老人の生活資料の大部分を獲る爲に必要な仕事をしなければならぬといふことに密接に結び付いてゐるのである。このことは大體に於て人口の半ばを占むる者に對し可成りの仕事を負はす事になる。かゝる事情にあるに拘らず再生産といふ生物學的な仕事は、重荷といふよりは概して樂しものであると

いふ事は全く神の睿智の現れと云ふ外はない。

右の如くパールは生物の一生涯の基礎的な三つの相に結び付いたところのものは生物學的には第二次的意義を有するに過ぎないが、其内で再生産期にある者が自己以外に尙前再生産期及び後再生産期にあるものゝ生活資料を獲得するためには働かなければならないといふ事は最も重要であると云つてゐるが、この事が出生率低下の一原因を爲して居ることは本文の最後の方で論ぜられてゐるから特に此處に申添へて置く。パールは尙續けて次の如く論じてゐる。

人間の一生涯に於ける三つの生物學的時期を年齢といふ界標を以て規定するならば、月經開始に該當するところの前再生産期の終り、再生産期の始まりは人類に於ては平均して略十五歳に始まるのである。

再生産期の終りは女性にありては月經閉止、男子にありては再生産の著しい減退といふ事實によつて略五十歳を以て劃することが出来る。そこで人口を〇歳——十四歳、十五歳——四十九歳、五十歳以上の三つの年齢區分に分類することは、人口を出生より死亡に至る個體の一生涯の基礎的な生物學的な分類に實質的に一致せしむる如く分類することとなる。

以上の如くパールは個體の一生涯が女性については月經、男子にありては生産能力といふ特徴に基いて三つの時期に分類されると同じく、人口もまた生物學的に三つの時期に分類しうる事を論じたのである。尤も男子の一生涯を如何なる基準で分類してゐるかは餘り明瞭でないが、恐らく生産能力といふ事であらう。もつともパールは生産能力といふ言葉は用ひず再生産力といふ言葉を用ひ従つて二様の意義に解釋しうるが恐らくは生産能力といふ意味に用ひてゐるようである。此點については後日他の文獻によつて確かめたいと思つてゐる。

次にパールは上述の如き人口の年齢區分が生物學的に意義あることを下の如く論じてゐる。

スウェーデンの有名な統計學者 Sundbarg は右の如き人口の年齢區分の

生物學的意義を認めた最初の人と思はれる。彼は事實上有ゆる人口の約五〇%は十五歳——四十九歳の年齢階級即ち一生涯中の再生産期に入ること指摘したが、此見解は後の有ゆる研究によつて確認されてゐる。前再生産期、後再生産期にある人口の割合は人口により可成りの相違を示し再生産期の人口割合(約五〇%)以上の變動性がある。而して前再生産期の人口割合が少なければ後再生産期の人口割合は多いといふ風に兩者は互に補足的關係にある。一九三二年に於ける印度人口にありては前再生産期の人口割合は三九・九%、再生産期のものが五〇・四%、後再生産期にあるものが僅かに九・七%であつた。

これに反し同じ年の佛蘭西人口にありては前再生産期の人口割合は僅かに二二・九%、再生産期は大體標準割合の五一・四%、従つて後再生産期のものは三五・七%といふ非常に高い率を示した。印度及佛蘭西の人口が生物學的觀點に於て非常に異つたものであることは明白である。(筆者註、本文二八二頁には最近の資料による五〇個國の三年齡區分人口割合一覽表が掲載されてゐる)。

Sundbarg は人口を三つの年齢階級別分布割合に基づき「進歩的」「停止的或は停滯的」及び「退歩的」なる三つの型に分類せんことを提唱した。彼の定義に従へば進歩型は前再生産期に四割以上、再生産期に五割、後再生産期に一割以内の人口分布を有するものであり、停滯型に於ては夫々の分布割合は三三——五〇——一七、退歩型は二〇(或は以下)——五〇——三〇(或は以上)の割合となる。Sundbarg の全く形式的な、無益ともいふべき分類はとにかく次の事は明白である。即ち一生涯の内に現れる三つの生物學的時期に該當する構成員の割合は其人口の總體的複合的行爲の上

に重要にして直接的な關係を有し、また人口が全體として着手する企圖の方向及び結果の上に重要にして直接的な關係を有するものである。人口が捲込まれる有ゆる全體的行爲の形式の中で戦争は最も恐ろしいと共に意味深長なものである。

パールは右の如く生物學的に基礎的な三つの相に對する全人口の分布状態が、人口全體としての行爲の上に重要な關係を有することを論じたのであるが、以上の如く論じ來つた時に此處に突如として、文脈上前後に關係の薄い暗示的な章句が現はれるのである。これは種々に解釋の方法があると思はれるが、パールが或る不安或は焦躁を懷いてゐることが察せられる。

パールは其處で下の如く述べてゐる。

一九一四年第一次世界戦争及び昨年九月第二次世界戦争に乘出す直前に於ける參戰主要國の人口状態を觀るに、一九一四年大戦勃發の數日前に於て有効なる同盟國としては奧太利のみしか持たなかつた獨逸は佛蘭西、英吉利、スコットランド、ベルギーに向つて同時に對峙しなければならなかつた。我々は露西亞を除外して考へなければならぬ。その理由は露西亞に於ては一九一四年直前の年齢別人口構成の信頼しうべき數字が無いといふことと、露西亞が戦争中有力なる役割を演じたのは短時日であつたといふ二點である。又我々の人口計算には大英帝國の本國以外の人口及び第一次大戦末期に聯合國側に加した國々の人口をも含めてはならぬ。第一次大戦當時に最も近い數字は一九一〇年及び一九一一年の數字である。當時獨逸、奧太利は男女を含めて六千四百萬以上の人口を有し、其の内二三・五％は前再生産期にある幼少年にして、五〇・八％は十五——四十九歳の働き手で、此時期にある人々に戦争及び軍隊、非戰闘員の生活を維持するた

パール稿「老ひゆく人口」

めに物資を生産するといふ二重の負擔が課せられたのである。そして一五・七％が後再生産期の人口であつた。若し男子人口のみを考へるならば千六百萬餘、即ち五一・三％は十五——四十九歳の階級に屬し、三四・一％は前再生産期に屬し後再生産期に入るものは僅かに一四・七％に過ぎなかつた。之と同時に於けるベルギー、佛蘭西、英吉利、スコットランドの聯合國側の全人的資源は男女合計八千七百五十萬人にして露西亞及び後に之に参加した味方を含ますとも、それだけで已に敵方に對し約三七％だけ有利な立場にあつた。更に此の全人的資源の約五二・二％は十五——四十九歳の戰闘員と働き手に屬するものであり、之に對し獨逸支配下のものは五〇・八％に過ぎず此點も非常に有利な立場にあつた。この僅か一・四％といふ小さく見える相違は實は非常な相違であつて、再生産期に於ける約三百萬人の絶對的有利を示すものである。聯合國側人口に於て、前再生産期に屬するものは二八・五％、後再生産期に屬するものが約一九・二％であつた。聯合國側の人的資源を男子のみについて觀ると、露西亞を除いて四千三百万人餘にして獨逸側の約三千二百萬人に對し三四％だけ有利であつた。この人口の内五二・四％は戰闘員、働き手時代に屬するのであるが、獨逸の支配下に於ける其の割合は五一・三％に過ぎなかつた、彼は考へて見ると第一次世界大戦勃發當時に於て聯合國側の全人的資源が支配下のそれより有利な状態にあつたことは疑ない。

さて第二次世界大戦勃發當時に於ける事情は如何であらうか。今同も露西亞は考慮の未除外することにした。ポーランドもまた軍事的計算から除外するのが最も良い。そこで残るのは一方に佛蘭西、英吉利、スコットランド、他方に獨逸（一九三九年八月奧太利を合併した）チェッコスロバキ

アといふ事になる。チエツコスロバキア人の力を計算に入れることは第二次世界戦争の勃發當時獨乙はチエツコスロバキアを事實上完全に其の支配下に置くことにより、殆ど一年前から直接的な重要な軍事的利益を受けたし、また當時受けつゝあつたといふ實際的理由から正當と思はれる。更に論議を進める前に次の事を想起する必要がある。それは第一次及び第二次世界大戦の間に経過した四分之一世紀間に於て参戦國すべての人口が自然増加によつて増大したこと、異なる出生率及び死亡率が作用した結果として人口の年齢構成に變化を來した事である。

そこで一九三七、八年の數字を以て見ると、聯合國側が戦闘を開始した九月に於ては其の總人口は男女合計八千七百萬強であつた。

しかし其の四分之一以上（二十五年前には一九%であつた）は後再生産期に屬するのである。更に前には五二・二%であつた戦闘員及び働き手は今度は五一・三%に過ぎない状態になつた。最後に前再生産期の二八・五%は二三・六%へと減少した。

九月初めに於ける獨乙支配下の人口資源は之と全く異なるものであつた。獨乙支配下の全人口は約九千萬人にして、此點では強味は獨乙側にあつた。人口の年齢構成もまた變化した。聯合國側の五一・三%に對し獨乙側人口の五三・七%は戦闘員、生産者時代に屬するのである。

この二・四%の相違は一見大きいものと思はれないであらうが、事實三百六十萬人以上の戦闘員、生産者時代に屬するものをヨリ多く持ち、其の半數は男子であるといふ有利な立場に立つことになる。半獨立の老人の割合は獨乙では二二・四%なるに反し聯合國側では二五・二%である。前再生産期に屬するものについては獨乙は聯合國側と全く同一で、前者の二三・

八%に對し後者は二三・六%である。

上述の如く戦争の人口的觀點よりする限り、第一次第二次世界大戦とも本質的には同一の交戦國を含む獨乙側と聯合國側の地位は、四分之一世紀間に逆轉してしまつたのである。一方に於ける出生率低下、他方に於ける可成りの人口部分に於ける出生率上昇がかゝる變化の主要原因である。

以上筆者が先に暗示的と評した章句であつて、之によつて何を云はんとするかは必ずしも明瞭でない。或は第一次世界大戦が結局聯合國側の勝利に歸した窮局の原因が、聯合國側の人的資源の量的並に生物學的構造が獨逸側に比して勝れてゐたことであつたと考へて居ると解せられない事はない。パールが若し斯く考へてゐるものとすれば、第二次大戦に際して獨逸側の地位が逆轉したといふことからは、現在の参戦國に變動の起らぬ限り、當然聯合國側に取つて甚だ不吉な結論が出て來る譯であり、パールが自己の結論に直面して恐怖の感を抱くといふ事は當然であらう。或は其れ程に考へず出生率の動向が僅か二十五年の間に生物學的に人口に著しい變動を與へる事を例證し、以て老ひゆく人口の一たる合衆國の國民に警告を發したものと解することも出来よう。さて次にパールは過去百年間に於て合衆國の人口が如何に老朽したかを次の如く論じてゐる。

さて然らば合衆國の人口は過去百年間に如何なる變化を受けたであらうか。不幸にして合衆國については一八三〇年と一九三〇年の人口年齢構成を詳細に比較することは不可能である。といふのは一八三〇年のセンサスの住民の年齢についての報告には遺憾な點があるからである。そこで最善の方法は一八四〇年の自由白人人口と一九三〇年の全白人人口を地域別に觀察することである。

さて生涯中の前再生産期（〇——十四歳）に屬する人々の數（之は人口の generate と呼ぶことが出来よう）と同一人口の同一時期に於ける、一

生涯中の再生産期に属する人々の數(之は人口の Generant と呼ぶことが出来よう)との比例は生物學上意義ある數値なのである。即ち Generate を Generant で除し、その商を千倍したものは再生産期の人々千人當りの前再生産期の人々の數を示すものであつて、それを人口の generative index と呼ぶのが適當であらう。この指數の意味は人口が雛段風に設けられた三つのタンクに容れられたものと考へるならば一目瞭然であらう。即ち向つて最も右側にある、一番高い臺の上に設けられたタンクは生涯中の前再生産期にある人々によつて一定の水準まで充されてゐる。このタンクの底に年齢排出管があつて、そこから絶えず成熟し切つた幼蟲、謂はば年頃になつたものが排出され其の左側の一段低いタンクに流れ込むのである。

この第二のタンクは再生産者によつて一定の水準まで充されてゐるのであるが、このタンクには二つのパイプが取付けられてあつて、一方は右上に延びて第一のタンクに上から注ぎ込むやうになつてゐる。そしてこのパイプの中は第一タンク即ち前再生産期槽の水準を保つために再生産者が送り込むところの、新しい出生の流れが通るのである。もう一つのパイプは再生産者槽の底から、之に續く第三の地上に設けられたタンクに繋つてゐるのである。そしてこのパイプの中を再生産を終つた者が流れて第三の後再生産槽に落ち込むのである。第三のタンクの底には出口は一つしかない。それは死といふ貼紙のある太い栓である。そして何人といへども遂には其栓を通つて、タンクといふ組織の根源であり又死者の母體である土に還るのである。尚第一第二のタンクの底には上に述べた種々のパイプの外に夫々死の下水道がついて居るのであるが、それ等は年齢排水管よりもづつと細く、そこから流れ出る者も少ない。或し generative index の數値は最

高のタンク即ち前再生産期槽の水面の高さを示すものであつて。それは第二槽即ち再生産者槽に在るものゝ再生産的努力によつて保ちうるものである。尚第一第二のタンクには年齢排出管の外に常に開放しになつてゐる死の下水道が取付けてあることは先に述べた通りである。

さて第二表に示されてゐる如く、一八四〇年と一九三〇年の generative index を三十洲について觀ると、指數は此間に著しい低下を示してゐる。

(筆者註、本文二八九頁第二表に三十洲についての指數が掲載されてゐる) 一八四〇年に於て指數が千を超へた洲は三十洲中十一洲あつたが、一九三〇年に於ては千を超へるものは一つもない。これらの十一の洲からは先見の明ある大統領、上院議員、女教師等が續々と輩出したのである。

最高の指數を示した上記の十一洲の内八洲は、一九三〇年に於て最高指數を示した十洲の中に入つてゐるのである。そこで我々は「兩性間の情熱は必然であり今後も略今日に近い状態を示すであらう」といふマルサスの深遠なる知識を想起せずには居られないのである。次に一八四〇年に於て最低の generative index を示した十洲が一九三〇年に於て如何なる状態にあるかを見るに、十洲の内五洲は依然として最低の部類に入るのである。又指數を三十洲の合計で見ると一八四〇年の九一一は一九三〇年には五四四へと三六七の低下を示してゐるのである。次に後再生産期にある者即ち第三のタンクに落ち込んだ者の割合を見やう。

生存に對する積極的な生物學的資格を失つた此等の人々が、今日の西歐諸國の人口に於ける最大の社會問題の原因を成して居ることは最早議論の餘地はない。一八四〇年及び一九三〇年に於ける、白人人口中に占むる五十歳以上の者の割合を比較するに三十洲とも著しい増加を示した。(筆者註、

後再生産期人口の割合は本文二九三頁に第三表として掲載されてゐる。

以上の如く、合衆國人口は過去九十年間に於て老人の占むる割合が甚だ増加し、從つて幼年の割合は著しく減少し、Sandbergの所謂退歩型に接近して來たのであるが、パールはかゝる變化の原因及び其結果を次の如く説明してゐる。

今日老人の面當を見るといふ事が社會機構及び生活の上に愈々重壓を加へつゝあるといふ事が盛んに言はれてゐるのであるが、その老人の數は過去一世紀間に於て絶對的にも相對的にも明かに増加した。この老人層の増加した主たる原因は公衆衛生向上の賜物である。

一世紀前に於ける前再生産期の驚くべき高い死亡率が著しく低下した結果遙かに多くの者が後再生産期まで生延びうるようになった。又人生の最終期に達した場合相當な世話を受くべきであるといふ老人の要求は漸次増大しつゝあつたが、これ程明白な社會的傾向は他にない。デモクラシーは明かにかゝる要求に味方し、またかゝる要求を煽り立てた。しかし後再生産期人口の割合が増加するにつれて出生率は低下し、從つて前再生産期人口の割合は減少した。先の三十洲について比較すると前再生産期人口の割合は一八四〇年の四三・七%から一九三〇年の二八・五%へと低下した。そこで増加しつゝある老人の世話をするといふ負擔は、幼年の養育負擔が軽減された結果多少相殺されたことになる。

一世紀前に於ては十五—四十九歳の千人の働き手は自己以外の、扶養しなければならぬ老若を千八十四人も抱へてゐた。一九三〇年に於ては千人の再生産期及び働き手時代の者は自己以外の扶養すべき前再生産期、後再生産期にあるものを八百八十人抱へてゐるに過ぎない。要するに全負擔は一世紀間に最初の五分之一だけ減少した事になる。この際立つた事實は生

物學者の目には先づ人間種族の驚くべき適應の一例として映るのである。

世界人口は一六三〇年から一九三〇年までの三世紀間に於て殆ど五倍にも増加したのである。人間が地上に於ける特異な種族として生息した非常に永い期間の内の、この比較的短かい年月の間に成遂げられた斯る異常な人口増加は主として以前には變にも考へなかつた處の、自然力と資源を自己の目的に利用する力を與へた純粹科學、應用科學の目覺しき發展に負ふところの生活資料獲得が容易になつた結果である。

しかし地球の陸地面積一平方哩につき四十人といふ平均人口密度は非常に高いものであつて不快、不安及び屢々起る騒動の原因となるのである。

一世紀前に於て已に高い人口密度から誘發される苦しい刺戟から生ずる不快を軽減せんとする人口の適應作用が始まつてゐたのである。適應作用の内の主たるものであり、また周知の如く非常に強まり來つてゐるものは避妊である。この手段を用ひて再生産働き手時代の人々にかゝる重荷を軽減するために前再生産期の人員を切詰むることは、後再生産期のものを切去ることによつて重荷を軽減することよりも遙かに容易にして心持が良い。事實後再生産期にある人々を減少せしむる方法は總べて西歐文明國の道德的倫理的觀念に全く背反するものである。

右の如くパールは過去三世紀間に於ける異常な人口増加は科學の發達によつて生活資料獲得が容易になつた結果であるが、人口が増加した結果人口密度（この言葉は群居密度といふ意味に解すべきであらう）が高まり、從つて刺戟が強まり不快、不安が増大し、之に對する人類の適應として人口を減少せしむるといふ努力が拂はれ、それが即ち避妊といふ行爲であると説明して居る。ところが又一方に於ては過去一世紀間に於て公衆衛生が發達し、その結果前再生産期の死亡率が低下し、從つて後再生産期まで生延びる者が多くなり、人口中に占むる老人の割

合が段々増加し、再生産期にある者にかゝる扶養負擔が増加して來た。そこでこの負擔を軽減するために前再生産期に於ける人員を切詰むる努力が拂はれ、それが避妊といふ行爲であるといふ二様の説明をなして居ることは序文で一言觸れた通りである。處でこの人口密度恐らくは群居密度が高まつたといふ事と扶養の負擔が増加したといふ二つの理由は内面的に如何なる關係にあるものであらうか。

パールの思想傾向から察するに扶養義務が増大しなく共人口密度さへ上昇すれば當然其處に人口を減少せんとする適應の努力が爲さるべく、従つて扶養義務の増大といふ如きは全く不必要な理由ではあるまいか、しかるにかゝる理由を設けなければならなかつたといふ事は人口密度といふ原理を以てしては人類の人口現象を説明し得ないといふ事を自ら認めた事になるのではあるまいか。それはとにかくとして、かゝる人口の適應作用といふものに對するパールの批判を聞くことにしやう。

人類が生活を容易にし愉快にするために適應の努力を續け且つ強化するであらう事は確實と信ずる。事實之は有ゆる生物の習ひである。人類の有ゆる歴史は生活資料をヨリ容易にヨリ愉快に獲得する方法を發見するため長い苦闘の記録である。人類學者の文化型の進化に關する記録は、この苦闘こそ以前の如何なる生活法よりもヨリ少い肉體的な努力を以て特定の地域に龐大な人口を生活せしめらるる商工業的文化型を頂點とする有ゆる文化段階の主たる動機であり道德であることを指摘してゐる。

成可く安易に愉快に暮すことが其れ自體望ましき目的であることは、凝固つた厭世家以外には之を否定する者は無いに相違ない。然し此の目的を達するための適應方法は常に看視を怠つてはならない。何となれば生物學、古生物學上の研究に徴するに生物學的適應の主なる特質は叡智ではなくして機會主義であるからである。不愉快な、苦しい状態から逃れるための適應の努力に於ては生物は概して「最も安易な道」を擇ぶものである。地上

パール稿「老ひゆく人口」

の永い生物の歴史に於て、一時的には非常に心地良きこの「最も安易な道」が終には種族の消滅へと導いた事は餘りにも屢々あつた。

老ひゆく人口にかゝる重荷を軽減するための適應手段として避妊の如きことが廣く一般に行はれることは、此の觀點から檢討されなくてはならない。人類が除々にではあるが、確固として爲しつゝある斯る行爲は結局に於て齒痛を治すために患者の頭を切去るといふ有效ではあるが悲惨な方法を用ひるのと精神に於ては全く同一であることが分るだらう。誰も生きて居る者が無ければ生活を容易にすることに何の利益があらう。

科學と知識の進歩は一般に最も偉大な錯綜せる適應手段として役立つた。しかし科學と知識の進歩には叡智が伴つたであらうか。これに對する解答は今日の世界及び全歴史の遺憾なる状態に鑑み絶對に否である。加之政治家が過去に於けるよりも未來に於て更に賢明に我々の運命を導くと考へる理由は全く無い。

アメリカ統計協會にとつては、こゝに目出度く迎へた新たな世紀は、我國民大衆の理性と良心に、彼等の一番大切な事柄は、人口の建設であると云ふ事を浸込ます絶好の機會でありまた義務であらう。

以上を以てパールの「老ひゆく人口」は終つてゐる。生物學的人口理論者の人口思想に何等か特異なものあるべきを豫想しつゝ、パールの思想を跡付けつゝ結局最後に與へられた結論は人口の建設といふことであつた。現下の全世界を覆ふ暗雲がひとり米國の上のみ平和の光の差込むことを許す筈はない。最適人口論が盛んに論ぜられてゐた米國も、人口が國家存立の基礎であることを必々と感ぜざるを得ない時勢に直面するに至つたのである。多産を厭ひ、輕蔑さへした此の國にもやがて「産めよ殖へよ地に盈てよ」なる古い聖書の言葉が再び叫ばれるに至るだらう。(島村俊彦)

彙報

第五回國勢調査の結果表章に用ふべき産業分類の決定

昭和十五年十月施行された第五回國勢調査の結果表章に用ふる爲内閣統計局に於て決定せる産業分類は昭和十五年十一月二十七日付の官報を以て發表された。之を掲ぐれば以下の如くである。

- 一 農 業
 - 一 農 耕 業
 - 一 稻 作
 - 二 麥 作
 - 三 雜穀作
 - 四 豆 作
 - 五 甘藷、馬鈴薯作
 - 六 蔬菜栽培
 - 七 花卉栽培、高等園藝
 - 八 種苗業
 - 九 果樹栽培
 - 一〇 甘藷、甜菜作
 - 一一 茶栽培
 - 一二 麻栽培
 - 二 畜 産 業
 - 一三 藥草栽培
 - 一四 其の他の農耕業
 - 一五 搾乳業
 - 一六 產牛業
 - 一七 馬産業
 - 一八 養豚業
 - 一九 養鶏業
 - 二〇 孵卵業
 - 二一 其の他の畜産業
 - 三 鹽 業
 - 二二 鹽種製造業
 - 二三 鹽種製造業
 - 二四 其の他の鹽業
 - 二五 造鹽業
 - 二六 其の他の農業
 - 四 其の他の農業
 - 五 林 業
 - 二六 森林業
 - 二七 炭燒業
 - 二八 其の他の林産物生産、採取業
 - 六 水 産 業
 - 二九 漁撈採藻業
 - 三〇 漁撈採藻業
 - 三一 母船式漁業
 - 三二 魚介養殖業
 - 三三 魚類養殖業
 - 三四 魚類養殖業
 - 三五 介類養殖業
 - 三六 藻類養殖業
 - 七 魚介養殖業
 - 八 採 鑛 業
 - 三六 石炭（亜炭を含む）鑛業
 - 三七 石油鑛業
 - 三八 其の他の採鑛業
 - 三九 土石採取業
 - 四〇 土石採取業
 - 九 土石採取業
 - 四 工 業
 - （一）金屬工業
 - 四一 金屬精鍊業及材料品製造業
 - 四二 鐵精鍊業及材料品製造業
 - 四三 銅精鍊業及材料品製造業
 - 四四 鋁精鍊業及材料品製造業
 - 四五 鉛精鍊業及材料品製造業
 - 四六 錫精鍊業及材料品製造業
 - 四七 金屬タンゲステン精鍊業及材料品製造業
 - 四八 アンチモン精鍊業及材料品製造業
 - 四九 其の他の金屬精鍊業及材料品製造業
 - 五〇 黃銅材料品製造業
 - 五一 其の他の銅合金材料品製造業
 - 五二 其の他の合金材料品製造業
 - （二）鑛 物 業
 - 五三 銑鐵鑄物業

五四 可鍛鑄鐵鑄物業

五五 鋼鑄物業

五六 青銅(磷青銅を含む)鑄物業

五七 アルミニウム鑄物業

五八 其の他の鑄物業

二三 メッキ業

五九 亜鉛メッキ業

六〇 錫メッキ業

六一 ニッケルメッキ業

六二 其の他のメッキ業

一三 其の他の金屬工業

六三 鏈鎖製造業

六四 パネ製造業

六五 鋼索製造業

六六 金網製造業

六七 ボルト、ナット、座金及鋸製造業

六八 釘類製造業

六九 針類製造業

七〇 金屬板製品製造業

七一 建築用及家具用金物製造業

七二 金屬製建具、家具類製造業

七三 建物、橋梁、鐵塔等の建設材料製造業

七四 金屬器類製造業

七五 金屬製ペン先製造業

七六 剃刀、食卓用ナイフ、フォーク及スプーン製造業

七七 洋傘骨製造業

七八 金屬製玩具製造業

樂報

七九 金屬製小間物類製造業

八〇 蹄鐵及蹄釘製造業

八一 火造(鍛冶)業

八二 金屬切削業

八三 熔接業

八四 其の他の金屬品製造加工業

(二) 機械器具工業

一四 原動機類製造業

八五 蒸氣罐製造業

八六 蒸氣機關及蒸氣タービン製造業

八七 内燃機關製造業

八八 水車製造業

八九 其の他の原動機製造業

九〇 原動機部分品及附屬品製造業

一五 電氣機械器具類製造業

九一 電氣機械器具製造業

九二 無線及有線通信機械器具製造業

一六 電線及電纜製造業

九三 電線及電纜製造業

一七 電池製造業

九四 電池製造業

一八 工作機械器具製造業

九五 切削研磨用金屬工作機械製造業

九六 其の他の金屬工作機械製造業

九七 金屬工作機械部分品及附屬品製造業

九八 製材及木工機械製造業

九九 工具製造業

一九 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業

一〇〇 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業

二〇 化學工業用機械器具類製造業

一〇一 化學工業用機械器具製造業

一〇二 窯業用機械器具製造業

一〇三 製紙機械器具製造業

二一 紡織機械器具類製造業

一〇四 紡織機械器具製造業

一〇五 蠶絲機械器具製造業

二二 其の他の製造加工用機械器具類製造業

一〇六 ガス發生装置製造業

一〇七 食料品製造加工用機械器具製造業

一〇八 印刷機械器具製造業

一〇九 製本機械器具製造業

一一〇 ミシン製造業

一一一 其の他の製造加工用機械器具製造業

二三 鐵道車輛製造業

一一二 鐵道車輛製造業

二四 自動車製造業

一一三 大型自動車製造業

一一四 小型自動車製造業

一一五 自動二輪車及自動三輪車製造業

一一六 自動車部分品及附屬品製造業

二五 自轉車及其の他の車輛製造業

一一七 自轉車製造業

一一八 其の他の車輛製造業

二六 船舶製造業

一一九 鋼船製造業

一二〇 其の他の船舶製造業

二七 航空機及航空機部分品製造業

一一一 航空機製造業

一一二 航空機部分品及附屬品製造業

二八 運搬機械製造業

一一三 運搬機械製造業

二九 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業

一一四 ポンプ及水壓機製造業

一一五 送風機及氣體壓縮機製造業

三〇 農業及土木建築用機械器具製造業

一二六 農業用機械器具製造業

一二七 土木建築用機械器具製造業

三一 計測器類製造業

一二八 度量衡器製造業

一二九 ガスメートル及水量メートル製造業

一三〇 寒暖計製造業

一三一 體溫計製造業

一三二 電氣計器製造業

一三三 計壓器類製造業

一三四 其他の計器製造業

一三五 電氣時計製造業

一三六 其他の時計製造業

一三七 測量機械器具製造業

一三八 試験及検査機械器具製造業

三二 學術及醫療機械器具製造業

一三九 學術用機械器具製造業

一四〇 醫療用機械器具製造業

三三 光學機械器具製造業

一四一 寫真機類製造業

一四二 其他の光學機械器具製造業

三四 照用機械器具製造業

一四三 電球製造業

一四四 其他の照用機械器具製造業

三五 樂器類及蓄音機製造業

一四五 樂器類製造業

一四六 蓄音機製造業

三六 銃砲、彈丸、兵器類製造業

一四七 銃砲、彈丸、兵器類製造業

三七 其他の機械器具工業

一四八 事務用機械製造業

一四九 金庫製造業

一五〇 ガス器具製造業

一五一 弁及コック製造業

一五二 軸受製造業

一五三 齒車製造業

一五四 ベルト車、車輪及車軸製造業

一五五 前掲以外の部分品及附屬品製造業

一五六 其他の機械器具製造業

三八 機械器具裝置業

一五七 電氣機械器具裝置業

一五八 其他の機械器具裝置業

(三) 化學工業

三九 製藥業

一五九 製藥業

四〇 工業藥品製造業

一六〇 ソーダ製造業

一六一 硫酸製造業

一六二 燐製造業

一六三 壓縮ガス製造業

一六四 カーバイド製造業

一六五 其他の工業藥品製造業

四一 鹽業

一六六 製鹽業

四二 染料及中間物製造業

一六七 天然染料製造業

一六八 硫化染料製造業

一六九 其他の合成染料及中間物製造業

四三 塗料及顏料製造業

一七〇 漆液製造業

一七一 塗料製造業

一七二 顏料製造業

四四 發火物製造業

一七三 マッチ製造業

一七四 其他の發火物製造業

四五 礦物油製造業

一七五 コールタール及コールター分溜物製造業

造業

一七六 石油精製業

一七七 人造石油製造業

四六 植物油類製造業

一七八 植物油類製造業

一七九 樟腦製造業

一八〇 薄荷製造業

一八一 其他の植物性揮發油製造業

四七 動物油脂製造業

- 一八二 魚油製造業
- 一八三 獸脂類製造業
- 四八 蠟及加工油製造業
- 一八四 木蠟製造業
- 一八五 蠟燭製造業
- 一八六 加工油製造業
- 四九 ゴム製品類製造業
- 一八七 ゴム製品製造業
- 一八八 再製ゴム素地製造業
- 五〇 パルプ製造業
- 一八九 パルプ製造業
- 五一 製紙業
- 一九〇 製紙業
- 五二 セロファン紙製造業
- 一九一 セロファン紙製造業
- 五三 セルロイド製造業
- 一九二 セルロイド素地製造業
- 一九三 セルロイド製品製造業
- 一九四 再製セルロイド素地製造業
- 五四 化学纖維製造業
- 一九五 人造絹絲製造業
- 一九六 ステープルファイバー製造業
- 一九七 其の他の化学纖維製造業
- 五五 肥料製造業
- 一九八 植物質肥料製造業
- 一九九 動物質肥料製造業
- 二〇〇 礦物質及配合肥料製造業
- 五六 皮革製造業

- 二〇一 製革業
- 二〇二 精製毛皮製造業
- 五七 石鹼及化粧品製造業
- 二〇三 石鹼及化粧品製造業
- 五八 其の他の化学工業
- 二〇四 人造レジン素地及製品製造業
- 二〇五 蓄音機レコード製造業
- 二〇六 バルカナイズドファイバー製造業
- 二〇七 リノリウム製造業
- 二〇八 防水布、撥革布類製造業
- 二〇九 建築用防水紙及防水布製造業
- 二一〇 フィルム、乾板類製造業
- 二一一 人造香料製造業
- 二一二 タンニン製造業
- 二一三 糊料製造業
- 二一四 殺菌劑及防腐劑製造業
- 二一五 研磨材料及研磨用品製造業
- 二一六 炭素製品製造業
- 二一七 コークス製造業
- 二一八 其の他の化学製品製造業
- (四) ガス業、電氣業及水道業
- 五九 ガス業
- 二一九 ガス業
- 六〇 電氣業
- 二二〇 電氣業
- 六一 水道業
- 二二一 水道業
- (五) 窯業及土石工業

- 六二 陶磁器製造及繪付業
- 二二二 陶磁器製造業
- 二二三 陶磁器繪付業
- 六三 ガラス及ガラス製品製造業
- 二二四 ガラス及ガラス製品製造業
- 六四 セメント製造業
- 二二五 セメント製造業
- 六五 其の他の窯業
- 二二六 煉瓦及耐火物製造業
- 二二七 屋根瓦製造業
- 二二八 石灰製造業
- 二二九 珓那鐵器製造業
- 二三〇 其の他の窯業製品製造業
- 六六 セメント及石綿製品製造業
- 二三一 セント製品製造業
- 二三二 石綿製品製造業
- 六七 石工品製造業
- 二三三 石工品製造業
- 六八 其の他の土石工業
- 二三四 其の他の土石工業
- (六) 紡織工業
- 六九 製絲業
- 二三五 生絲製造業
- 二三六 玉絲製造業
- 二三七 野蠶絲製造業
- 二三八 生皮等、戩斗絲類製造業
- 七〇 紡績業
- 二三九 綿絲紡績業

二四〇 絹絲紡績業

二四一 麻絲紡績業

二四二 毛絲紡績業

二四三 ステープルファイバー絲紡績業

二四四 其の他の紡績業

七一 擦絲業

二四五 綿擦絲業

二四六 絹擦絲業

二四七 其の他の擦絲及加工擦絲業

七二 織物業

二四八 純綿織物製造業

二四九 混紡綿織物及交織綿織物製造業

二五〇 純絹織物製造業

二五一 人造絹絲との交織絹織物製造業

二五二 綿絲との交織絹織物製造業

二五三 其の他の絹織物製造業

二五四 麻織物製造業

二五五 純毛織物製造業

二五六 混紡毛織物及交織毛織物製造業

二五七 純人造絹織物製造業

二五八 交織人造絹織物製造業

二五九 ステープルファイバー織物製造業

二六〇 其の他の織物製造業

七三 編物組物業

二六一 メリヤス素地編立業

二六二 メリヤス製品製造業

二六三 其の他の編物、ドロノウォーク、レー

ス類製造業

二六四 絲組物製造業

七四 綿製造業

二六五 製綿業

二六六 眞綿製造業

七五 染色及整理業

二六七 機械捺染業

二六八 其の他の捺染業

二六九 無地染及絞染業

二七〇 絲染色、精練及漂白業

二七一 精練、漂白及整理業

二七二 起毛業

二七三 洗張洗濯業

七六 其の他の紡織工業

二七四 フェルト製造業

二七五 裁縫業

二七六 刺繡業

二七七 反毛業

二七八 其の他の紡織品製造加工業

(七) 製材及木製品工業

二七九 製材業

二八〇 防腐、耐火等の木材處理業

二八一 ベニア合板製造業

七八 木製品工業

二八二 木製建具及家具製造業

二八三 包装用木箱、樽及桶製造業

二八四 木管製造業

二八五 コルク製品製造業

二八六 挽物、曲物類製造業

二八七 其の他の木製品製造業

(八) 食料品工業

二八八 精穀業

二八九 精穀業

二九〇 製粉及澱粉製造業

二八九 製粉業

二九〇 澱粉製造業

八一 製糖業

二九一 製糖業

八二 釀造業

二九二 和酒製造業

二九三 麥酒製造業

二九四 其の他の酒類製造業

二九五 醬油、味噌及食酢製造業

八三 清涼飲料製造業

二九六 清涼飲料製造業

八四 菓子、パン、餡類製造業

二九七 菓子、パン、餡類製造業

八五 罐詰及罐詰製造業

二九八 罐詰製造業

二九九 罐詰製造業

八六 畜産食料品製造業

三〇〇 畜産食料品製造業

八七 水産食料品製造業

三〇一 水産食料品製造業

八八 製茶業

三〇二 製茶業

八九 煙草製造業

三〇三 煙草製造業

九〇 製氷及冷凍食品製造業

三〇四 製氷業

三〇五 冷凍食品製造業

九一 其他の食品工業

三〇六 製麵業

三〇七 其他の食品製造業

(九) 印刷業及製本業

九二 印刷業

三〇八 印刷業

九三 製本業

三〇九 製本業

(一〇) 土木建築業

九四 土木建築業

三一〇 土木建築業

(一一) 其他の工業

九五 紙製品製造業

三一 紙製品製造業

九六 竹、柾柳、藤類製品製造業

三二二 竹製品製造業

三二三 柾柳製品製造業

三二四 藤製品製造業

三二五 其他の葛及莖製品製造業

九七 蠶及繭、棕枙、眞田類製品製造業

三二六 蠶製造業

三二七 莫座、花筵及野草筵製造業

三二八 蠶製品及棕枙製品製造業

三一九 麻眞田製造業

三二〇 麥稈及經木製品製造業

九八 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業

三二一 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業

九九 絨維板製造業

三二二 絨維板製造業

一〇〇 皮革製品製造業

三二三 革靴製造業

三二四 其他の皮革製品製造業

一〇一 鈕釦(金屬製のものを除く)製造業

三二五 鈕釦(金屬製のものを除く)製造業

一〇二 刷毛及刷子製造業

三二六 刷毛及刷子製造業

一〇三 漆器製造業

三二七 漆器製造業

一〇四 製帽業

三二八 フェルト製帽子製造業

三二九 其他の帽子製造業

一〇五 玩具(金屬製のものを除く)製造業

三三〇 玩具(金屬製のものを除く)製造業

一〇六 映畫製作業

三三一 映畫製作業

一〇七 寫眞業

三三二 寫眞業

一〇八 塗裝業

三三三 塗裝業

一〇九 其他の雜工業

三三四 骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業

三三五 醫療材料製品製造業

三三六 毛筆製造業

三三七 萬年筆製造業

三三八 鉛筆及クレヨン製造業

三三九 和傘製造業

三四〇 洋傘製造業

三四一 草履(革製及ゴム製のものを除く)革類製造業

三四二 羽毛及獸毛漂白整理業

三四三 人造眞珠製造業

三四四 寶石類加工業

三四五 魔法燻製造業

三四六 其他の製造加工業

五商業

一〇 物品販賣業

三四七 米穀販賣業

三四八 其他の穀類、粉類販賣業

三四九 蔬菜類販賣業

三五〇 果實販賣業

三五一 豆腐類販賣業

三五二 鮮魚介類販賣業

三五三 鳥獸肉販賣業

三五四 牛乳販賣業

三五五 酒類、調味料、清涼飲料類販賣業

三五六 漬物、煮物類販賣業

三五七 乾物販賣業

三五八 菓子、パン類販賣業

三五九 茶類販賣業

- 三六〇 水販賣業
- 三六一 其の他の飲食料品販賣業
- 三六二 各種飲食料品販賣業
- 三六三 絲、綿類販賣業
- 三六四 呉服、織物販賣業
- 三六五 和服類販賣業
- 三六六 洋服類販賣業
- 三六七 古着販賣業
- 三六八 蒲團、夜具、蚊帳類販賣業
- 三六九 洋品雜貨販賣業
- 三七〇 小間物、袋物、化粧品、裝身具販賣業
- 三七一 靴販賣業
- 三七二 皮革、擬革、其の製品販賣業
- 三七三 履物、和傘販賣業
- 三七四 時計、眼鏡、貴金屬、寶石類販賣業
- 三七五 其の他の身の廻り品販賣業
- 三七六 建具、家具、指物販賣業
- 三七七 壘表、真蘆、蒔販賣業
- 三七八 荒物販賣業
- 三七九 漆器販賣業
- 三八〇 陶磁器販賣業
- 三八一 ガラス、ガラス製品販賣業
- 三八二 木材、竹材販賣業
- 三八三 セメント、煉瓦、瓦、土管、土石販賣業
- 三八四 藥品、衛生材料販賣業
- 三八五 工業藥品、塗料、染料、顔料、油脂類販賣業
- 三八六 薪炭販賣業
- 三八七 石炭、コークス類販賣業
- 三八八 石油、ガソリン類販賣業
- 三八九 紙、紙製品、文房具販賣業
- 三九〇 玩具、遊戯品、運動具販賣業
- 三九一 寫眞機類、寫眞材料販賣業
- 三九二 樂器、蓄音機類販賣業
- 三九三 美術品、骨董品販賣業
- 三九四 新聞發行販賣業
- 三九五 圖書、雜誌類出版販賣業
- 三九六 古物商
- 三九七 家畜、家禽販賣業
- 三九八 肥料販賣業
- 三九九 飼料販賣業
- 四〇〇 ゴム、ゴム製品販賣業
- 四〇一 防水布、油布、リノリウム類販賣業
- 四〇二 鐵材、鋼材販賣業
- 四〇三 其の他の金屬材料販賣業
- 四〇四 金物、瑛瑯鐵器類販賣業
- 四〇五 電氣機械器具販賣業
- 四〇六 工作機械器具販賣業
- 四〇七 自動車、自動車部分品販賣業
- 四〇八 自轉車、自轉車部分品販賣業
- 四〇九 農業用機械器具販賣業
- 四一〇 度量衡器、計器類販賣業
- 四一一 理化學機械、醫療機械器具販賣業
- 四一二 其の他の機械、工具販賣業
- 四一三 其の他の物品販賣業
- 四一四 百貨店
- 四一五 各種物品販賣業
- 四一六 貿易業
- 一一一 媒介周旋業
 - 四一七 有價證券取引所取引員營業
 - 四一八 物産取引所取引員(會員を含む)營業
 - 四一九 有價證券賣買仲立業
 - 四二〇 不動産賣買仲立業
 - 四二一 牛馬商
 - 四二二 其の他の賣買仲立業
 - 四二三 勞務供給業
 - 四二四 職業紹介業
 - 四二五 其の他の周旋、紹介業
- 一一二 金融、保險業
 - 四二六 銀行業、信託業
 - 四二七 貸金業
 - 四二八 質屋業
 - 四二九 無盡業
 - 四三〇 其の他の金融業
 - 四三一 保險業
- 一一三 預り業、質貸業
 - 四三二 倉庫業
 - 四三三 冷蔵倉庫業
 - 四三四 物品預り業
 - 四三五 物品貸貸業
 - 四三六 其の他の貸貸業
- 一一四 娛樂興行に關する業
 - 四三七 映畫興行
 - 四三八 演劇、演藝、其の他の興行

四三九 遊戯場、娛樂場業
一一五 接客業

四四〇 旅館、下宿業

四四一 料理店、飲食店業

四四二 貸席、待合、置屋、貸座敷業

一一六 其の他の商業

四四三 持株會社

四四四 葬儀業

四四五 其の他の商業

六 交通業

一一七 運輸業

四四六 鐵道、軌道業

四四七 乗合自動車運輸業

四四八 旅客自動車運輸業

四四九 貨物自動車運輸業

四五〇 小運送業

四五一 其の他の陸上運輸業

四五二 船舶運輸業

四五三 航空輸送業

四五四 回漕業

四五五 其の他の運送取扱業

一一八 通信業

四五六 郵便、電信、電話業

四五七 ラヂオ放送業

四五八 ニュース供給業

四五九 其の他の通信業

七 公務自由業

一一九 公務

四六〇 皇室事務(他に分類せられざるもの)
四六一 神社

四六二 國家事務(他に分類せられざるもの)

四六三 地方事務(他に分類せられざるもの)

四六四 陸軍(他に分類せられざるもの)

四六五 海軍(他に分類せられざるもの)

一二〇 法務

四六六 辯護士、辨理士事務所

四六七 執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所

務所

一二一 教育

四六八 學校

四六九 圖書館、博物館

四七〇 其の他の教育

一二二 宗教

四七一 神道

四七二 佛教

四七三 基督教

四七四 其の他の宗教

一二三 醫療、衛生

四七五 醫業

四七六 助産婦業

四七七 看護業

四七八 按摩、鍼灸業

四七九 其の他の醫療業

四八〇 理髮美容業

四八一 浴場業

四八二 清掃業

一二四 獸醫業、裝蹄業

四八三 獸醫業

四八四 裝飾業

一二五 著述業、藝術、遊藝

四八五 著述業、文藝

四八六 繪畫、彫塑

四八七 音樂、舞踊

四八八 其の他の藝術、遊藝

一二六 其の他の自由業

四八九 産業團體

四九〇 社會事業團體

四九一 其の他の團體

四九二 代書、代願業

四九三 其の他の自由業

八 家事業

一二七 家事業

四九四 家事業

九 其の他の産業

一二八 其の他の産業

四九五 其の他の産業

四九六 産業の不明なるもの

一〇 無業

一二九 無業

四九七 無業

拓務省分課規程の一部改正

拓務省分課規程は一部改正をみ昭和十五年十一月十三日より施行せらるゝに到つたが、その内特に人口植民問題に關係ある條章を掲ぐれば次の如くである。

第十七條 拓北局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓北局ニ監理課、開拓課、青年課及輔導課ヲ置ク

第十九條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 滿洲拓植委員會ニ關スル事項

第二十條 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ニ關スル事項

- 一 移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 二 移植民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 三 開拓地調査ニ關スル事項
- 四 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十一條 開拓課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ヲ除ク

- 一 滿洲開拓民ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル事務ヲ掌ル
- 二 青年課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十二條 輔導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲開拓民ノ指導員ニ關スル事項
- 二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル事項

第二十三條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第二十四條 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十五條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項

第二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十八條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十九條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第三十條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第三十一條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第三十二條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

導ニ關スル事項

- 一 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 四 海外移住組合ニ關スル事項
- 五 日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 六 神戸移住教養所ニ關スル事項

厚生省社會局の優良多子家庭表彰

に關する附帶調査の發表

厚生省に於ては本年十一月三日の佳日に際し全國の優良多子家庭一萬三百三十六家庭に對して表彰を行つたが、同省社會局が各道府縣の集計表を基礎として集計せる附帶調査の結果を掲ぐれば以下の如くである。

因に優良多子家庭とはすでに本誌第一卷第三號所載の如く左の各號に該當するものをいふ。

- (1) 父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること。
- (2) 子女(六歳未滿の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと。但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと。
- (3) 子女は何れも心身共に健全なること。但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと。
- (4) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

尚以下集計以外の父母の同胞数、乳児期に於ける養(母乳、人口栄養、混合栄養の別)、子女の教育程度、職業、居住の状況その他に就ては本人口問題研究所に於いて更に集計を行ふ豫定である。

優良多子家庭調査總括表

表影該當	同上中生存せる	子	女	數
家庭數	父の數	母の數	男	女
計	計	計	計	計
10,336	9,279	9,279	5,187	4,092
			4,092	5,187

(備考) 子女數一〇九、五三五人の内六歳未満子女數一、九〇五人
一家庭平均子女數は一〇、五九七人なり。

第一表 該當家庭數調

市町村	該當家庭數	世帯數千に對する該當家庭數
市	一、三八一	〇・二
町	二、五七七	一・〇
村	六、三七八	一・二
計	一〇、三三六	〇・八

第二表 滿六歳以上子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	人	人	人	人	人	計
市	九四八	三二	三五	三三	五	一	一、二八一
町	一、七〇八	六三	一七	四	一	一	二、五五七
村	四、三三二	一、五三三	三六一	七四	一四	四	六、七七八
計	七、〇八八	三、四〇六	六三三	一三三	三三	四	一〇、三三六
	六六・二	三四・一	六・一	一・三	〇・三	一	一〇〇・〇

該當家庭總數に對する百分比

第三表 子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	一〇人	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	計
市	八〇八	三九	三六	四	四	九	一	一	一	一	一、二八一
町	一、四〇九	六八	二七	六	二	三	一	一	一	一	二、五五七
村	三、七五八	一、七九	六八	一、五	三	六	一	一	一	一	六、七七八
計	五、九七五	二、九三六	一、〇八三	二、七四	五	九	一	一	一	一	一〇、三三六
	五七・九	二八・四	一〇・五	二・七	〇・五	一	一	一	一	一	一〇〇・〇

(備考) 子女數には六歳未満の者を含むものとす

第四表 年齢別父の數調

年齢	子女數	一〇人	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	計
三五歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇歳未満	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇歳以上	一〇人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(備考) 一、子女數には六歳未満の者を含むものとす
二、調査期日に於ける死亡者一、〇三九人は之を含まざるものとす

第五表 年齢別母の數調

年齢	市	町	村	計	該當家庭總數に對する百分比	児	計
三五歳未満	10	1	1	12	1.3	1	15
三五歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
四〇歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
四〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
四五歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
四五歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
五〇歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
五〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
五五歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
五五歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
六〇歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
六〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
七〇歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
七〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
八〇歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
八〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
九〇歳未満	1	1	1	3	0.3	1	4
九〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
一〇〇歳以上	1	1	1	3	0.3	1	4
計	5,811	2,825	1,010	9,646	100.0	9,646	100.0

(備考) 一、子女數には六歳未満の者を含むものとす
二、調査期日に於ける死亡者三五九人は之を含むものとす

第六表 父母の年齢差に依る該當家庭數調

市町村	市	町	村	計	該當家庭總數に對する百分比	母の年齢差
一	133	333	255	721	7.4	一五歳未満
二	140	200	200	540	5.6	一五歳以上二〇歳未満
三	163	200	200	563	5.8	二〇歳以上二五歳未満
四	140	200	200	540	5.6	二五歳以上三〇歳未満
五	171	388	270	829	8.6	計

第七表 職業別該當家庭數調

職業	市	町	村	計	該當家庭總數に對する百分比
農業	300	1,379	5,133	6,812	70.7
水産業	4	173	232	409	4.2
工業	26	22	210	258	2.7
商業	374	559	336	1,269	13.2
交通業	16	3	10	29	0.3
公務自由業	147	310	125	582	6.0
其の他の有業者	171	121	233	525	5.4
家事使用人	26	23	26	75	0.8
無職	79	57	11	147	1.5
計	1,861	2,577	6,768	10,206	100.0

第八表 第一子及末子分娩時年齢別母の數調

母の年齢	第一子分娩時年齢に依る母の數	末子分娩時年齢に依る母の數
一五歳未満	39	39
一五歳以上二〇歳未満	487	487
二〇歳以上二五歳未満	97	97
二五歳以上三〇歳未満	18	18

三〇歳以上三五歳未満	七	三二
三五歳以上四〇歳未満	一	一〇六七
四〇歳以上四五歳未満	一	六、八五〇
四五歳以上五〇歳未満	一	二、二九二
五〇歳以上	一	九五
計	一〇、三三六	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時年齢は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす

第九表 第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數

所要年數	家庭數
一五年未満	三三三
一五年	三一
一六年	七八
一七年	一四五
一八年	二八二
一九年	五七三
二〇年	九〇二
二一年	一、二〇二
二二年	一、四一六
二三年	一、四五七
二四年	一、二九八
二五年	一、〇八九
二六年以上三〇年未満	一、五九二
三〇年以上三五年未満	二三八
三五年	一
三六年	一

三七年	一
三八年	一
三九年	一
四〇年	一
計	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時に依りたるものとす

第十表 經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態	家庭數
上	一、四〇一
中	六、四八二
下	二、四五三
計	一〇、三三六

醫藥制度改善方策の厚生大臣諮問に對する醫藥制度調査會の答申

一昨昭和十三年七月厚生大臣は醫藥制度調査會に對し醫藥制度の改善方策に關する諮問を行つたが、本昭和十五年十月二十八日同調査會はその内特に醫藥制度の改善方策に關する答申を行つた。之を掲ぐれば以下の如くである。

諮問

國民醫藥の現状に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何

答申

惟ふに醫藥に關する現行諸制度は其の創始以來既に相當の歲月を閱し其の間若干の修補を見たるも未だ其の根本的改革の斷行せられたることなし時勢の推移と

社會事情の變遷に伴ひ現に幾多改革の必要を痛感せらるゝのみならず現下の重大時局に鑑み國家百年の大計に稽へ之が改善の方策を講ずるは極めて喫緊の要務なりと謂はざるべからず

就中最近に於ける國民保健の現状と之に對處すべき國民醫藥機關の實狀とは眞に寒心に堪へざるものあり仍て先づ國民醫藥に關する各種機關を整備再編し其の人的並に物的機構に關する諸般の制度に改革を行ひ以て全國民に對する醫藥の普及を圖り併せて醫藥内容の向上に努むべく之が爲現行醫師會の改組を行ふは興亞の大業達成上一日も之を忽にすべからざる所と認む以上の趣旨に基き本調査會に於ては今般別紙醫藥制度改善方策の成案を見るに至れり政府に於かれては速かに本改善方策を實行に移し以て國民の福利増進と國力の涵養進展に遺憾なきを期せられんことを望む

醫藥制度改善方策 (別紙)

第一 醫藥の普及

一 醫藥機關の分布是正

(一) 開業の制限

- (1) 厚生大臣は醫師の數過剩と認めらるる都市及其の近接町村に於ける新規開業を制限して分布是正を行ふことを得ること
- (2) 前項の制限に付ては醫師會の意見を徴すること

(二) 醫師の勤務指定制度の創設

- (1) 厚生大臣は國、公共團體及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めたる時は免許

に附隨する義務として醫師に二年以内勤務を命ずることを得ること

(2) 勤務に對しては相當の報酬を與ふること

(三) 平時に於ける徵用制度の創設

(1) 徵用は非常災害又は傳染病流行の際にのみ之を限ること

(2) 徵用は厚生大臣の徵用命令に依り地方長官之を行ふこと

(3) 被徵用者に對しては相當の給與を與ふること

(四) 無醫地域に對する公營醫療機關の設置

(1) 醫療機關無き地域に對し實情に應じ道府縣立の地方診療所又は出張診療所を設置すること

(2) 地方診療所の上級機關として道府縣内の必要なる地に府縣立綜合病院を設置すること

(3) 綜合病院の設置に付ては左記の方針に依ること

(イ) 現存の道府縣立病院並に(五)に依り移管したる町村立、産業組合立及公益法人立病院中適當なるものは之を綜合病院に充當すること

(ロ) 設置を必要とする地に在る私立の病院にして希望するものあるときは之を買収すること

(ハ) 前二項の病院なき場合に限り之を新設すること

(五) 各種醫療機關の整備統制

(1) 現存の町村立一般診療所は之を道府縣に移管すること

(2) 産業組合立診療所中綜合病院として適當なるもの及道府縣に於て移管を必要と認むるものは之を道府縣に移管すること

(3) 前項以外の産業組合立診療所に對しては其の醫業に付て適當なる國家管理を行ふこと

(4) 公益法人立診療所中移管を適當と認むるものは之を道府縣に移管すること

(5) 公益法人立診療所中移管を適當と認めざるものに對しては公益上必要なる統制を強化すること

二 醫療費に關する制度の合理化

(一) 診療報酬規程の制定

(1) 診療報酬規程は厚生大臣診療報酬委員會に諮問して之を定むること

(2) 診療報酬中藥價は藥價令に依ること

(3) 地方的事情を考慮し差等を設けしむること

(4) 専門の標榜を許可せられたる者に對しては特別の取扱を爲し得ること

(二) 都市及其の近接町村に於ける處方箋發行方法の改正

(1) 醫師診斷の結果投藥の必要ありと認むるときは投藥前患者に對し處方箋を交付し患者をして醫師藥劑師の何れより藥劑を求むるかに就き自由に選擇せしむること

(2) 施行區域は厚生大臣之を指定すること

(3) 藥劑師法を改正して附則中の醫師の調劑權

を本則中に規定すること

(三) 健康保險、國民健康保險其の他保險制度の擴充

(四) 醫療保護の徹底

(1) 醫療保護機關として恩賜財團濟生會其の他特殊公益法人の強化擴充を圖ると共に都市に於ては必要に應じ公立診療所をも設置すること

(2) 醫療保護法の制定を爲すこと

(3) 醫療保護費に對する國費負擔を増加すること

第二 醫療内容の向上

一 醫術の向上

(一) 醫師免許前の基礎的診療に關する修練の充實

(1) 醫師の免許には一年以上一般的診療に關し必要なる修練を経ることを要することに改むること

(2) 修練は指導醫師を置きて之を行ふこととし最も其の効果を擧げ得る様指導醫師に對する被指導者の數を按配すること

(3) 修練はなるべく現在の學校教育期間中に於て實施すること

(二) 補習教育の創設

(1) 醫師に對する補習教育の制度を創設し醫師會等をして之が實行に當らしむること

(2) 政府は必要なる經費を支出して補習教育の勵行を圖ること

二 診療科名及専門標榜國家檢定制度の創設

(一) 診療科名の新設

- (1) 現在の専門科名を少数に整理し之を診療科名とすること
- (2) 診療科名は自由標榜制度とすること

(二) 専門標榜の國家檢定

- (1) 専門科名は診療科名より更に分化したるものとする
- (2) 専門科名を標榜せんとする者は厚生大臣の許可を受けること
- (3) 専門標榜の許可は専門標榜審査委員會の審議を経るを要すること

三 醫業廣告制限

醫業廣告は患者をして適當なる醫療機關の存在を知らしむるに足る程度に之を制限すること

四 醫療内容の監督強化

五 功勞の表彰

衛生關係者にして功績顯著なるものに對し表彰の榮に浴する様政府に於て適當なる方策を講ずること

第三 醫師會の改組

一 使命の闡明

(一) 醫師會は醫事衛生に關する公共的活動を行ひ以て國民體力の増強に寄與するを目的とすること

醫師會は法令の定むる所に依り會員の福利増進に關する事業を行ふことを得ること

(二) 醫師會は前項の目的を達する爲左の事項を

行ふこと

(1) 醫道の振作に關する事項

(2) 醫療の普及向上に關する事項

(3) 豫防衛生の強化並衛生思想の普及に關する事項

(4) 醫師の醫學及醫術の補習に關する事項

(5) 醫業經營の改善に關する事項

(6) 其の他法令又は會則に規定する事項

二 中央團體と地方團體との關係の調整

(一) 醫師會は日本醫師會及道府縣醫師會の二種とし郡市區醫師會は之を廢止して道府縣醫師會の支部とすること

日本醫師會は強制設立に改むること

(二) 日本醫師會は道府縣醫師會をして其の事業又は事務の一部を處理せしめ得ること

(三) 日本醫師會は道府縣醫師會の議決又は施行する事項が日本醫師會の會則又は議決に反すると認むるときは厚生大臣の監督權の發動を申請し得ること

三 會員範圍の擴張

(一) 醫師免許を受けたる者は診療に従事すると否とを問はず原則として凡て道府縣醫師會の會員とすること

(二) 醫師免許を受け居らざるも醫師たるの資格を有する者は道府縣醫師會の會員と爲ることを得ること

監督官廳に於て必要ありと認むるときは前項の者に對し道府縣醫師會に加入を命ずることを得

ること

四 總會の構成員の改組

(一) 日本醫師會の總會は道府縣醫師會の會長及特別議員を以て之を構成すること

日本醫師會の特別議員は道府縣醫師會の會員又は醫事衛生に關し學識若は經驗ある者の中より厚生大臣之を任命し其の數は他の總會構成員數の三分の一以内とすること

(二) 道府縣醫師會の總會は議員及特別議員を以て之を構成すること

道府縣醫師會の議員は支部毎に其の區域内の會員中より支部選舉會に於て各一人を選舉せしむることとし選舉に付ては指名推薦其の他の方法に依り弊害の除去を考慮すること

道府縣醫師會の特別議員は其の會員又は醫事衛生に關し學識若は經驗ある者の中より地方長官之を任命し其の數は他の總會構成員數の三分の一以内とすること

(三) 議員及特別議員の任期は三年とすること

(四) 醫師會の總會は其の醫師會の會長を以て議長とすること

五 役員の地位の強化

(一) 日本醫師會の會長は道府縣醫師會の會員中より厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を任命すること但し道府縣醫師會の會員中より任命すること能はざる特別の事由あるときは醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を任命するを妨げざること

日本醫師會の副會長（一人とす）及理事（十人以内とす）は道府縣醫師會の會員中より日本醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

(二) 道府縣醫師會の會長は其の會員中より地方長官厚生大臣の認可を受け之を任命すること道府縣醫師會の副會長（一人とす）及理事（五人以内とす）は其の會員中より道府縣醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

(三) 役員任期は三年とすること
(四) 日本醫師會及道府縣醫師會の理事中一人以上を専任とすること
(五) 醫師會の會長は總會成立せざるとき又は總會に於て議決すべき事項を議決せざるときは監督官廳に具狀して指揮を請ひ總會の議決すべき事項を處分することを得ること

(六) 道府縣醫師會の支部長は道府縣醫師會長之を任命することとしなるべく其の支部より選出せられたる道府縣醫師會議員を之に充つること

六 經費の負擔方法の合理化

(一) 法令の規定又は行政官廳の命令に依り醫師會の事務に屬せしめられたる事項に要する經費に付ては國又は地方公共團體に於て其の全部又は一部を負擔すること

(二) 道府縣醫師會の會費の負擔方法は會員團の

外適當なる基準に依り等差を設けること

(三) 道府縣醫師會の會費の徴收に付ては地方税の例に依り滯納處分を行ひ得る規定を設けると

七 行政監督の強化

(一) 日本醫師會は厚生大臣之を監督し道府縣醫師會は第一次に於て地方長官第二次に於て厚生大臣之を監督すること

(二) 行政官廳は醫師會に對し醫事衛生に關し必要なる事務の施行を命ずることを得ること

(三) 道府縣醫師會の總會の議決が法令若は會則に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは監督官廳は特別議員を解任し又は議員の職務を停止し若は議員の改選を命ずることを得ること

(四) 醫師會の豫算は監督官廳の認可を受くるを要すること

(五) 監督官廳は醫師會が支出を要する費用を豫算に載せざる場合に於ては理由を示して其の費用を豫算に加ふることを得ること

(六) 行政官廳は醫師會長をして其の事務の一部を處理せしむるを得ること

八 醫道振作委員會の設置

道府縣醫師會に醫道振作委員會を常置し醫道振作に關する事項の實施の衝に當らしむること

九 醫師會と他の醫事關係方面との連絡

(一) 非醫師たる診療所の開設者に付ては別に必要なる統制方法を講ずること

(二) 醫師會と衛生技術官、醫育機關、醫學研究機關等との連絡の緊密化に關し適當なる方策を講ずること

希望意見

一 厚生省に於て公共團體又は公益法人に勤務せしむる醫師を養成する方法を講ぜられ度
二 公立診療所に關しては之を利用する民衆の便宜を圖る爲適當なる措置を講ぜられ度

三 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會其の他の衛生諸團體相互の連絡統制に當ると共に保健國策に關し政府に獻策するを目的とする中央機關を常設し併せて現行中央衛生會を之に統合するの方策を講ぜられ度

勞働者年金保險制度要綱に對する保險制度調査會の修正並に希望決議

厚生省保險院が來議會に提出する勞働者年金保險制度の要綱については前號所載の如くであるが、保險院保險制度調査會に於ては十五名の特別委員を擧げ慎重審議の結果一部の修正並に希望決議を行ひ、昭和十五年十月二日の總會は之を裁決するに到つた。同調査會委員氏名、修正並に希望決議を掲ぐれば以下の如くである。

保險院保險制度調査會委員氏名

○印は特別委員 ◎印は委員

會長 厚生大臣 金光庸夫

委員

法制局參事官	入江俊郎
企畫院部長	中島清二
大藏省主計局長	谷口恒二
商工省監理局長	辻 謙 吾
厚生次官	兒玉政介
保險院長官	○樋 貝 詮 三
保險院總務局長	○川 村 秀 文
保險院社會保險局長	清 水 玄
保險院簡易保險局長	前 田 穰
從三位勳一等	松 本 蒸 治
正四位勳二等	○末 弘 殿 太 郎
正四位勳三等	○森 莊 三 郎
正五位勳三等(旭)	○田 子 一 民
正三位勳二等(旭)男爵	○千 秋 季 隆
正四位勳四等伯爵	緒 方 竹 虎
從三位勳二等	三 輪 壽 壯
從四位勳二等	橋 本 實 斐
正三位勳二等	下 村 宏
正三位勳二等	廣 瀨 久 忠
從三位勳四等子爵	○吉 田 茂
從四位勳三等(旭)	伊 東 二 郎 丸
從四位勳三等	守 屋 榮 夫
勳四等	成 瀬 達
勳四等	本 田 彌 市 郎
勳四等	土 屋 清 三 郎
勳四等	田 中 亮 一
	松 岡 駒 吉

臨時委員

國民貯蓄獎勵局長

海軍少將

商工省總務局長

厚生省社會局長

厚生省勞働局長

厚生省職業部長

正六位勳四等

正四位勳三等(旭)

正五位勳三等

從四位勳四等

正五位勳五等

○河上丈太郎

○河野 密

○膳 桂之助

○高山久藏

○中川末吉

阿部眞之助

末 高 信

栗 原 修

松 木 益 吉

○椎名悦三郎

能 谷 憲 一

○持 永 義 夫

內 藤 寛 一

○松本健次郎

小畑源之助

湯澤三千男

工 藤 鐵 男

桑 原 幹 根

勞働者年金保險制度案要綱修正案

一、第二號但書の(四)の次に左を加ふ

(五) 其の他命令を以て指定する者

二、第四號を左の如く改む

第二號但書の(一)、(二)、(四)及(五)の規定は前號

の場合に之を準用すること

三、第十一號但書を左の如く改む

但し左に掲ぐる期間は之を合算せざること

(一) 脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其

の計算の基礎と爲りたる期間

(二) 左の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲ぐる事由に因り被

保險者の資格を喪失したる場合を除くの外同一の

工場、事業場又は事業に被保險者として引續き使

用せられたる期間六月未滿にして被保險者の資格

を喪失したる場合に於ては其の被保險者たりし期

間

(1) 事業の都合に依り解雇せられたること

(2) 陸海軍に徵集又は召集せられたること

(3) 死亡

(4) 其の他命令を以て定むる事由

四、第十九號中「平均標準報酬年額の百分の一に相當

する金額を加へたる金額とすること」の下に左を加

ふ

尙同一の工場、事業場又は事業に於て引續き被保險

者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保險者た

りし期間十年毎に其の十年に對し被保險者たりし全

期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額

を加ふること

五、第二十七號中「平均標準報酬年額の百分の一に相

當する金額を加へたる金額とすること」の下に左を

加ふ

尙同一の工場、事業場又は事業に於て引續き被保險

者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保險者た

りし期間十年毎に其の十年に對し被保險者たりし全

期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額

を加ふること

六、第五十一號を左の如く改む

保険料率は鑛業法の適用を受くる事業の事業場に使
用せらるる被保険者にして常時坑内作業に従事する
もの(以下坑内夫たる被保険者と稱す)に關するも
のと其の他の被保険者に關するものと各別に之を定
むること

七、第八號たる被保険者に關する特例を「第八坑
内夫たる被保険者に關する特例」に改む

八、第五十七號を左の如く改む

坑内夫たる被保険者として十五年以上使用せられた
る者に付ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保
險者の資格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又
は五十歳を超え其の資格を喪失したるときより養老
年金を支給すること繼續せる十五年間に於て坑内夫
たる被保険者として十二年以上使用せられたる者に
付亦同じ

九、第五十八號を左の如く改む

坑内夫たる被保険者として使用せられたる期間に付
被保険者たりし期間を計算する場合に於ては坑内夫
たる被保険者として使用せられたる期間に三分の四
を乗じて之を計算すること但し左に掲ぐる期間に關
しては坑内夫たる被保険者として使用せられたる期
間を以て被保険者たりし期間とすること

(一) 被保険者として使用せられたる期間三年未滿
なる者の坑内夫たる被保険者として使用せられた
る期間

(二) 坑内夫たる被保険者として使用せられたる期
間が十五年を超ゆる場合に於て十五年を超ゆる部
分の期間

七、第五十八號の次に左の一號を加ふ

五十八の二 第五十七號後段の規定に依り養老年金
を支給する場合に於ては左の如くすること

(一) 第十九號の規定に拘らず養老年金の額は被保
險者たりし期間十六年以上二十一年未滿に對し被
保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の
二十五に相當する金額とし二十年以上一年を増す
毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均
標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へた
る金額とすること尙同一の事業場に於て引續き被
保險者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保
險者たりし期間十年毎に其の十年に對し被保險者
たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相
當する金額を加ふること但し被保險者たりし全期
間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金
額を超ゆることを得ざること

(二) 第二十一號、第三十號、第三十五號、第三十
六號の(一)及第三十九號の(二)中二十年以上被保
險者たりし者とあるは之を十六年以上被保險者た
りし者とすること

(三) 第二十九號及第四十一號の規定は之を適用せ
ざること

十一、第五十九號中「鑛業法の適用を受くる事業の事
業場又は工場に使用せらるる者」を「鑛業法の適用
を受くる事業の事業場に使用せらるる者にして常時
坑内作業に従事するもの」に改む

十二、第五十九號の次に左の一號を加ふ

六十 本制度實施當時同一の工場、事業場又は事業

に引續き五年以上使用せられたる者にして本制度
實施と同時に強制被保險者と爲りたるものが養老
年金の支給を受くる権利を得ずして五十歳(本制
度實施當時鑛業法の適用を受くる事業の事業場に
使用せらるる者にして常時坑内作業に従事するも
のに在りては四十五歳)を超え被保險者の資格を
喪失したる場合に於ては其の者に對する脱退手當
金は一般の例に依らず其の支給額を増加し又被保
險者たりし期間一年以上三年未滿の者に對しても
之が支給を爲すこと

希望 決議 案

一、本制度は時局に鑑み緊急實施せられたきも、現行
社會保險制度は複雑多岐に互り且制度間に重複する
所を生じ統一を缺くの嫌あるを以て之が整理統合を
行ひ皇國の勤勞體制に適應せる社會保險制度の體系
を確立する爲速かに官民協力の組織に依り調査研究
に着手せられたきこと

二、本制度の實施に關聯し、現行社會保險制度の體系
を整備するに當りては特に業務災害に對する扶助制
度の完備をも併せて考慮すると共に現行の退職積立
金及退職手當法に依る退職手當制度をも包攝する保
險的失業對策制度の確立を圖り以て勞働者の業務災
害又は失業に基く生活不安の除去に付遺憾なきを期
せられたきこと

三、本制度は長期に互り産業勞働に従事せる勞働者の
保護を目的とせる制度なるも其の間勞働者は各種の
事業を通じ又は規模の大なる事業及小なる事業を通

じて移動するを豫想せらるるを以て本制度の適用範圍は可及的速かに之を擴張し被保險者資格の繼續に付遺憾なきを期せられたきこと

四、本制度の實施に依り生ずべき積立金は有利且確實に之を運用すべきことは勿論なるも、同時に本資金の性質に鑑み被保險者の利益に還元せらるる様適切なる運用を爲すと共に其の剰餘金を以て可及的被保險者福祉施設の充實を圖られたきこと、而して如上の目的を達する爲本資金に付ては特別の運用機關を

設け且其の運用計畫の樹立に付ては事業主及被保險者の意嚮を代表する者をも參與せしめられたきこと
尙船員保險其の他社會保險の積立金も本資金と併せ統一的に之を運用せられたきこと

五、本制度の實施に當りては事業主及被保險者の利便を考慮し現行健康保險の諸手續をも併せて改正し努めて諸手續の簡易迅速化を圖ると共に現業保險官廳を増置し中小事業主の爲諸手續の指導を爲し實際事務の遂行に付遺憾なからしめられたきこと

外務省の在南洋地方在住本邦内地人職業別人口調

外務省の調査になる昭和十四年十月一日現在の南洋地方（比律賓、蘭領東印度、英領北ボルネオ及英國保護サラワク、英領マレー、佛領印度支那及び泰國）在住本邦内地人の細目職業別人口は次の如くである。

在南洋地方本邦内地人職業別人口（昭和十四年十月一日現在） 外務省調

職業別	地域別	比律賓		蘭領東印度		英領北ボルネオ及英國保護サラワク		英領マレー		佛領印度支那		タイ國	
		總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	前年同期との比較	三三,二六六	三三,二六六	六,四八五	四,三三三	一,九七九	一,九七九	三,四四七	三,四四七	二,九三三	二,九三三	二,九三三	二,九三三
本業	者	△五,七〇七	△五,七〇七	—	—	—	—	△八,八七七	△八,八七七	—	—	—	—
1	農耕、園藝、畜産	三,八四三	三,八四三	九	二六三	三二七	二二六	二,九三三	二,九三三	二,九三三	二,九三三	二,九三三	二,九三三
2	同 勞 働 者	二,五三三	二,五三三	—	—	一五	一五	—	—	—	—	—	—
3	森林業、林産物業	七	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	同 勞 働 者	九〇	九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	漁業、製鹽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	同 勞 働 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	採鑛冶金業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	同 勞 働 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	土石採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	探 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
理髮、髮結、浴場業	藝妓、娼妓、酌婦其他	旅館、料理、貸席及藝妓業、遊藝場、興業場	會社員、銀行員、商店員、事務員	物品貸付及預り業	媒介、周旋業	金融保險業 (店員、社員を含む)	貿易商 (店員、社員を含む)	物品販賣業	工場労働者	其他の工業	瓦斯、電氣及天然力利用に關する業	製藥、娛樂、裝飾品製造	製版、印刷、製本業	土工、左官、石工、ペンキ職	土木建築業	被服、身廻り品製造	造飲食料品、嗜好品製造	木、竹類に關する製造	皮革、骨、角、羽毛品類製造	紙工業	洗張、染色、洗濯業	纖維工業	化學工業	機械、機具製造	金屬工業
二〇	一	二二	一七九	一	一	二	一五	四九	二七	一	二	一	二七	八五	八	七	一七	一	一	一	二	一	二	二	五
九	一	八	一七七	一	一	二	一五	七三	二七	一	二	一	二七	八五	八	七	一七	一	一	一	二	一	二	二	九
四	一	三	〇	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	五	一〇四	一三三	一	五	二	九	五九四	三	七	一	三	九	九	三	三	三	四	二	一	一	五	三	六	六
七	五	五九	一三三	一	五	二	九	六三	三	七	一	三	九	八	六	三	三	四	二	一	一	五	三	六	六
五	〇	四	三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	三	三	一	一	一	四	一	一	一	一
一	一	一	二九	一	一	一	三	一六	一九	一	一	一	一	一七	三	一	三	二	一	一	四	一	一	一	一
一	一	一	二九	一	一	一	三	三	八	一	一	一	一	一七	三	一	三	二	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	四	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	七	一〇八	五〇九	一	一	一	二七	三四	一五	一	四	六	五	七	一〇	四	一〇	三	八	二	三	一	一	四	一〇
六	一	四	四九	一	一	一	二七	二三	一五	一	四	四	五	七	八	三	六	三	八	一	三	一	一	四	一〇
二〇	七	六	〇	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	二	一〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	〇	一	一	一	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	三	〇	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	七	三	一	一	一	一〇	一七	六	一	一	一	一	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	五	三	一	一	一	一〇	一六	六	一	一	一	一	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
從屬者(家族)	其他の無職業者、職	在監受刑者	官公又は慈善團體の	學生、練習生	家事被傭人	其他の有業者	其他の有業者	家寫真師	藝術家、彫刻家、音樂	新聞雜誌記者、通信	醫務に關する業	教育關係者	宗教關係者	官公吏、雇傭	陸海軍人	運搬夫、仲仕等	運輸取扱業	船舶從業者	手車馬業、自動車運轉	鐵道勞働者	鐵道從業者	郵便、電信、電話從業者	其他の商業
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(備考) 比律賓はグアム島を含み、グアム島在住本邦内地人は六二人、内男四九人、女一三人なり。尚、比律賓在住本邦内地人の内マニラ總領事管内のものは總數六、九九八人、對前年同期減一、三三七人、グアム島總領事管内のものは總數一八、二七一一人(對前年同期増八三〇人)なり。
 關東東印度に在住本邦内地人の内在バタヴィア總領事管内のものは總數二、四〇一人、在スラバヤ總領事管内のものは總數二、六九二人、在メダン總領事管内のものは總數八六二人、在マナド總領事管内のものは總數五三〇人なり。但し在スラバヤ總領事管内のものは昭和十三年度分を計上せり。
 佛領印度支那に在住本邦内地人の内ハノイ總領事管内のものは總數二〇七人、サイゴン總領事管内のものは八五人なり。尚、ハノイ總領事管内のものは男女別不詳の爲め全部男として計上せり。

昭和十五年米第二回豫想收穫高

の發表

昭和十五年米第二回豫想收穫高(第二次最終公表、全國の分)は昭和十五年十一月二十七日付官報を以て農林省より發表されたが、之を掲ぐれば次の如くである。

米第二回豫想收穫高(第二次最終公表)

本年十月末日現在ニ於ケル米第二回豫想收穫高ハ六千四十七萬五千四百二十石ニシテ之ヲ九月二十日現在ニ於ケル第一回豫想收穫高ニ比スレハ二百六十四萬四千十石(四分二厘)ヲ減少セリ

蓋シ右ハ第一回豫想收穫高調査後ノ天候概ネ順調ナリシモ浮塵子、稻熱病ノ發生ヲ見タル地方ニ於テ其被害第一回豫想調査當時ノ見込ニ比シ幾分大ナリシト其他ノ地方ニ於テモ鎌入ノ結果稔實不良ノモノ尠カラサリシニ因ルモノ、如シ

而シテ之ヲ前年實收高ニ比スレハ八百四十八萬九千四百十八石(一割二分三厘)ヲ、前五箇年平均實收高ニ比スレハ四百七十一萬四千五百八十石(七分二厘)ヲ減少セリ
 尙ホ參考ノタメ最近五箇年間ニ於ケル實收高ヲ掲クレハ左ノ如シ

昭和十五年米第二回豫想收穫高(十月末日現在)

地域	豫想收穫高	増		
		第一回豫想收穫高に比し	前年實收高に比し	前五箇年平均實收高に比し
總數	六,047,540 石	△ 二,649,010 石	△ 八,489,048 石	△ 四,724,580 石
東北區	二,000,550	△ 二四八,900	△ 一,四七六,八六八	△ 九三〇,301
青森	一,115,110	△ 五,440	△ 四一,771	△ 101,210
岩手	1,000,310	△ 五,110	△ 四七,525	△ 129,000
宮城	二,000,550	△ 一八,130	△ 三〇,124	△ 127,322
秋田	1,212,400	△ 六六,440	△ 五四六,549	△ 127,322
山形	二,101,120	△ 一四,480	△ 二〇2,124	△ 111,127
福島	二,000,700	△ 七七,210	△ 三〇2,727	△ 261,111
東區	二,000,350	△ 八八,190	△ 五六2,025	△ 115,127
茨城	1,521,120	△ 九,310	△ 三三〇,111	△ 二〇,798
栃木	二,020,200	△ 九1,220	△ 二〇7,527	△ 五,222
群馬	1,423,710	△ 九六,710	△ 四一八,021	△ 101,550
埼玉	1,892,360	△ 五三,210	△ 七六〇,072	△ 三三,222
千葉	1,620,260	△ 一1,221	△ 一,221	△ 四八,072
東京	1,620,260	△ 一1,221	△ 一,221	△ 四八,072
神奈川	503,710	△ 10,710	△ 112,711	△ 22,122
北陸區	3,026,770	△ 10,710	△ 1,221	△ 102,711
新潟	1,752,980	△ 六,520	△ 1,221	△ 12,711
富山	1,264,790	△ 六,520	△ 1,221	△ 12,711

減(△は減)

昭和十年

五七、四五六、九七六

石

昭和十一年	六七、三三九、六九九
昭和十二年	六六、三一九、七六四
昭和十三年	六五、八六九、〇九二
昭和十四年	六八、九六四、四六八
自昭和十年至昭和十四年五箇年平均	六五、一九〇、〇〇〇
昭和十五年	六三、一一九、四三〇
昭和十五年	六〇、四七五、四二〇

【第一回豫想收穫高
至昭和十四年
第二回豫想收穫高】

昭和十五年北海道並全國麥實收高の發表

昭和十五年北海道並全國麥實收高（第三次最終公表）は昭和十五年十一月十三日付官報を以て農林省より發表せられたが、之を掲ぐれば次頁下段の如くである。

財團法人人口問題研究會主催紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會の開催

財團法人人口問題研究會の主催になる人口問題全國協議會は既に回を重ねること三、全國各方面の關係者一堂に會し、宛然人口問題に關する全國的一大饗宴の觀を呈してゐるが、特に本年十一月十四、十五兩日に互つて東京市神田區一ツ橋講堂及び如水會館に於て開催されたる第四回全國協議會は紀元二千六百年記念として集まるもの七百名を超え、前回に倍加せるこの協議參加者數にも時局下人口問題に對する朝野の關心の異常なるを思はしめた。研究報告は第一部、人口問題に關する一般的研究、第二部、東西諸民族に關する研

石川	一、四四、四〇〇	三、二一〇	二、三三〇	一、一三二
福井	一、〇二〇、〇〇〇	五、八七〇	三、一〇九	三、一五九
東山區				
山梨	四四二、六〇〇	八、二三〇	六、八〇七	六、三三二
長野	一、五九九、九六〇	一、五〇〇	三、三三七	三、四七〇
岐阜	一、五三〇、六〇〇	四、六六〇	二、五四一、五二四	一、五八、五七五
東海區				
靜岡	一、一七一、二〇〇	三、五四七、〇	三、一六八	一、七三、六九四
愛知	三、一三三、二六〇	五、六四一〇	二、五二一、六五八	六、一七五
三重	一、一七六、五〇〇	五、〇九三	一、九〇、二〇九	七、一〇、九二
近畿區				
滋賀	一、四九八、七五〇	三、四九、六〇〇	七、〇、九二	三、四九、九
京都	八、〇、五五〇	一、五、九〇〇	五、八、七七九	七、一、六九
大阪	八、七、七九〇	八、九、三三〇	一〇、六、八五	二、二、〇〇一
兵庫	二、〇、八、八〇〇	二、〇〇、八、八〇〇	七、五、五二〇	五、〇、八、五
奈良	六、七、三、五〇〇	八、四、三、〇〇〇	九、九、九	六、四、〇、〇
和歌山	五、三、二、七〇〇	八、二、七、〇〇〇	一、五、八、八八	三、二、六、二
中國區				
鳥取	七、四、九、〇〇	三、〇、一、八〇	一、一、九、〇〇	六、三、九
島根	九、九、九、六〇〇	一、三、〇、〇〇〇	一、八、〇、五三	一、八、九、三
岡山	一、七、五、三、三〇〇	九、九、一、一〇	二、七、八、八三	三、三、〇、四
廣島	一、九、六、〇、〇〇〇	三、五、三、三〇	二、六、三、三三	六、三、九、九〇
山口	一、一、四、四、三、三〇〇	九、四、一、〇〇〇	三、五、六、七四三	一、二、八、七、四
四國區				
徳島	五、四、七、七六〇	五、〇、三、三〇	六、六、六、七五	五、一、三、八
香川	八、八、二、三、四〇〇	六、五、八、八〇	三、八、四、六、九七	五、〇、三、三
愛媛	八、六、三、七、〇〇〇	七、七、七、〇〇〇	五、六、〇、七	六、一、七、九、六
高知	五、〇、五、七、〇〇〇	四、四、四、八〇〇	二、四、四、三、三三	一、三、八、〇、九

究、第三部、人口問題より見たる國土計畫に關する研究、第四部、人口増加及國民資質向上に關する問題、第五部、人口問題より見たる國民生活の動向に關する研究の五部門百三十餘題の多きを算へるの盛況で、外に政府諮問に對する答申起草の特別委員會に於ては諮問事項を中心に有益熱心なる討議が行はれた。

日程及會順序

第一日

1 午前九時—同十時

總會—(一橋講堂)

(イ) 會長開會之辭

(ロ) 厚生大臣告辭

(ハ) 内閣總理大臣祝辭(橋田文相代讀)

(ニ) 幹事報告

(ホ) 政府諮問事項ノ提示

午前十時三十分—同十一時四十分

部會(研究報告會)Ⅱ(一橋講堂及如水會館)

特別委員會Ⅱ(如水會館)

正午—午後一時

厚生大臣招待午餐會Ⅱ(如水會館)

午後一時—同六時

部會(研究報告會)Ⅱ(一橋講堂及如水會館)

特別委員會Ⅱ(如水會館)

第二日

午前九時—正午、午後一時—同二時三十分

部會(研究報告會)Ⅱ(一橋講堂及如水會館)

特別委員會Ⅱ(如水會館)

午後三時—同六時

九州區

福岡	2,078,410	△	2,448,780	△	2,445,255	△	3,374,880
佐賀	1,155,050	△	765,350	△	942,241	△	3,374,880
長崎	3,377,450	△	2,920	△	3,392,611	△	3,392,611
熊本	1,503,820	△	1,071,330	△	3,012,182	△	3,012,182
大分	1,019,820	△	1,129,200	△	3,332,477	△	3,332,477
宮崎	743,300	△	452,820	△	3,292,336	△	3,292,336
鹿兒島	2,227,700	△	2,029,200	△	3,361,481	△	3,361,481
沖繩	1,219,320	△	502,530	△	1,480	△	3,361,481

(備考) 沖繩の今回の豫想收穫高には第二期作の分をも含む

昭和十五年北海道並全國麥實收高(第三次最終公表)

大麥	作付段別	實收高	前年實收高に比し	割合	前五年平均實收高に比し	割合	
北海道	町 4,333,311	28,923	△	0.07	5,779	△	0.12
北 海 道	前同公表したる	7,496,333	△	0.01	6,084	△	0.08
三府四十三縣分	3,377,450	7,496,333	△	0.01	6,084	△	0.08
計(全國)	3,377,450	7,496,333	△	0.01	6,084	△	0.08
小麥	北海道	1,274,504	13,755	1.07	14,923	△	0.11
北 海 道	前同公表したる	3,212,920	△	0.04	3,514	△	0.08
三府四十三縣分	4,042,620	6,121,300	△	0.04	3,107,426	△	0.08
計(全國)	4,042,620	6,121,300	△	0.04	3,107,426	△	0.08
北 海 道	前同公表したる	2,909,926	△	0.06	1,613,355	△	0.08
三府四十三縣分	8,028,820	3,283,280	△	0.04	3,120,820	△	0.08
計(全國)	8,028,820	3,283,280	△	0.04	3,120,820	△	0.08

(備考) 麥實收高の報告期は收穫期の關係に依り茨城縣外三府三十四縣は八月限、東北六縣、新潟縣及長野縣は九月限、北海道は十月限の三回とす

總會(一橋講堂)

(一) 研究報告に關する各部座長報告

(ト) 政府諮問に對する答申の議決

(チ) 會長閉會之辭

7 午後六時三十分

本會會長招待晚餐會、參會者懇談會(如水會館)

尙、厚生大臣の諮問並に答申、答申案起草委員會出席委員名、各部會の研究報告題名及び報告者氏名等を掲ぐれば以下の如くである。

厚生大臣諮問

第四回人口問題全國協議會

國土計畫上人口政策ノ見地ヨリ考慮スベキ點ニ就キ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十五年十一月十四日 厚生大臣 金光 庸夫

説明

東亞新秩序ノ建設ハ國力ノ根基タル人口ノ増強ニ依ツコト多シ

是ノ故ニ國力推進ノ主體タル人口ノ能力ヲ各々其ノ職分ニ於テ高揚シ國策ノ具現ニ資センガ爲ニハ綜合的國土計畫ノ設定ニ方リ人口ノ適實ナル地域的、職能的配分ヲ策定スルノ要アリ

仍テ茲ニ其ノ會ノ意見ヲ求ムル次第ナリ。

特別委員會竝に起草委員會

右諮問に對する答申案作成の爲の特別委員會は第一日總會席上座長侯爵佐佐木行忠氏より指名あり、直ちに特別委員會を開催、下條康磨氏を座長に推して討議

彙報

に入り、土岐子爵、奥井、渡邊、田中館、石川の諸氏より種々適切有益なる質問又は意見の開陳あつて後起草委員の座長指名あり、同日午後より更に起草委員會を開催、主催者側提示の答申案に就き討議を重ね、板井、奥井、横井、吉本、石橋、石川、大村、横田の諸氏より或は花柳病の人口問題上多岐に互る害毒について、或は醫療機關その他研究機關の地方的分散の必要について、或は我が國醫療制度の根本的改革の必要について、或は國土計畫遂行上不可缺の國家權力の發動並に之に伴ふ立法的處置について、或は大陸農業移民の單に内地食糧補給源たる以上の國家的使命について、或は從來の都市計畫の本質について、或は地方の厚生及び文化施設について、特に又地方の厚生文化的施設の擴充にその動員を要望せらるる地方在住の知識階級婦人の地位について、その他凡ゆる方面より質問討議が行はれ、各委員の意見を入れて答申案文の一部を増訂、翌日の起草委員會並に再度の特別委員會に於て之を議決、午後の總會に於て正式に政府諮問に對する答申として裁決された。

答申

東亞新秩序建設の聖業を完遂するには、人口の増強を必要とすること等を俟たず。然るに皇國現下の人口状態に鑑みるに必ずしも樂觀を許さざるものあり。國土計畫を策定實施するに當り、自由主義時代に於ける自然發生的なる人口の構成及分布に因る人口の質的低

下及量的減退の傾向を一掃し、更に其の積極的増強を實現すべき人口政策上適正なる人口の再分配を遂げんとすることは國土計畫の根本的目標の一たらざるべからず。仍て人口政策上、現下具現を要するの急務なりと思はせらるる主要項目を擧ぐれば左の如し。尙之が實現の爲には必要に應じ、國家權力の強力なる發動を考慮すべし。

一、人口の職能別配置に關する事項

(一) 國防國家建設の將來を察するに、少くとも近き將來に於ける軍需工業部門、生産力擴充部門、輸出産業部門及之等の附帶産業部門に於ける人口の所要量は多大なるものと推測せざるべからざるを以て、

(イ) 人口、土地及資源との關係を検討し内地に於ける産業の能率増進を圖り、又工業の配置に關しては、内地に於ける重工業は一定限度に止め、逐次精密工業へ移行する方針を採り、爾餘の大部のものは立地條件を考慮し、努めて之を大陸(朝鮮を含む)に移駐し大陸開發に資し、

(ロ) 不急工業部門所の人口は極力之を上記産業部門に轉換を促し、

(ハ) 爾餘の産業部門に屬する人口を以て其の不足を充當するの方途を講ずること。

(ニ) 農業人口は、爾餘の産業部門中工業所要の勞働力として之に最も多くの人口を供出し得べしと雖も、國防竝に人口政策上の要求より、内地に於て一定限度の農業人口を確保すること。

又、農業經營の刷新を圖り、内地産業に右所要の

人口を充當するのみならず、更に之を大陸に於ける農業開拓に推進し、以て内地食糧に對する補給源泉たらしむるとともに大陸經營の基礎を鞏固ならしむること。

(三) 商業人口は一般に過剩なるを以て配給組織の合理化により其の減少を圖り、再教育施設を通じて、極力努力所要産業部門に轉換せしむること。

(四) 婦人の産業配置には出産力の低下を招來する惧あるを以て、婦人労働の過大となることは或程度に防止し、又其の労働強化を可及的に制限し、且適期婚の促進につき考慮すること。

(五) 婦人に對し地元厚生事業に従事し得るやう適當なる教育を施し、之を公益的に配置すること。

二、人口の地域的配置に關する事項

(一) 人口増殖力に著しき地域的特性を認む。依つて地方經濟文化方策の根本的目標の一を此の點に置き、人口の地域的再配分を行ふに當り、人口増殖力高き地域につきましては極力増殖力の保持に努め、増殖力低き地域につきましては其の原因を究明し、地方計畫上其の積極的上昇に努むること。

(二) 人口の地域的配置に關しては、人口の地域的需給關係並に産業の種別及各種施設等を考慮し、適當なる「ブロック」を形成せしめ、郷土觀念を増進向上せしむること。尙此の際軍事上の地域との關係をも考慮すること。

又、工業立地計畫に關しては農地の改良、擴張及河水利用等農業生産力増進を阻害せざるやう考慮を拂ふこと。

(三) 都市分布甚しく不均衡にして特に六大都市に著しき人口の集中を見る。而して一般に過大都市は人口の質の低下、人口増殖力の減退を導く傾向顯著にして國防、産業及人口政策上其の膨脹を放任するを許さざるものあり。故に工業等の分散との關聯に於て過大都市人口の膨脹を制限し、更に其の積極的分散を圖ること。

(四) 現在に於ては、一般に工業化の程度高き都市は、都市の大きさ及都市の規模の如何に拘らず人口増殖力低き傾きなしとせず。之が改善に努め増殖力の確保を圖るべきは言を俟たずと雖、特に工業の地方分散に關しては地方中小都市の工業化するに當り、勢の趨くままに之を放任せんか、爲に却つて増殖力の減退を來す惧あるを以て適切な施設の擴充強化を圖り、以て未然に之を防止するに努むること。

(五) 工業の地方分散に關しては、既存の地方中小都市並に新しく建設さるべき都市につきましては、工業と農業との立地結束の實現を期し、協同社會安住地域及郷土性の確保を圖り、農工的聚落への改編及新建設に努むること。

(六) 從來の都市計畫の方針を修正し、

(イ) 人口増強を其の目標の一たらしめ、

(ロ) 自由主義的消極的態度を清算して積極的計畫たらしめ、

畫たらしめ、

(ハ) 文化的指導的建設に努め、

(ニ) 鄉村計畫との關聯を密接にし、以て地方計畫の一環として策定實施すること。

(七) 農村に於ては生産年齢人口、就中、上昇期生産年齢人口の適度なる比率及其の適當なる體性比を保たしむることに留意すること。

(八) 農村に於ては健全なる農村文化の向上に資する諸般の施設、就中、健全なる農村娛樂施設の擴充を鄉村計畫上考慮すること。

(九) 國土計畫上厚生施設並に文化施設の擴大強化を圖り其の地域的配置の適正を期すること。

(イ) 各地域の實情に適合せる厚生組織網の建設を圖り、夫々の地域に於ける國民生活の指導刷新を遂げ、以て人口増強の實を擧ぐることに努むること。

(ロ) 適正なる結婚を助長せしむる機關の設置を奨励し、且結婚を延期阻害することなきやう指導監督を行ふこと。

(ハ) 出産及育児の保護指導機關を普及し、之が利用に努むるとともに出産減退を助長する如き地方弊風の匡正に努むること。

(ニ) 醫療制度の改善、醫療機關の普及を圖り、結核の豫防及撲滅に遺憾なきを期し、花柳病の豫防及治療施設の擴充徹底に努むること。

(ホ) 地方死亡率特に乳幼児死亡率の低下及國民體位の向上を圖るため地方保健施設を擴大強化すること。

(ヘ) 人口増強を實現する爲、住宅の供給を確保し、其の配置の適正を圖り、不良住宅改善の徹底を期すること。

(ト) 國民營養の増進を圖る爲公益的配給施設の擴大に依り良質廉價なる食糧供給の潤澤を期す

ること。

三、開拓民の配置に關する事項

(一) 東亞共榮圈内に於ける内地人口の配分に關しては既往生活環境に於ける文化程度、所得、職業能力等及自然環境たる風土等の諸條件を考慮し、之に適應するやう移住地を決定すること。

(二) 東亞共榮圈内に於ける移住民に對しては、其の地域的資源開發利用及其他の經濟活動と其の文化生活を通し、東亞新秩序建設に協力せしむるやう之に積極的指導を加ふること。

(三) 東亞共榮圈内に對し本邦人口の移住地を出來得る限り分散的に擴大し、之に對し有機的關聯並に指導的統制を強化すること。

(四) 滿洲開拓民の擴充はもとより支那本土及内外南洋の開發に對しても各種職業層の人口を能ふ限り指導的に送定住せしむること。

四、食糧計畫に關する事項

將來人口の増強を遂ぐる爲、内外地に於ける食糧生産力を科學的に増進することを努むると共に、更に之を東亞共榮圈内に於ても確保すること。

五、必要な機關の新設、改善及擴充

(一) 人口の職能的、地域的再配置を遂ぐるに當り合目的なる轉業を促進するため、職業再教育機關の擴充を圖り、之が適當なる分布を期すること。

(二) 現在の教育制度に於ては敍上の人口再配置を遂ぐるに當り、之に適應せざる憾事とせず、仍て之が全面的なる革新を爲し右の目的に適合せしむること。

(三) 所謂移民の觀念を排除、優秀有爲なる日本民族が東亞共榮圈を指導開發することを目的として特別なる訓練機關を擴充すること。

(四) 人口の適正なる配置を策定實施する爲には、國民の身分、技能、所在、移動等に關し常時正確なる基礎資料を必要とするに依り、現行戶籍、人口動態統計、人口靜態統計、現行國民登錄其の他の諸制度を統合し「國民登錄局」(假稱)を新設し、其の中央機關たらしむること。

(五) 國土計畫の策定實施に當りては調査研究を要する事項頗る多し。故に之に關聯する既存の調査研究機關の擴充を圖り聯絡の促進に努むるとともに、綜合的調査研究を營む中心機關を設置するの要緊なるものあり。更に内地、外地及東亞共榮圈内の主要地域につき之等調査研究機關の適正なる地域的配置を考慮すること。以上

特別委員會及起章委員會出席委員氏名

(イロハ順) ◎印は起章委員

- 農林技師 ◎板井 申生
- 帝國農會參事 ◎石橋 幸雄
- 内務省都市計畫局 ◎石川 榮耀
- 東京地方委員會技師 土岐 章
- 子爵 沼田 征矢雄
- 滿洲國務院總務廳 厚生 技師 ◎大村 巳代治
- 中央社會事業協會 ◎大久保 滿彦
- 慶應義塾大學教授 ◎奥井 復太郎
- 安田生命保險株式會社 渡邊 定
- 醫師醫學博士 渡部 清子
- 婦人時局研究會

陸軍少佐 吉本 重章

三井報恩會參事 ◎横田 忠郎

厚生技師、醫學博士 ◎谷口 正弘

小樽高等商業學校教授 高橋 次郎

東北帝國大學講師 田中 館秀三

醫學博士 竹内 茂代

人口問題研究所研究官 ◎根村 當三郎

海軍少佐(人事局) 小手川 用彦

三井報恩會社會課長 遊佐 敏彦

東京市政調査會參事 平野 眞三

各部會研究報告題名及報告者氏名

第一部 人口問題に關する一般的研究

東亞新秩序と日本人口 早稻田大學教授 西野 入 徳

ワインベルグ遺傳統計法の批判 厚生省豫防局 津川 武一

日本人口の將來豫測 公衆衛生院教授醫學博士 川上 理一

人口調査新方式試案 公衆衛生院助手 久保 秀史

人口問題研究に有用なる諸數値に就て 東亞研究所 井上 謙二

富の分布の公式に就て 武蔵高等學校教授理學博士 小野 勝次

日本人の高死亡率の原因及その低下可能限度の考察 内閣統計局統計官 伊藤 清

安田生命保險株式會社 渡邊 定

醫師、醫學博士 渡邊 定

フランスの人口減少について

上智大學教授 ヨハネス・クラウス

戰爭の人口現象に及ぼす影響

元内務省顧問 布川 孫 一

戰爭と男兒出生率

恩賜財團濟生會 中川 安

恩賜財團濟生會 木口 駿 三

戰爭と亡命避難民

早稻田大學教授 出井 盛 之

栃木縣に於ける死産高率の實相

栃木縣統計課長 加地 成 雄

本邦肺結核死亡の時系列に關する統計的解析

(第一報季節的變化)

東京帝國大學醫學部 吉岡 博 人

東京帝國大學醫學部 有村 義 男

周禮より見たる支那古代土地人口に就ての私見

大東文化學院教授 加藤 梅 四郎

支那農村人口の家族構成

東亞研究所 柴 三九男

徳川時代の全國人口についての私見

中央社會事業協會 社會事業研究所 高橋 梵 仙

徳川時代農村人口の一面

一特に長期に亘る戸口及年齢別人口の増減について—
東京文理科大學(地理學)教授 内田 寛 一

江戸の町人人口に對する一考察

東京市史編纂室 藤見 安二郎

明治時代の人口問題と人口論

商工省囑託 吉田 秀 夫

本邦最近五ヶ年間の乳兒死亡率と

アルファ・インデックスに就て

大阪帝國大學醫學部助手 丸 山 博

北陸三縣特に石川縣に於ける内地間人口移動の

特殊性傾向と結核死亡高率との關係

石川縣衛生課、醫學博士 有馬 宗 雄

國防國家建設と人的資源の應急擴充策

日産電話會常務理事 宇 原 義 豐

第二部 東亞諸民族に關する研究

皇道主義植民政策

日本大學教授 河合 弘 道

植民の價値の評價に就て

鳥取高等農業學校教授 若 木 禮

世界新體制と人類平等

—移民差別待遇の撤廢—
外務省囑託 野 田 良 治

日本人植民の私見の一端

東京女子高等師範學校教授 飯 本 信 之

東亞諸地域に於ける日本人の人口動態

東亞研究所 瀧 井 生 三

東南亞細亞の種族的基底とその地政學的統一性

東京商科大學講師 江 澤 讓 爾

在臺内地人及臺灣本島人の自然的人口増加

に關する批判的考察

臺北帝國大學教授 (熱帯醫學研究所員) 曾 田 長 宗

臺灣に於ける内地人農民移民の實績と南洋開拓

東京帝國大學農學部教授 農 學 博 士 宗 正 雄

近き將來に於ける朝鮮人口の豫測

京城帝國大學醫學部助手 原 藤 周 衛

滿洲開拓の現段階に於ける若干の問題

高岡高等商業學校教授 小 寺 廉 吉

開拓民並に義勇隊の内地送出事情

千葉縣女子師範學校教授 尾 崎 虎 四郎

北滿開拓村の育兒法についての提唱

日本労働科學研究所長 醫 學 博 士 暉 峻 義 等

日本労働科學研究所 室 川 正 彦

北滿農村調査の印象 —特に農業労働に就て—

日本労働科學研究所 内 海 義 夫

北滿に於ける農業労働の特質

日本労働科學研究所 内 海 義 夫

東滿地方の土地所有について(第一報・第二報)

日本労働科學研究所 内 海 義 夫

白系露人の北滿に於ける部落建設の過程

日本労働科學研究所 内 海 義 夫

日本労働科學研究所長 暉 峻 義 等

滿洲産業開發と勞力問題

滿洲帝國國務院總 務廳企画處囑託 善 生 永 助

滿洲に於ける各民族(日・滿・蒙・蒙)の

出産力について(文書報告)

厚生 技 師 兼 人口問題研究所研究官 西 野 陸 夫

人口問題研究所研究官補 笠 間 尙 武

日支混血兒童の醫學的調査

東京市衛生試験所醫學博士 石 原 房 雄

東京市衛生試験所 佐 藤 一 二 三

華僑について

東亞研究所 原 徹 郎

隣領東印度の人種構造

東亞研究所 西村 朝日太郎

南方政策の再吟味

關西大學教授 中村 良之助

日本民族と南方植民

九州帝國大學農學部教授 伊藤 兆司

比律賓在留邦人今昔の感

南洋經濟研究所嘱託 三吉 朋十

南洋群島に於ける開拓農村の現状について

東京高等師範學校教授 花井 重次

日本民族の北方性

綜合北方文化研究會幹事長 伊藤 綠良

第三部 人口問題より見たる國土計畫

に關する研究

我國の人口問題と國土經綸の史的考察

農林技師 板井 申生

國土計畫に對する社會學的反省

慶應義塾大學教授 奥井 復太郎

題 未 定

内務技師(内務省計畫局) 中田 理夫

國土計畫の主要課題

生活關係成に關する試論

内務省都市計畫 東京委員會技師 石川 榮耀

地方計畫に就て

内務事務官(内務省計畫局) 玉越 勝治

國土計畫に於ける内地農村の取扱に就いて

三井物産會理事 小林 平左衛門

人口を中心とする大都市機能限界説

東京市役所 磯村 英一

帝都人口給養の安全に關する國土

計畫の必要性とその一案

糧友會主事 外岡 和雄

都市の不良住宅地區に於ける人口構成に就て

東京帝國大學都市學會幹事 渡邊 萬壽太郎

勞働力の都市集中化並に産業地帯

別に見たる人口現象に就て

東京職業紹介所主事補 小幡 佐七

日本農村の人口過剩問題

東北帝國大學講師 田中 館秀三

農村人口に關する一研究

文部事務官(專門學務局科學課) 犬丸 秀雄

農村に於ける死亡狀態の一例

東北地方經濟地理學會 山口 彌一郎

勞務者結核の社會經濟的考察

保險院施設課長 醫學博士 佐藤 正

米穀増産根本対策

辯護士 德村 謙吉

時局下農家勞働移動の促進過程

東京高等師範學校教授 野尻 重雄

良兵産出地帯の青少年人口調査

早稻田大學政治經濟學部 研究室 宮出 秀雄

新潟縣の出稼女工供給地域について

兵庫縣師範學校教授 合田 榮作

勞働力の構成要素について

厚生省嘱託(勞働局指導課) 三好 豐太郎

勞働人口の發展傾向 — 特に集中と分散について —

協同會嘱託(調査部) 孝橋 正一

勞力需給に關する要研究問題報告文書報告

熊本縣人吉職業紹介所長 鶴田 範壽

中小商業轉失業問題の發生の根據

小樽高等商業學校教授 高橋 次郎

中小工業再編成の方向について

協同會理事 大内 經雄

人口の都市集中と大都市疎開の一考察

大阪商科大学教授 金谷 重義

第四部 人口増加及國民資質向上に關する研究

吾教室に於ける出生調査成績

特に母性保護に直接關聯する事項に就て

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室醫學博士 佐藤 美實

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室醫學博士 瀨木 三雄

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室 勝野 六郎

吾教室に於ける分娩時並にその前後に於ける女子死亡の統計觀察 — 特に母性保護の醫學的基礎として —

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室醫學博士 瀨木 三雄

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室 勝野 六郎

吾教室に於ける早産兒(未熟兒)の統計的觀察

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室 永井 守一

東京帝國大學醫學部 産科婦人科教室 勝野 六郎

東北地方の出産力に關する研究

東北帝國大學醫學部教授 篠田 紘

農村に於ける乳兒の發育經過と母乳不足の現状について

日本勞働科學研究所所員 小宮山 新一

乳兒の人工榮養に就て

養育研究所 宇留野 勝正

岐阜縣坂祝村の環境調査成績

愛育研究所 内藤壽七郎

愛育研究所 加藤種一

愛育研究所 梅澤菊枝

愛育研究所 岩崎美代子

愛育研究所 武藤靜子

都鄙別に見たる乳幼児の身體發育狀況に就て

厚生技師兼人口問題研究所研究官 醫學博士 西野陸夫

厚生技師(社會局兒童課) 醫學博士 谷口正弘

人口問題研究所研究官補 横田年

人口問題研究所研究官補 笠間尙武

宇和島地方に於ける結核家族の檢診成績

愛媛縣宇和島保健所長 醫學博士 矢ヶ崎徳藏

巡回看護の作業と成績に關する考察

恩賜財團濟生會救療部長 醫學博士 飯村保三

女子醫學專門學校生徒の罹病狀態に關する調査研究 (第一報)

東京女子醫學專門學校 衛生學教室 醫學博士 吉岡博人

東京女子醫學專門學校 衛生學教室 立野君子

最近に於ける女學校生徒體格の全

國平均變遷傾向に就て

醫學博士 竹内茂代

大阪市内中小工場に從業せる少年工の體位に就て

大阪帝國大學教授 (國語部)醫學博士 梶原三郎

宮崎縣農業青年の體格と其の發育

日本青年男子の發育に關する時系列的調査による統計的研究

陸軍軍醫學校 森末新

戰時下婦人勞働に關する一考察

日本勞働科學研究所員 吉江良信

婦人勞務に關する調査

東京帝國大學醫學部 醫學博士 佐藤美實

生産擴充に及ぼせる禁酒の效果に就て

日本國民禁酒同盟總主事 小鹽完次

青年死亡率に就て

日本勞働科學研究所員 醫學博士 勝木新次

疾病上より觀たる日華兩民族の差異に關する二三の考察

上海自然科學研究所員 醫學博士 小宮義孝

齲齒蔓延狀況について

厚生省豫防局 高木圭二郎

農村に於ける母子保護に就て

厚生技師(社會局兒童課) 醫學博士 谷口正弘

母乳の保存對策に就て

廣島市體力課長 醫學博士 松林銷三

千葉・埼玉縣に於ける部落調査研究

厚生技師(豫防局)兼人口問題研究所研究官醫學博士 青木延春

東京市に於ける血族結婚の頻度

厚生省豫防局 津川武一

國民優生法について

厚生省豫防局優生課長 公衆衛生院 立川清

國民優生法の對象たる疾患について

厚生技師(豫防局)兼人口問題研究所研究官醫學博士 桑原驥兒

微毒蔓延の現状について

厚生技師(豫防局)兼人口問題研究所研究官醫學博士 青木延春

微毒蔓延の現状について

厚生技師(豫防局)醫學博士 石橋卯吉

厚生技師(豫防局)醫學博士 大橋政雄

娼妓の妊娠と其の經過について

愛知縣立中村病院 三輪春雄

人口増殖の障碍たる實笑問題

東京市厚生局 草間八十雄

先天性微毒兒(家族微毒)の運命及其の對策

廣島市會議員 醫學博士 松坂義正

癩死亡統計の誤謬とその訂正

星塚敬愛園長 醫學博士 林文雄

第五部 人口問題より見たる國民生活の動向に關する研究

戰爭と家の經濟

高松高等商業學校教授 大泉行雄

年金制度に關する覺書

鐵道技師(大臣官房保健課) 松本浩太郎

年金者の生命に關する研究

鐵道技師(大臣官房保健課) 中村清

郵便貯金に於ける都市對村落

逓信省貯金局 杉山和男

食生活と新體制

榮養研究所長 醫學博士 佐伯矩

非常時下に起り易き榮養障礙

榮養研究所 速水泷

外米の榮養學的檢討

榮養研究所 田村盈之輔

新體制と主食の形態

糧食會理事長陸軍主計少將 丸本彰造

代用食に對する條件と方策

榮養研究所 醫學博士 樋口太郎

最低營養要求量

國民食糧の營養學的檢討

國民食糧の基準に就て

人口問題と食物

食物の郷土特異性と季節變化性と
が國民營養に及ぼす影響について

救荒食品の營養學的貢獻

動物性蛋白質資源と淡水魚の養殖

戰時に於けるビタミン資源

母子營養管理の提唱

東京市内に於ける二・三母子ホームの獻立に就て

勞務者の營養と共同炊事の提唱

人口政策に對する産業組合の寄與

工場鑛山購買會に就て

營養研究所 藤本 薫喜

營養研究所 加藤 正吉

中央物價統制協力會議 志村 茂治

營養會會長 櫻澤 如一

滋養學大學教授 大森 憲太

營養研究所 井上 憲政

營養研究所 和田 富起

營養研究所 松室 秀夫

營養研究所 大磯 敏雄

營養研究所 松澤 九二雄

營養研究所 佐々木 理喜

日本勞働科學研究所員 有本 邦太郎

産業組合中央會 馬場 光三

全國産業組合聯合會 中山 三郎

報

住宅政策と生活改善に就て

民族増強と住宅政策

國民住居標準私案

本邦大都市に於ける土地建物の賃貸狀況

獨逸に於ける戰爭犠牲者保護政策
とその小移住地の建設

保護少年に於ける家庭的影響とその心身發育率

犯罪——特に年少者犯罪に關する研究

乘兒に關する研究

貧困率に就いて

國民資質向上施策の編成

國民厚生政策としての社會事業新體制に就て

水産食糧問題協議會の成立

十二月二十一日赤坂三會堂に於て創立總會を開催左
記の趣意及規約により本會の設立を見た。

創立趣意書

由來我が國ハ食糧自給力ノ強大ヲ誇リ、事變勃發以

來實ニ四年ノ久シキニ互リ、甚ダシキ支障ヲ生ゼザリ
シガ如シト雖、時局ノ進展ニ伴ヒ國民食糧ノ確保ニ關
シ、前途ハ必ズシモ樂觀ヲ許サザルモノアリ。

惟フニ、水産食糧ハ、我が國民營養上極メテ重要ナ
ル地位ヲ有スルモノナルコトハ、夙ニ科學的ニ究明セ
ラレ、學界ニ定説ノ存スル所タルハ勿論、今次事變ヲ通
ジテ明白ニ實證セラレ、最早論議ノ餘地ナキ所ナリ。

然ルニ、之ニ關スル國民一般ノ理解認識甚ダシク缺如
シ、官民ノ施設計畫ニ於テモ、果シテ科學的基礎ヲ有
スルヤヲ疑ハシムルモノ尠ナカラザルハ、國家ノ爲、
眞ニ遺憾ナリトス。

今ヤ高度國防國家建設ノ爲、國民總力ノ傾注ヲ要ス
ル重大時機ニ方リ、苟クモ、國民營養ノ本源ニ不安ヲ
感ゼシムルガ如キハ、一意食糧報國ニ邁進シツツアル
吾等ノ忍ブ能ハザル所ナリ。乃チ、今回、吾等各國體相
謀リ、水産食糧問題協議會ヲ結成シ、食糧國策ノ確立ト
其ノ完遂トニ萬全ヲ期センコトヲ企圖セル所以ナリ。

水産食糧問題協議會規約

第一條 本協議會ハ水産食糧問題協議會ト稱ス

第二條 本協議會ハ高度國防國家建設ノ基礎條件タル
水産食糧ノ確保ニ關スル方策ノ樹立實行ヲ期スルヲ
以テ目的トス

第三條 本協議會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業
ヲ行フ

一、國民營養ノ基礎タル水産食糧ノ重要性ニ關スル
研究調査

二、水産食糧ノ國策確立ニ關スル研究調査

迄下ス

- 三、水産食糧ニ關スル諸方策ノ建議請願
- 四、水産食糧ニ關スル智識ノ普及徹底
- 五、水産食糧ニ關スル資料ノ頒付、懇談會、講演會、展示會等ノ開催
- 六、其他本協議會ノ目的達成上必要ナル事業

第四條 本協議會ノ事務所ハ帝國水産會内ニ置ク

第五條 本協議會ハ正會員及贊助會員ヲ以テ組織ス

水産關係團體ヲ以テ正會員トス

本協議會ノ趣旨ニ賛成シ其ノ事業ヲ援助スルモノヲ以テ贊助會員トス

第六條 本協議會ノ經費ハ會費及寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 本協議會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 一名

理事 若干名

幹事 若干名

本協議會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第八條 會長、副會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ推薦ス

幹事ハ會長之ヲ委嘱ス

第九條 本協議會ニ水産食糧計畫委員會ヲ置ク其ノ組織、運用等ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 左ノ各號ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

一、規約ノ變更

二、收支豫算及收支決算

第十一條 本協議會ノ存續期限ハ昭和十六年六月末日

婚姻總數(速報)全國(但し東方新領土を除く)

一九四〇年 一九三九年

第一四半季 二四〇、五六八 一六四、一七四

第二四半季 一七七、五三〇 二二二、六四二

前半年計 四一八、〇九八 三九六、八一六

婚姻率 舊領域内(人口千に付)

一九三七年 一九三九年 一九四〇年

第一四半季 六・九 六・七 七・一 一一・五

第二四半季 九・九 一一・〇 一一・〇 八・四

第三四半季 九・〇 九・〇 一〇・九

第四四半季 一〇・七 一〇・八 一五・六

婚姻率 獨逸全國(人口千に付)

一九三九年 一九四〇年

第一四半季 八・三 一一・〇

第二四半季 一一・七 八・八

第三四半季 一一・四

第四四半季 一五・七

平均 一一・八

ナチス人口政策の成巧は世界の識者の同く承認するところであるが、昨三九年九月に始まる今次歐洲動亂の渦中にあつても却つて出生の著増を見るが如き寔に腔目に値ひする成績を示してゐる。いまその大要を獨逸統計局公表の數字によつて示せば次の如くである。(Wirtschaft und Statistik 1940 Nr. 13 u. 18 参照)

大量の戦時結婚は漸く減少の傾向を示してきた

戦争勃發と同時に大量の「戦時結婚」の成立を見たことは既に本誌第一卷第四號彙報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡統計の發表」中に記載せる如くであるが、この所謂戦時結婚はその後幾分下火となり、今年四月戦線の活潑化に伴ふ賜暇歸郷の停止と共に略終りを告げたと見ていゝ。尤も最近の婚姻著増は適齡男子人口の涸渇によつても早晚終熄すべき筈のものではあつたわけである。その數字を示せば次の如くで、

今年第二四半季の婚姻數は前年同季に較べて約五萬五千餘件少い。が今年前半年分の總計に於てはその對前年比は猶ほ二萬一千餘件の増加となつてゐる。また之を婚姻率に見ると今年第二四半季の八・八(全國)といふ數字は前年同季に較べて二・九の減少となるが、昨年同季の高い婚姻率はオストマルク及ズデーテン地方に出現した莫大な滞留結婚の成立に因るところが少くないことも顯慮すべきであらう。

尙、現下の動員は獨逸諸種族の凡てに對して均等に
行はれてゐるので婚姻率の低下は各地方とも共通だ
が、とはいへウーロン(一五・二)、ザルツブルグ(一四・
二)、チロル(一四・一)、シュタイエルマルク(一二・八)、
ケルンテン(一二・七)の諸縣及びズデーテンランドに
於てはその低下に拘らず絶對數値はなほ異常に高い。

出生率に見ても戦時下に却つて
上昇の跡を見せてゐる

大量の戦時結婚に表現された獨逸國民の逞しい生活
意欲は出生の著増となつて現實に實證されてゐるとこ
ろで、殊に今年(一九四〇年)第一四半季に於ける對
前年同季の出生増は五二、四九一人(舊波蘭領の部分
を除く全國)、この内今年の閏日の出生數五、二三〇人
を除いても猶ほ四七、二六一人の純出生増を示し昨年
同季に對し一一・六%の増加となつてゐる。特にオス
トマルク以下の新領土に於ける對前年同季の増加は三
五・四%即ち三分の一を超えるといふ盛況である。併
し舊領土に於てもその八・三%の増加は昨三九年第一
四半季の對前年増加歩合が四・九%であつたことを思
ひ合はせると注目に値ひするものといつていい。昨三
九年第四四半季に於ける出生減退は同年初頭の流行性
感冒の結果として度外視し得るとすると戦時下獨逸の
出生力は開戦と同時に却つて益、好調を示してきたこ
とになる。特に今年第一四半季に於ける高出生率を地
方別にみるとオストマルク及びズデーテンランドが特
に顯著で、ケルンテン及びザルツブルグの兩縣の三一・

四、チロル縣の二九・七、オーベルドナウ縣の二九四
等前世紀末の數値を再現するといふ有様である。
たゞ今年の五月には増勢は稍、衰へを見せ(對前年
同月増一・七%)、六月に到つて初めて對前年同月比の
出生數に減退を示すに到つたが、之は昨三九年夏の青
壯年男子大量動員の影響に歸せらるべきものである。
併し本年前半期の通計に於ては出生數は前年同期に較
べて猶ほ五萬一千餘の増加を見たこととなる。出生數
及び出生率を掲ぐれば次の如くである。

出生總數(速報)全國(但し舊波蘭領
の部分を除く)

第一四半季	四五八、六七八	一九四〇年	一九三九年
第二四半季	四二二、八八七	一九三九年	一九三八年
計	八七二、五六五	一九三九年	一九三八年

出生率 舊領土内(人口千に付
一ヶ年分に換算)

第一四半季	一九四	一九三九年	一九三八年
第二四半季	一九四	一九三九年	一九三八年
第三四半季	一八・一	一九三九年	一九三八年
第四四半季	一八・三	一九三九年	一九三八年
平均	一八・八	一九三九年	一九三八年

出生率 全國(人口千に付
一ヶ年分に換算)

第一四半季	二〇・六	一九三九年	一九四〇年
第二四半季	二〇・八	一九三九年	一九四〇年
第三四半季	二〇・五	一九三九年	一九四〇年
第四四半季	一九・六	一九三九年	一九四〇年

平均 均 二〇・四

が本年五・六月に現はれて來た大量動員の影響の今
後の動向を推察してみらるに、出生減退が之以上にさし
て悪化しないだらうといふことはナチスの人口政策的
諸方策から推察し得るところで、例へば昨年十月中旬
對ポーランド戰の終了後に多數の兵士を歸郷させてゐ
る様な事例もその一つに擧ぐべきものである。事實ま
た今年七・八月に於ける大都市の報告は再び出生の増
加を語つてゐる。特に之を前世界大戰當時と較べてみ
ると格段の相違で、今年六月の對前年同月出生減一四・
九%の數字は之を一九一五年五月即ち前大戰の開始後
九ヶ月の對前年同月出生減三〇・三%に較べるとその
半分以下の數値に過ぎない。惟ふに前世界大戰當時は
出生率は既に漸減傾向を辿つてをり、戦時下の生活難
と漸く甚しからんとする國民の頹廢は産兒制限思想の
格好の温床となり、搦て、加へてマルクス主義的及自
由主義的諸政黨は之を一層速進するといつた事情にあ
つたが、反之、今次動亂はナチスの人口政策的諸方策と
兼ねてまた國民世界觀の轉廻によつて獨逸國民が出
生率向上の上り坂にある時に發生したわけである。だ
からこそ獨逸國民の生活意欲と勝利への意欲とは指導
者への堅き信頼と相俟つて、戰爭中と雖もなほ出生力
の向上を期待し得べしといふ獨逸統計局の意見も決し
て無理とはいへない。なほ今次戰爭の戦死者數が前大
戰時(最初の五ヶ月間に戦死二十五萬)と較べて極め
て輕いことも其の人口政策的意義は極めて大きい。

死亡率もさして悪化をみせず、
乳児死亡率は開戦後に一時一層
の低下をさへみる

死亡率は出産増加に伴つて多少増加するのが普通だが、戦時下獨逸の死亡率は酷寒に厄ひされた今年第一四半季を除いてさして悪化の兆はない。特に一歳以下の乳児死亡率の如きは開戦後更に低下をみせ、對前年同季に於ても亦低下してゐる如き好成績を示してゐる。之を表示すれば次の如くである。

死亡率 舊領土内 (人口千に付)

第一四半季	一九三七年	一九三九年	一九四〇年
第二四半季	一三・六	二二・一	一四・二
第三四半季	一一・五	二二・〇	二二・四
第四四半季	一〇・一	二〇・六	一〇・五
平均	一一・五	一一・八	二二・三
平均	一一・七	一一・六	二二・三

死亡率 全國 (人口千に付)

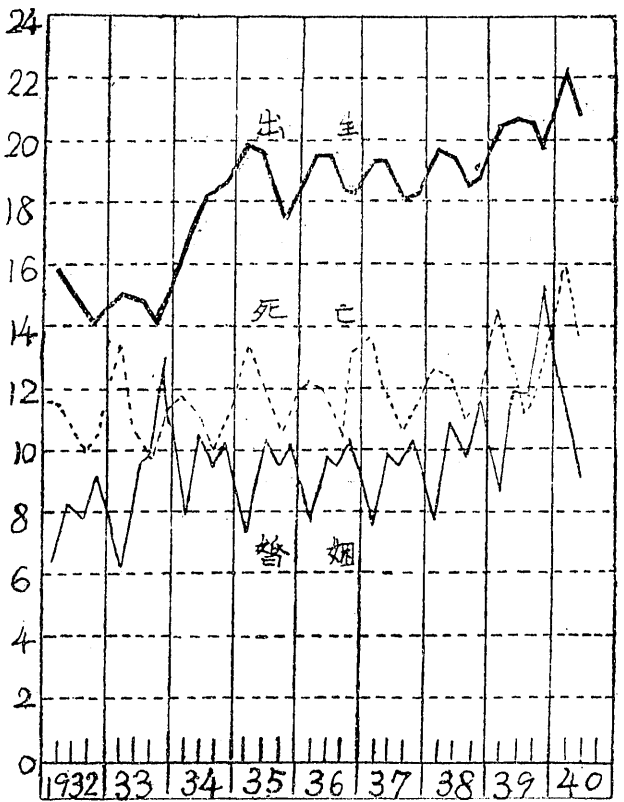
第一四半季	一九三九年	一九四〇年
第二四半季	一四・九	一六・一
第三四半季	一一・七	一三・五
第四四半季	一〇・六	一一・三
平均	一一・三	一一・三
平均	一一・六	一一・六

乳児死亡率 舊領土内 (出生百に付)

第一四半季	一九三七年	一九三九年	一九四〇年
第二四半季	七・九	六・二	六・八
第三四半季	六・五	六・二	六・一
第四四半季	六・五	六・二	六・五

婚姻出生及死亡率の變動

1932-1940 (第二四半季)
人口千に付 一ケ年分に換算



1939年以降はオストマルク・ズデーテンランド・メーメル
及ダンテヒを含む

第三四半季	一九三九年	一九四〇年
第四四半季	五・五	五・八
平均	五・七	五・八
平均	六・四	六・〇

乳児死亡率 全國 (出生百に付)

第一四半季	一九三九年	一九四〇年
第二四半季	七・一	七・四
第三四半季	六・三	六・七
第四四半季	五・六	五・八
平均	六・二	六・二

尙、今年第二四半季に於ける人口一萬五千以上の市
町村に於ける主要死因別統計を掲ぐれば左の如くで
ある。

人口一萬五千以上市町村の主要死因

定住人口中の死亡數 人口千に付

チブス	一九四〇年	一九三九年	一九三九年
癩疹	一四・六	一四・一	一四・一
猩紅熱	三・三	一・六	一・一
百日咳	二・六	二・四	一・一
ジフテリア	八・〇	七・五	一・〇
流行性感胃	一・三	一・四	一・〇
結核	六・四	五・六	六・六
肺及悪性腫瘍	一三・四	一三・四	一五・七
糖尿病	一・七	一・七	二・一
腦卒中及癱瘓	八・三	八・四	一〇・〇

心臟病	一五、七三	一六、三三	一八、六	一九、一
氣管支炎	一、三〇	一、三〇	一、六	一、四
肺炎	七、九〇	七、八二	九、二	九、三
盲腸炎	四、二	五、七	〇、五	〇、七
腎臓炎	一、四七	一、五〇	一、七	一、八
産後諸病その他 産婦の傷害	五、〇	五、〇	三、七	三、五
老衰	八、〇三	七、〇三	九、三	八、二
自殺	三、〇二	二、八〇	二、七	三、三
他殺	七、五	二、〇	〇、一	〇、一
不慮の傷害	三、〇六	二、九〇	三、六	三、四
一歳未満の特殊死因				
早産	一、九〇	二、〇三	二、〇	二、〇
先天的畸形 質及分娩による 産兒の障害	二、五五	二、五五	二、七	二、七
腸カタル	一、〇八	七、六	六、九	五、〇
梅毒	三、六	一、七	〇、三	〇、二

ボヘミア・モラヴィア兩獨逸保護領に於ける最近の人口動態

昨三九年三月保護領として大獨逸の一部へ編入されたボヘミア及びモラヴィアも其の政治的解放と經濟的回復の兆候を人口現象の上に明瞭に觀取せしめる。昨三九年に於ける婚姻の著増はその前奏曲といつてよく、其の婚姻率（一一・五）は舊チェコスロバキア共和國內にあつては世界大戦後の十ヶ年間を除いて嘗て實現されたことのなかつたものである。今年に入つて更に出生の著増を見るに到つたのは當然で、その主要數字を掲ぐれば左の如くである。（Wirtschaft und Statistik 1940 Nr. 13 u. 18 所載）

年次	婚姻率	出生率	死亡率 (死産を除く)	自然増 加率	乳兒死 亡率 (出生百 に付)
一九三〇	九・五	一九・三	一三・二	六・一	
一九三一	九・一	一八・二	一三・四	四・八	
一九三二	九・〇	一七・七	一三・四	四・三	
一九三三	八・六	一六・五	一三・〇	三・五	
一九三四	八・三	一五・九	一二・五	三・四	
一九三五	七・九	一四・七	一二・七	二・〇	
一九三六	八・二	一四・六	一二・八	一・八	
一九三七	八・七	一四・四	一二・八	一・六	
一九三八	八・三	一五・二	一二・二	二・〇	
一九三九	一一・五	一五・七	一二・八	一・九	九・五
〃(一二月)	八・四	一五・二	一二・八(一)〇・六	一・六	一〇・六
〃(四—六月)	一〇・七	一五・九	一二・三	一・六	一〇・五
一九四〇					
〃(一—三月)	二・〇	一八・一	一六・五	一・三	一〇・三
〃(四—六月)	一〇・一	一八・四	一五・〇	三・四	一〇・九

ナチスの新離婚法と一九三八年の離婚統計

一九三八年七月六日公布、同年八月一日より實施されたナチス獨逸の新「婚姻法」、詳しくは「埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」は婚姻を以て個人的利害關係によつて結合された一種の契約なりとする従來の自由主義的基調に根本

的なる轉換を行ひ、婚姻と家庭とは民族的共同生活の根基にして其の内容の如何は民族共同體の價值と存続にとつて決定的なる意義を有すとの根本精神を以て置き換へらるゝに到つた。この改正精神が特に離婚法に對して有つ意義は人口政策的觀點から見て極めて重大であるといへよう。一言にしていへば新離婚法は民族共同體に對して最早何らの意義を有せずと認定せらるゝに到つた婚姻關係に對して單にそれだけの理由で離婚することを承認するに到つたわけで、それが新しき婚姻生活に於て更めて民族共同體に對する貢獻を爲すべきことを要望せるものであるはいふ迄もない。

特に舊埃太利に於ける婚姻關係

新婚姻法が特に「埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und der Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet と呼ばれるのは獨逸合邦後オーストリアに於ける従來の特に錯雜せる婚姻現象を法律的に整理することを其の一つの主要目的としてゐたからである。蓋し同地方のカトリック教徒はその教義の立て前よりして離婚を認められず、單に別居 Scheidung von Tisch und Bett が許さるゝのみで、従つて再婚は不可能であつた。とはいへ別居後の新しい同様生活は現實の事實なので一九一八年以後は特別免除により之を承認する事となり、所謂 Dispensene なるものの成立を見るに到つた。之は法律的には非合法的なるものであつたが、併し時としては裁判所に於

てこの種婚姻關係を事實上の婚姻として取り扱はざるを得ない場合があるので、さうすると結果に於ては國家は正式に二重婚を認めるといふ様な法律上の混亂が惹起された。一九三四年以後は Dispensate なるものは再び許されなくなつたが、この爲に非合法的婚姻關係は又著しく増大したことになる。右の如き實情に對し三八年の新婚法は事實上の婚姻關係を正當な婚姻關係として認めるといふ立て前此の混亂を統一したもので、其の第百十五條は別居婚の状態に在る者の孰れか一方に新離婚法による離婚の申請を爲し得る旨規定してゐる。之により大部分の者は正式に離婚を許可せらるゝに到つたわけで、三八年八月一日より同年十二月末日までの間に之によつて離婚を正式に認可せられたる件数は三六、七二六件の多きに及んでゐる。反之、本法第百二十一條は所謂 Dispensate の一方又は舊婚姻者の上告によりこの Dispensate を無効とするを得る旨規定してゐるが、本規定による無効上告は三、九年四月一日までに僅かに四〇件、内一四件は其の上告を拒否されてゐる。なほ第百二十二條は前條の上告なき限り又上告あるも拒否される場合 Dispensate を正當の婚姻として認め従つて舊婚姻關係は離婚となる旨規定してゐる。

所謂第五十五條の内容

右の如き離婚の承認は婚姻關係が國民共同體に對して最早何らの價值なき場合には單にそれだけの理由で離婚を認可するといふ新離婚法の精神に基くもので、特に其の第五十五條の規定によるものであるが、新離

婚法も亦從來の姦通その他による離婚理由をも列挙してゐるので、言ひ換へれば之らの理由の外に更に之らの婚姻義務の毀損なき場合にあつても現在の婚姻關係が國民社會主義的意味に於て婚姻の本質に戻り、生活共同體の持續又は再建が到底期待し得ずと認めらるゝ場合にその離婚を承認し、新しい互に幸福なる結婚によつて國民共同體に對する義務を充足する途を拓くこととなつたわけである。

その他の離婚理由については大體舊法規と同じであるが、過罪による離婚の場合としては、第四十七條に姦通を、第四十八條に生殖の拒否を、第四十九條に其の他の重大なる過失或は不名譽乃至非道德的なる行爲を擧げてをり、其の他の理由による離婚の場合としては第五十條に精神的障害に基く擧動を、第五十一條に精神病を、第五十二條に傳染病或は忌ふ可き病氣を、第五十三條に不妊症(遺傳的に健康なる子孫を)を擧げてをり、第五十四條に以上第五十乃至五十三條の適用が道德的に正當視し得ざる場合の除外規定を擧げて後、更に第五十五條として同棲生活の解體を擧げてゐる。その全文(假譯)を掲ぐれば次の如くである。

第五十五條 同棲生活ノ解消

(一) 夫婦ノ同棲生活ガ三ヶ年以來停止セラレ且ツ婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果婚姻ノ本質ニ相應セル共同生活ノ期待シ難キトキ、夫婦ノ一方ハ離婚ヲ望ムコトヲ得

(二) 離婚ヲ望ム配偶者ガ家庭生活ノ破滅ノ全的或ハ主ナル責任者ナルトキハ他ノ配偶者ハ離婚ヲ拒否スルコトヲ得。但シ婚姻ノ本質並ニ兩配偶者ノ全擧動ノ

正當ナル評價ニヨリ婚姻ノ持續ヲ道德上正當視シ得ザルトキハ離婚ノ拒否ハ無効トス

一九三八年の離婚統計

尙、一九三八年年度の離婚統計によると舊民法の規定に因る離婚数は總計三四、九四六件、新婚法の規定に因る離婚數中舊民法によつても同様に離婚し得たりと考へらるゝもの(即ち第五十五條に因る離婚を除く數)一二、五四六件、特に第五十五條に因る離婚數は二、〇〇五件で、其の内譯は別掲の如く表中有罪宣告を伴はざる離婚件數は實に九二〇件、第五十五條に因る離婚總數の四五・九%に及んでをり、且つ第四十七乃至四十九條に因る有罪宣告を伴ふもの二〇六件も反訴又は離婚理由の強化の爲めの結果である。表中第六十一條第二項とは離婚が第五十條乃至五十三條又は第五十五條に因つて行はるゝ場合、原告側に過失による離婚の告訴を受くべき事實あるときは被告側の反訴によることなしに單に其の申請により有罪の宣告をなすことを得るとの規定をいふ。

尙、一九三八年年度の離婚を婚姻年度別に見た集計も別掲の如くで、一九三三年と三二年との間を境としてそれ以前の婚姻者には離婚數の對前年増が著しいのが注意を惹く。その理由は大部分第五十五條に因るものと見てよい。

又、一九三八年年度の離婚總數をその婚姻中に生まれ

子供數	離婚總數	百分比
〇	二一、四七七	四三・四%

一	一五、〇九〇	三〇・五
二	七、六三四	一五・四
三	二、九九八	六・〇
四	一、一七六	二・四
五及其以上	一、二二二	二・三
	四九、四九七	一〇〇

特に婚姻年次一九二一—三〇年夫婦の離婚件数(一九三八年)を第五十五條によるものと然らざるものと

婚姻法第五十五條に因る離婚件数

離婚を望める者

(一九三八年中、埃太利等を除く舊領土内)

〇	七、〇〇〇(四〇・二%)	四〇(五五・五%)
一	五、五三二(三〇・四%)	三三(六・七%)
二	三、〇五七(一七・四%)	八七(一・八%)
三	一、七六八(一〇・二%)	二四(三・二%)
四	四八九(二・八%)	三(〇・四%)
五及其以上	二、三八八(一三・〇%)	三(〇・四%)
計	一七、五八二	七九

(Wirtschaft u. Statistik 1939 Nr. 23所載)

有罪宣告	夫			妻			夫妻共	共に無罪	計
	夫	妻	夫妻共	夫	妻	夫妻共			
第六一條第二項	五一〇	六三	六六	六一	一七	四二	六三	五	八七九
第四七條のみ	六〇	—	七	七	五	—	一三	二	九八
第四七條が第四九條と結合	四	—	—	二	—	—	二	—	二
第四八條	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第四九條	四一	二二	七	二二	四	—	八	—	九八
有罪宣告なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六一五	七六	八〇	九三	二六	四三	八六	七	五九一〇八
總計	一一三二九	八〇五四八	九三二六	二六四	二六〇	二六〇	二六〇	二、〇〇五	二、〇〇五

婚姻年數別離婚集計

婚姻年數	婚姻の年次	離婚數	婚姻一萬に付離婚	内第五十五條に因る離婚	婚姻の年次	婚姻一萬に付離婚	婚姻の年次	婚姻一萬に付離婚
〇	一九三八	一九九	三・一*	—	一九三七	三・一*	一九三六	二・八*
一	一九三七	一、七四七	二八・二	—	一九三六	二七・七	一九三五	三四・一

一九三八年

一九三七年

一九三六年

二	一九三六	二、八五三	四七・三	一	一九三五	五四・一	一九三四	五七・九
三	一九三五	三、七二九	五八・六	〇・二	一九三四	六〇・七	一九三三	六七・五
四	一九三四	四、四一七	六一・九	〇・七	一九三三	六三・二	一九三三	七三・五
五	一九三三	三、七〇三	六〇・九	〇・八	一九三二	六三・七	一九三一	六九・〇
六	一九三二	三、〇六〇	六四・五	一・一	一九三一	五九・八	一九三〇	六三・五
七	一九三一	二、七四八	五八・五	一・三	一九三〇	五〇・九	一九二九	五七・八
八	一九三〇	二、五七二	四九・八	一・一	一九二九	五〇・四	一九二八	五三・九
九	一九二九	二、六一七	四九・四	一・四	一九二八	四六・二	一九二七	五〇・八
十	一九二八	二、三九二	四五・五	一・四	一九二七	四三・四	一九二六	四八・八
十一	一九二七	一、九五七	四一・四	一・一	一九二六	四一・一	一九二五	四一・八
十二	一九二六	一、六〇九	三八・六	一・九	一九二五	三七・八	一九二四	四一・〇
十三	一九二五	一、四三二	三四・六	一・六	一九二四	三五・四	一九二三	三六・五
十四	一九二四	一、二二三	三三・一	一・八	一九二三	三一・八	一九三二	三三・六
十五	一九二三	一、五四三	三二・四	二・一	一九三三	二七・五	一九三一	二八・八
十六	一九二二	一、五二一	二七・八	一・六	一九三二	二五・九	一九三〇	二七・八
十七	一九二一	一、四六二	二五・八	一・五	一九三〇	二三・二	一九二九	二七・七
十八	一九二〇	一、六五八	二四・〇	一・六	一九二九	二二・一	一九二八	二九・八
十九	一九一九	一、三九八	二三・一	一・七	一九二八	二五・五	一九二七	二九・一
	一九一五—一九一八	一、九二二	二六・一	二・四	一九二四—一九二七	二二・四	一九二四—一九二六	二四・二
	一九〇九—一九一四	二、二六一	一四・一	一・九	一九〇八—一九一三	一一・五	一九〇八—一九一三	一三・四
	一九〇八及それ以前	一、四七四	四・六	一・一	一九〇七及それ以前	四・〇	一九〇七及それ以前	四・七

(備考) * その年の新婚一萬に付